

青森市こども計画

令和6年度～令和10年度



子どもの権利を保障し、
未来を担うこども・若者と子育て世代を応援するまち
～子育て先進都市 青森市の実現～



目 次

第1部 総論

I 計画の基本的事項

I - 1 計画策定の趣旨	4
I - 2 計画の位置付け	6
I - 3 計画の期間	7
I - 4 計画の対象	7
I - 5 計画の推進	7
I - 6 青森市総合計画前期基本計画との相関図	8
I - 7 SDGsへの取組について	9

II こどもと家庭を取り巻く状況

II - 1 人口の変化と少子化の状況	10
II - 2 子育て世帯の状況	16
II - 3 こどもをめぐる問題	18
II - 4 アンケート調査について	21

III 計画の基本方向

III - 1 基本理念	42
III - 2 基本理念を実現するための施策展開	43
III - 3 施策体系	44

第2部 各論

I ライフステージを通した支援

I - 1 こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等	48
1 こどもの権利を大切にする意識の向上	48
(1) こどもの権利の普及啓発	48
(2) 青森市子どもの権利の保障に関する行動計画の推進	49
(3) 人権教育の推進	49
2 こども・若者の意見表明・参加の促進	52
(1) 青森市子ども会議の活動の推進	52

（2）こども・若者の意見表明・参加の機会の充実	52
3 権利侵害からの救済	55
I - 2 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり	57
1 遊びや体験活動の推進、生活習慣の形成・定着	57
（1）遊びや体験活動の充実	57
（2）読書活動の充実	57
（3）生活習慣の形成・定着	58
2 こどもまんなかまちづくり	64
3 こども・若者が活躍できる機会づくり	67
（1）自国文化・異文化理解、国際交流等の推進や教科横断的な教育の充実	67
（2）帰国児童生徒、外国人のこどもたちに対する支援	67
4 こども・若者の可能性を広げていくためのジェンダーギャップの解消	70
（1）男女共同参画への理解の促進	70
（2）性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する理解や支援	70
I - 3 こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供	73
（1）プレコンセプションケアを含む成育医療等に関する相談支援	73
（2）小児慢性特定疾病・難病などを抱えるこども・若者への支援	74
I - 4 こどもの貧困対策	78
（1）教育の支援	80
（2）生活の安定に向けた支援	81
（3）保護者に対する職業生活の安定と向上に向けた就労の支援	81
（4）経済的支援	82
I - 5 障がい児支援・医療的ケア児等への支援	83
（1）地域における支援体制等の強化	83
（2）保育所等におけるインクルージョンの推進	84
（3）特別支援教育の充実	84

I - 6 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援	89
1 児童虐待防止対策等の更なる強化	89
(1) 児童虐待の防止	89
(2) 社会的養護の推進	89
2 ヤングケアラーへの支援	92
I - 7 こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組	94
1 こども・若者の自殺対策	94
2 犯罪被害、事故、災害などからこども・若者を守る環境整備	96
(1) 犯罪被害や有害情報から守る活動	96
(2) 交通安全対策	96
(3) 道路交通環境の整備	97
(4) 災害に対する備え	97

II ライフステージ別の支援

II - 1 こどもの誕生前から幼児期まで	104
1 妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない保健・医療の充実	104
(1) 妊娠前から妊娠期、出産、子育て期の母子保健の充実	104
(2) 妊産婦の医療費助成	105
2 こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実	109
(1) 乳幼児期の教育・保育	109
(2) 幼児教育・保育と小学校教育の円滑な接続	110
(3) 地域における子育て当事者の孤立対策	110
II - 2 学童期・思春期	116
1 こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育	116
(1) 個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実	116
(2) 教育環境の整備・強化	116
(3) 学校における障がいのあるこどもなどへの支援	117

(4) 学校・家庭・地域の連携・協働の推進	117
(5) いじめ防止・不登校のこどもへの支援や体罰等の 防止	118
(6) こどもの健康や体力の向上	118
(7) 主権者教育	119
2 こども・若者の視点に立った居場所づくり	126
3 小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころ のケア	129
(1) 小児医療体制の充実	129
(2) 心身の健康等についての情報提供やこころのケア	129
II-3 青年期	133
1 高等教育の修学支援	133
2 ニートやひきこもりなどの悩みや不安を抱える若者やその 家族に対する相談体制の充実	135

III 子育て当事者への支援

III-1 子育て世帯への経済的支援	137
III-2 地域子育て支援、家庭教育支援	141
(1) 地域における子育て支援	141
(2) 家庭教育支援	141
III-3 共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画 促進・拡大	145
III-4 ひとり親家庭への支援	148

資料編

1 青森市子どもの権利条例	154
2 青森市子ども会議からの意見聴取	160
3 策定経過	161
4 青森市健康福祉審議会条例	162
5 青森市健康福祉審議会規則	164
6 青森市健康福祉審議会 児童福祉専門分科会 委員名簿	166
7 青森市民憲章	167

第1部 総論

I - 1 計画策定の趣旨

- 本市では、国際条約「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）※」の理念に基づき、子どもが愛情をもって育まれ、毎日をのびのびと生き、自分らしく豊かに成長し、発達していくことができるよう、子どもにとって大切な権利の保障を図ることを目的として、「青森市子どもの権利条例」を、平成 24 年 12 月に制定し、子どもの権利についての普及啓発や子どもが意見表明し参加する場として青森市子ども会議を設置するなど、子どもの権利を保障するための取組を進めてきました。
- また、平成 15 年 7 月に制定された次世代育成支援対策推進法に基づき、少子高齢化の進展や核家族化、地域における連帯感の希薄化、女性の社会進出の増加など、子どもを取り巻く社会情勢が変化する中で、社会全体で子どもが健やかに心豊かに育まれる環境づくりを推進することを目的に、「市町村行動計画」として、「青森市子ども総合プラン」を策定し、子どもと子育て家庭を支援する取組を進めてきました。
- この間、令和 5 年 4 月 1 日には、すべての子どもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、子ども政策を総合的に推進することを目的として、「子ども基本法」が施行され、同法に基づき、子ども施策に関する基本的な方針等を定めた「子ども大綱」が令和 5 年 12 月 22 日に閣議決定されました。
- この「子ども大綱」は、これまで別々に作成・推進されてきた、少子化社会対策基本法、子ども・若者育成支援推進法及び子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に基づく 3 つの子どもに関する大綱を一つに束ね、子ども施策に関する基本の方針や重要事項等を一元的に定めたものとなっています。
- 子ども基本法では、市町村は「子ども大綱」及び「都道府県子ども計画」を勘案して、「市町村子ども計画」を定めるよう努めることとされています。

※児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）：世界中の子どもたち一人ひとりに人間としての権利を認め、子どもたちがそれらの権利を行使できるよう、1989 年（平成元年）に国際連合において採択され、我が国は 1994 年（平成 6 年）に批准している。

○また、令和 5 年 12 月 22 日には、若い世代が希望どおり結婚し、希望する誰もがこどもを持ち、安心して子育てできる社会、こどもたちが笑顔で暮らせる社会の実現を目指し、令和 6 年度からの 3 年間で集中的に取り組む具体的な取組を示した「加速化プラン」を盛り込んだ「こども未来戦略」が閣議決定されたほか、令和 6 年 4 月 1 日には、児童等に対する家庭及び養育環境の支援を強化し、児童の権利の擁護が図られた児童福祉施策を推進するため、要保護児童等への包括的かつ計画的な支援の実施の市町村業務への追加等を内容として、児童福祉法が改正されました。

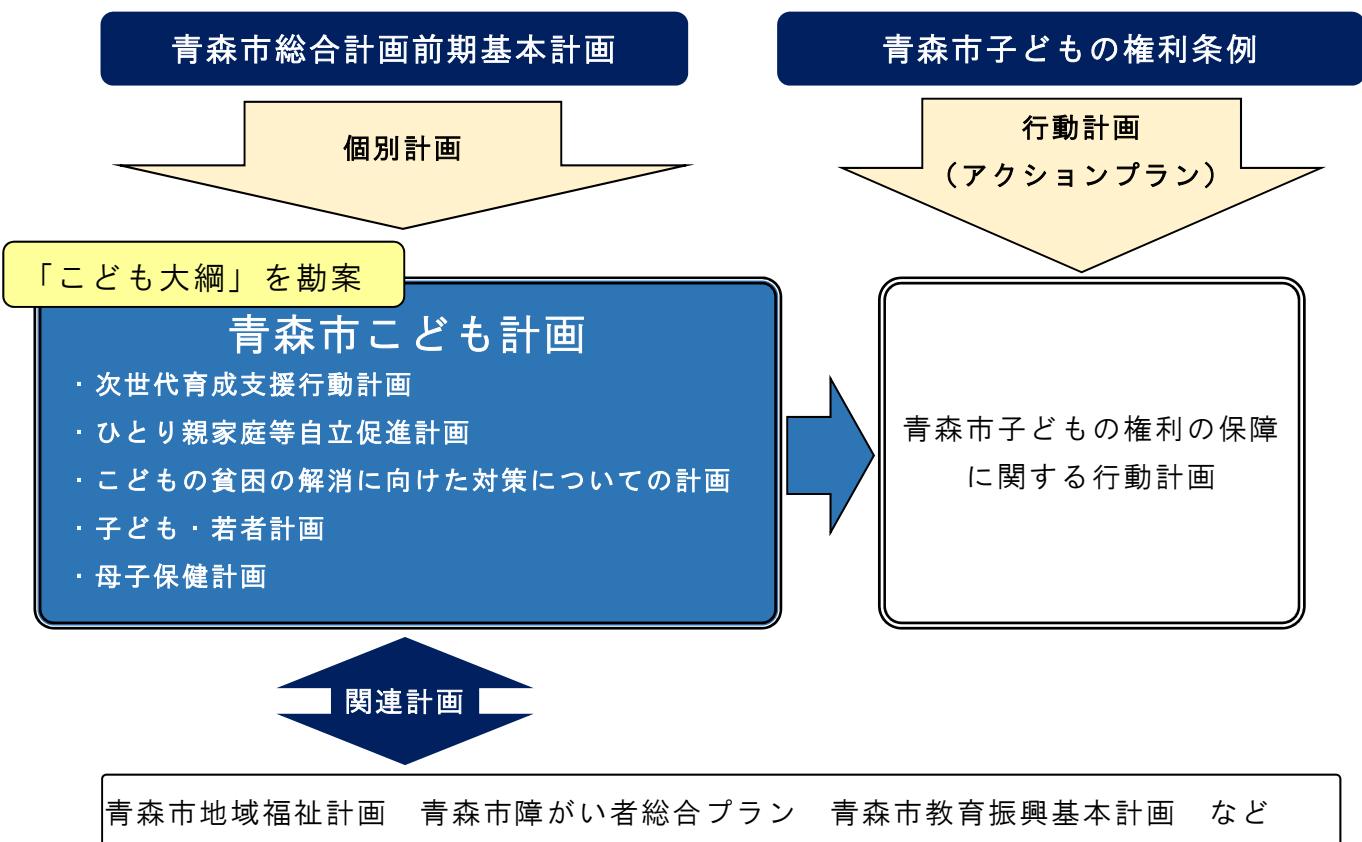
○このような状況のなか、本市の「青森市子ども総合プラン（平成 28 年度～令和 5 年度）」が終了することから、本市においても、子どもの権利保障やこども・子育て支援施策を総合的・計画的に推進するため、「こども大綱」を勘案した**「青森市こども計画」**（以下「本計画」という。）を策定します。

I - 2 計画の位置付け

本計画は、「青森市総合計画前期基本計画」の子ども・子育て施策分野の個別計画であるとともに、「青森市地域福祉計画」や「青森市障がい者総合プラン」など関連する他の計画と整合性を図りながら、子ども・子育て支援施策を総合的に推進するための計画です。

また、次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づく「市町村行動計画」、母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条に基づく「自立促進計画」、子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第2項に基づく「市町村における子どもの貧困の解消に向けた対策についての計画」、子ども・若者育成支援推進法第9条第2項に基づく「市町村子ども・若者計画」、及び成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律第17条に基づく「母子保健計画」を包含した計画となっています。

さらに、本計画は、国の「子ども大綱」を勘案し策定しており、子ども基本法第10条第2項に基づく「市町村子ども計画」として位置付けます。



I - 3 計画の期間

本計画の計画期間は、令和 6 年度から令和 10 年度までの 5 年間とします。

I - 4 計画の対象

本計画の対象は、こども（0 歳～概ね 18 歳まで）と子育て家庭（妊娠・出産期を含む。）及び若者（概ね 13 歳から概ね 30 歳未満、取組によっては 40 歳未満）を主たる対象とします。

また、取組によっては、市民、地域で活動する団体、企業や事業者などすべての個人及び団体が連携や支援の対象となります。

I - 5 計画の推進

こども・子育て支援に関する施策は、教育・保育をはじめ様々な分野にわたるため、組織ごとに縦割りの実施とならないよう、各施策の効果的かつ円滑な実施に向けた全庁的な取組を図るため、副市長をトップとした内部の検討体制を組織します。

また、外部の検討組織である「青森市健康福祉審議会児童福祉専門分科会」及び「青森市子どもの権利条例」に基づき設置している「青森市子ども会議」の意見や、こども・若者、子育て当事者等の視点を尊重しながら、各施策を進めています。

さらに、本計画の施策の進捗度を図るために設定した「目標とする指標」の達成度や施策の評価・検証を行うとともに、社会情勢の変化などを踏まえ、必要に応じて見直します。

I - 6 青森市総合計画前期基本計画との相関図



総合計画に掲げた子ども・子育て関連の基本視点、基本政策、政策及び施策（下線の施策）を推進

青森市こども計画

I - 7 SDGsへの取組について

SDGsは、2015年（平成27年）の国連サミットにおいて、2030年（令和12年）まで持続可能でよりよい世界を目指す国際指標として採択されたものです。貧困や飢餓、さらには気候変動や平和などの広範な分野にわたって17の開発目標が設定されています。

SDGsの理念は、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の支援を目指しており、SDGsの視点をもって取り組んでいきます。



資料：国連広報センター

II - 1 人口の変化と少子化の状況

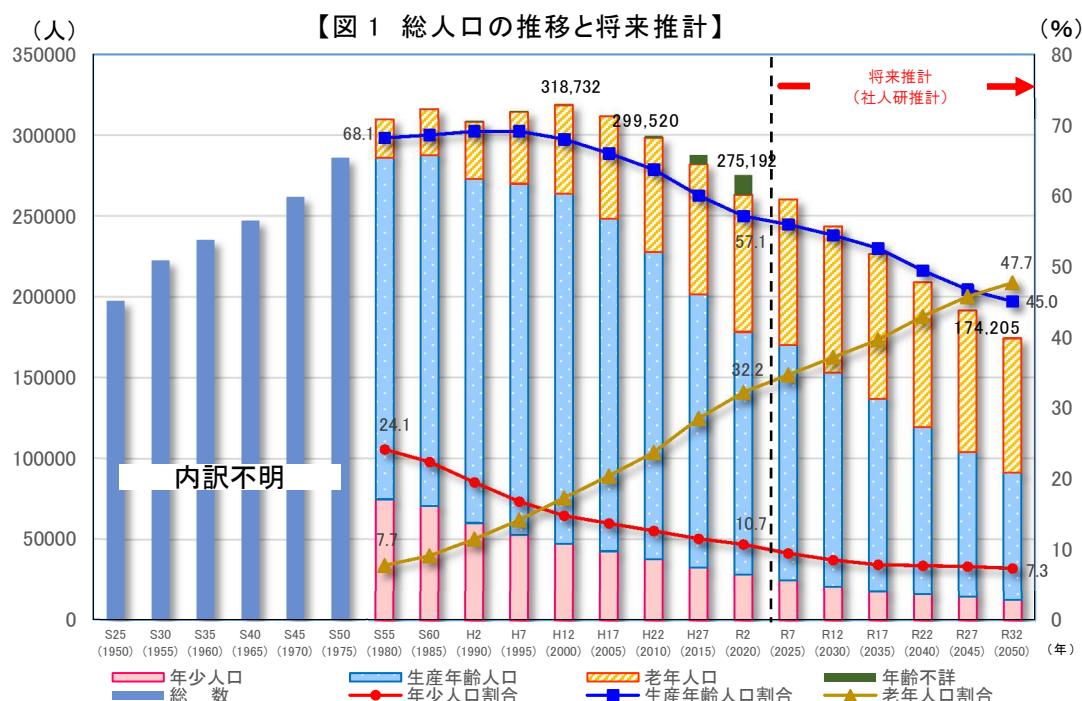
(1) 総人口の推移と将来推計

本市の人口は、平成 12(2000)年の 318,732 人をピークに減少傾向にあり、平成 22(2010)年には 299,520 人と 30万人を割り込み、令和 2(2020)年には 275,192 人となりました。

国立社会保障・人口問題研究所の推計（令和 5年 12月）によると、今後も減少傾向で推移し、令和 32(2050)年には、約 17万 4千人にまで減少すると見込まれています。

年齢 3 区別の人口割合については、生産年齢人口（15～64 歳）割合は平成 7(1995) 年をピークに減少に転じており、平成 12(2000) 年には、年少人口（0～14 歳）割合と老人人口（65 歳以上）割合が逆転しています。同研究所の推計によると、

- ・年少人口（0～14 歳）割合は、令和 2(2020) 年の 10.7% から令和 32(2050) 年には、7.3% まで低下
- ・生産年齢人口（15～64 歳）割合は、令和 2(2020) 年の 57.1% から令和 32(2050) 年には、45.0% まで低下
- ・老人人口（65 歳以上）割合は、令和 2(2020) 年の 32.2% から令和 32(2050) 年には、47.7% まで増加するものと見込まれています。（図 1）

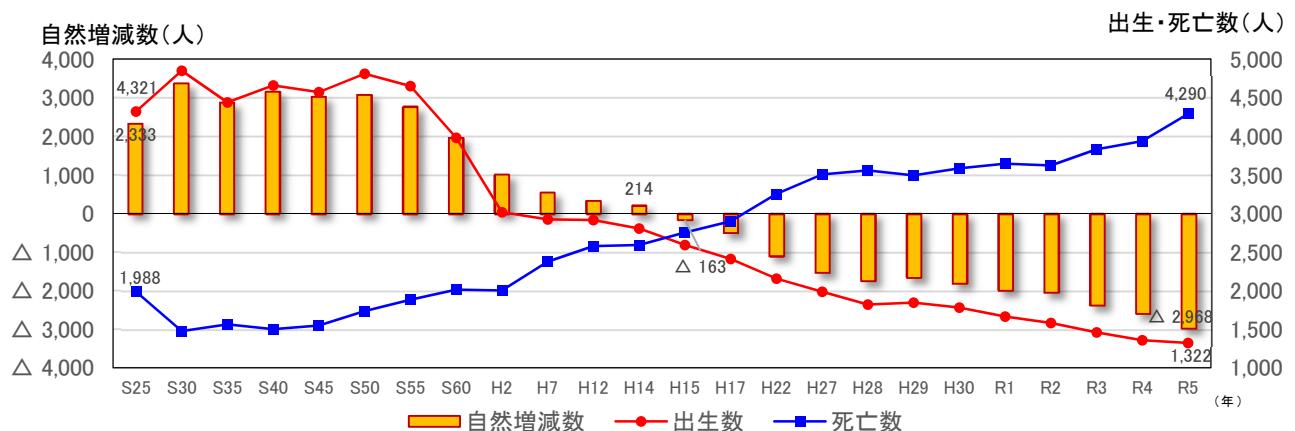


(2) 出生数・死亡数の推移

本市の出生数は、第2次ベビーブーム期（昭和46（1971）年～49（1974）年）の後、減少傾向で推移しており、令和5（2023）年には1,322人となっています。

一方、死亡数は、昭和30（1955）年以降、一貫して増加傾向で推移し、令和5（2023）年には4,290人となっています。（図2）

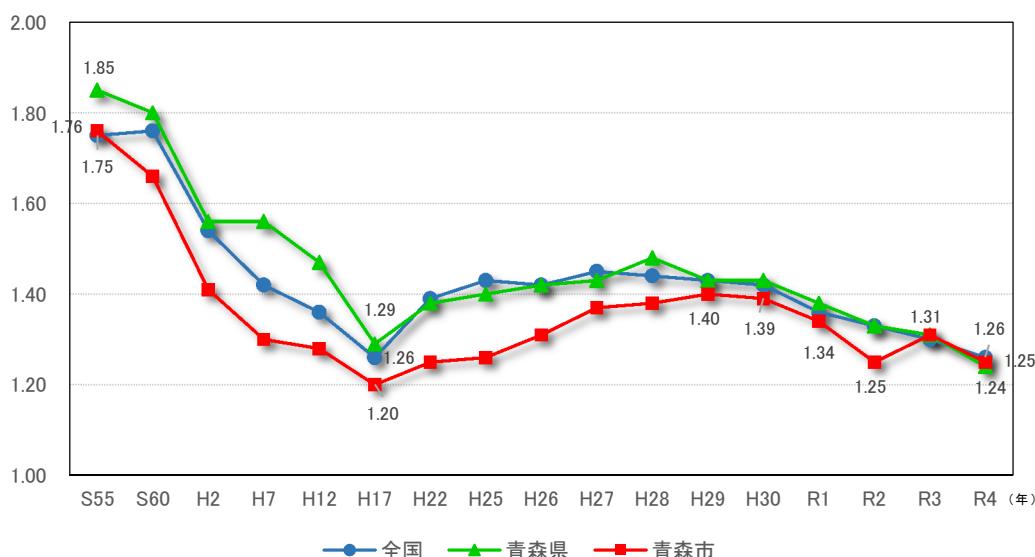
【図2 出生数・死亡数の推移】



出典：青森県「青森県の推計人口年報」

また、本市の合計特殊出生率※は、昭和55（1980）年以降、減少傾向で推移した後、平成17（2005）年を底に平成29（2017）年まで上昇しましたが、令和4（2022）年には1.25となっています。（図3）

図3 合計特殊出生率の推移



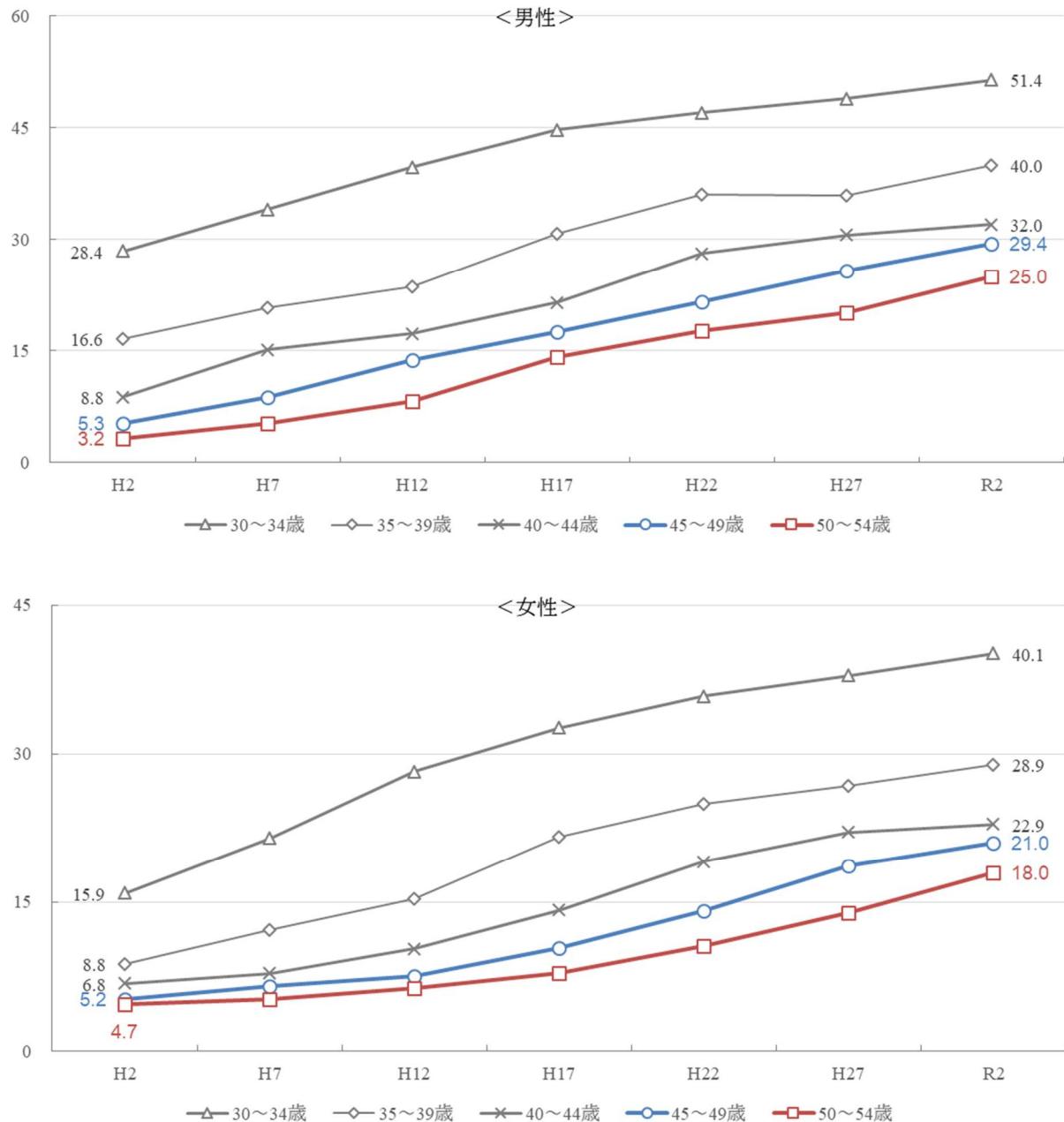
出典：全国、青森県は厚生労働省「人口動態統計」、青森市は青森市調べ

※ 合計特殊出生率：15～49歳の女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が一生の間に産むとしたときの子どもの数に相当する。

(3) 婚姻・出産の状況

本市の未婚率は、平成2（1990）年以降すべての年齢層で上昇しており、男性の未婚率は、平成2（1990）年と令和2（2020）年を比較すると、45～49歳で約5.5倍、50～54歳で約7.8倍と特に上昇幅が大きくなっています。（図4）

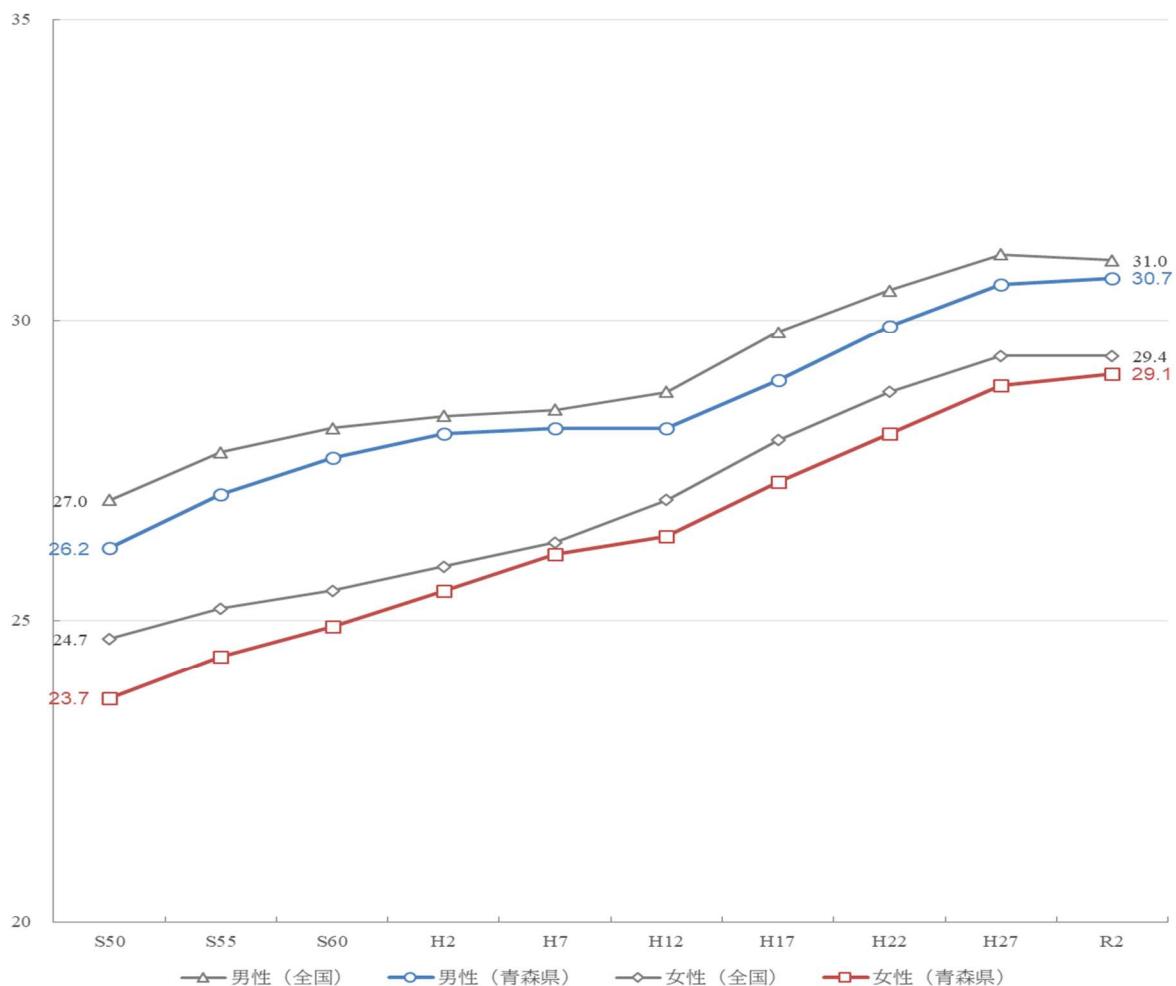
【図4 未婚率の推移】



出典：総務省「国勢調査」

また、平均初婚年齢は全国的に年々上昇しており、晩婚化が進行しています。
(図 5)

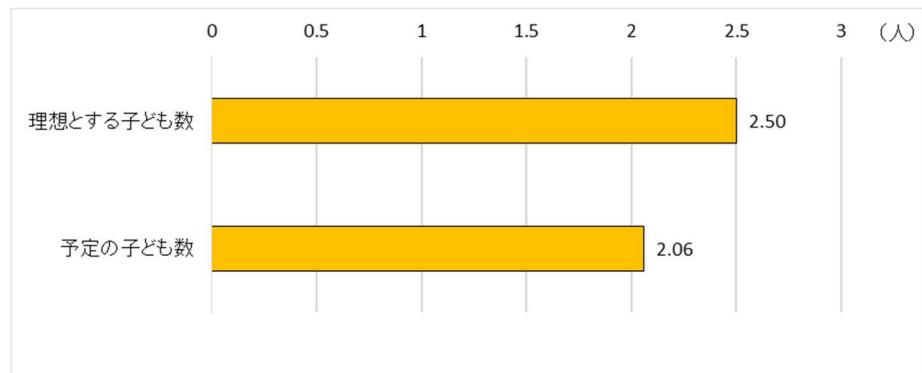
【図 5 平均初婚年齢の推移】



出典：厚生労働省「人口動態統計」

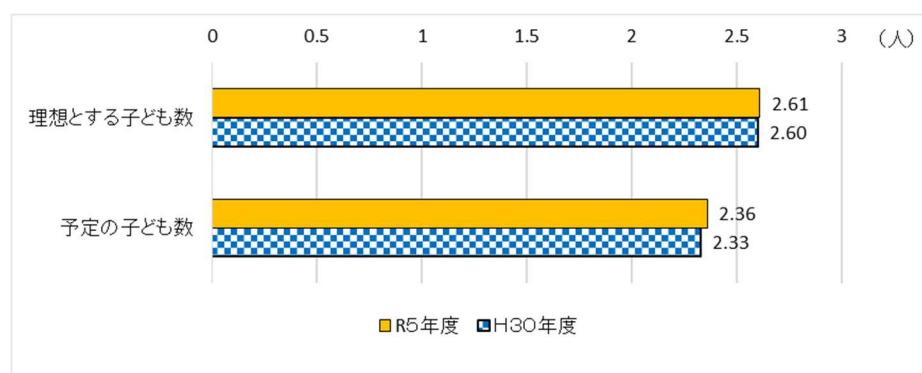
本計画策定に当たって実施したアンケート調査（令和 5 年度実施）によると、乳幼児の保護者や小学生の保護者の理想の子ども数は 2.50 人で、予定の子ども数は 2.06 人となっており、青森県と比較すると、理想の子ども数は 0.11 人、予定の子ども数は 0.3 人少ない状況です。（図 6-1、6-2）

【図 6-1 理想の子ども数・予定の子ども数(本市)】



出典：青森市こども計画策定に当たってのアンケート調査

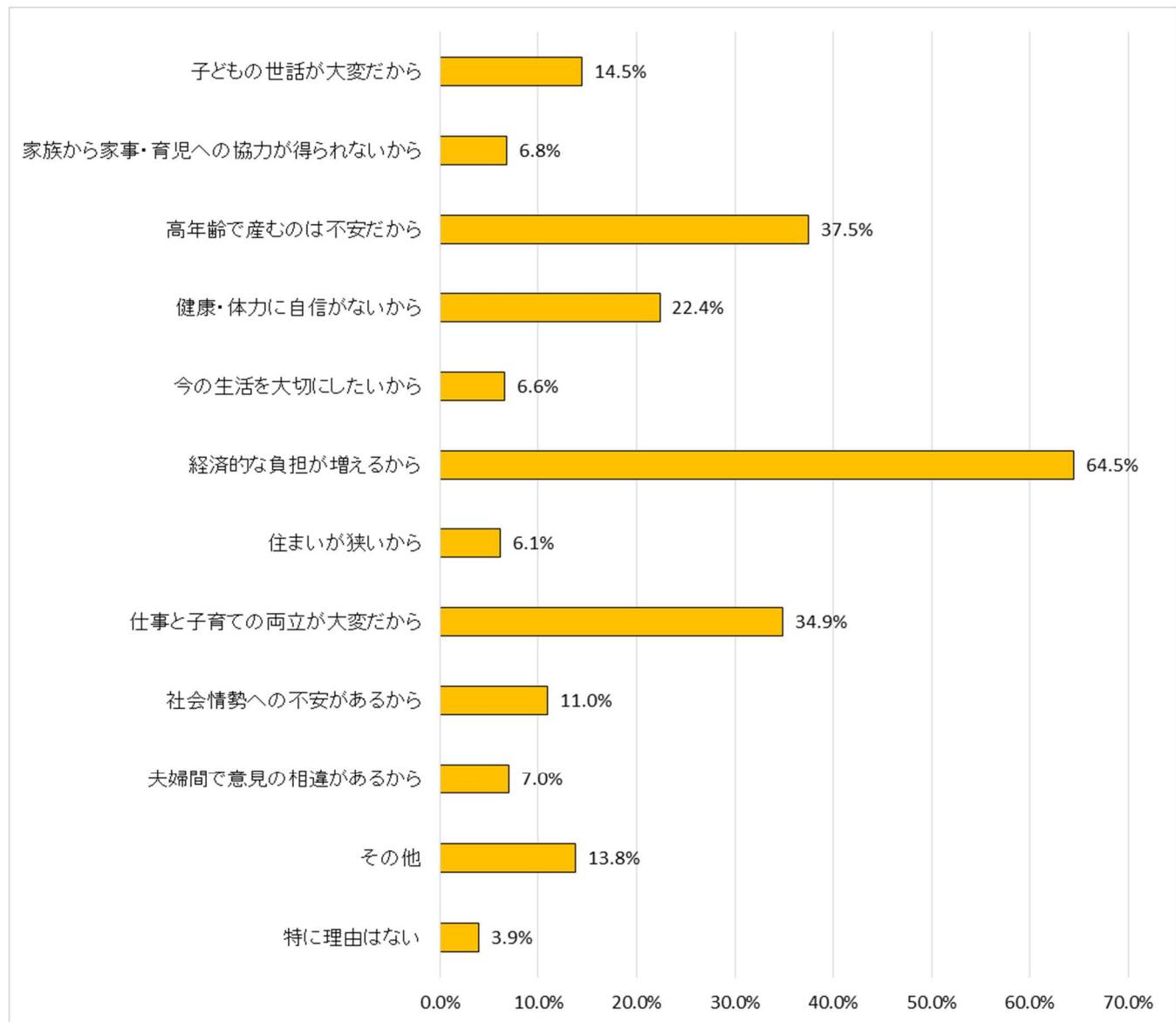
【図 6-2 理想の子ども数・予定の子ども数(青森県)】



出典：青森県「子どもと子育て及び結婚に関する調査結果報告書」（令和 6 年 3 月）

理想の子ど�数より、予定の子ど�数が少ない人にその理由を尋ねたところ、「経済的な負担が増えるから」が 64.5%と最も多く、次いで「高年齢で産むのは不安だから」37.5%、「仕事と子育ての両立が大変だから」34.9%などとなっています。(図 7)

【図 7 予定の子ど�数が少ない理由について(3つまで回答)】

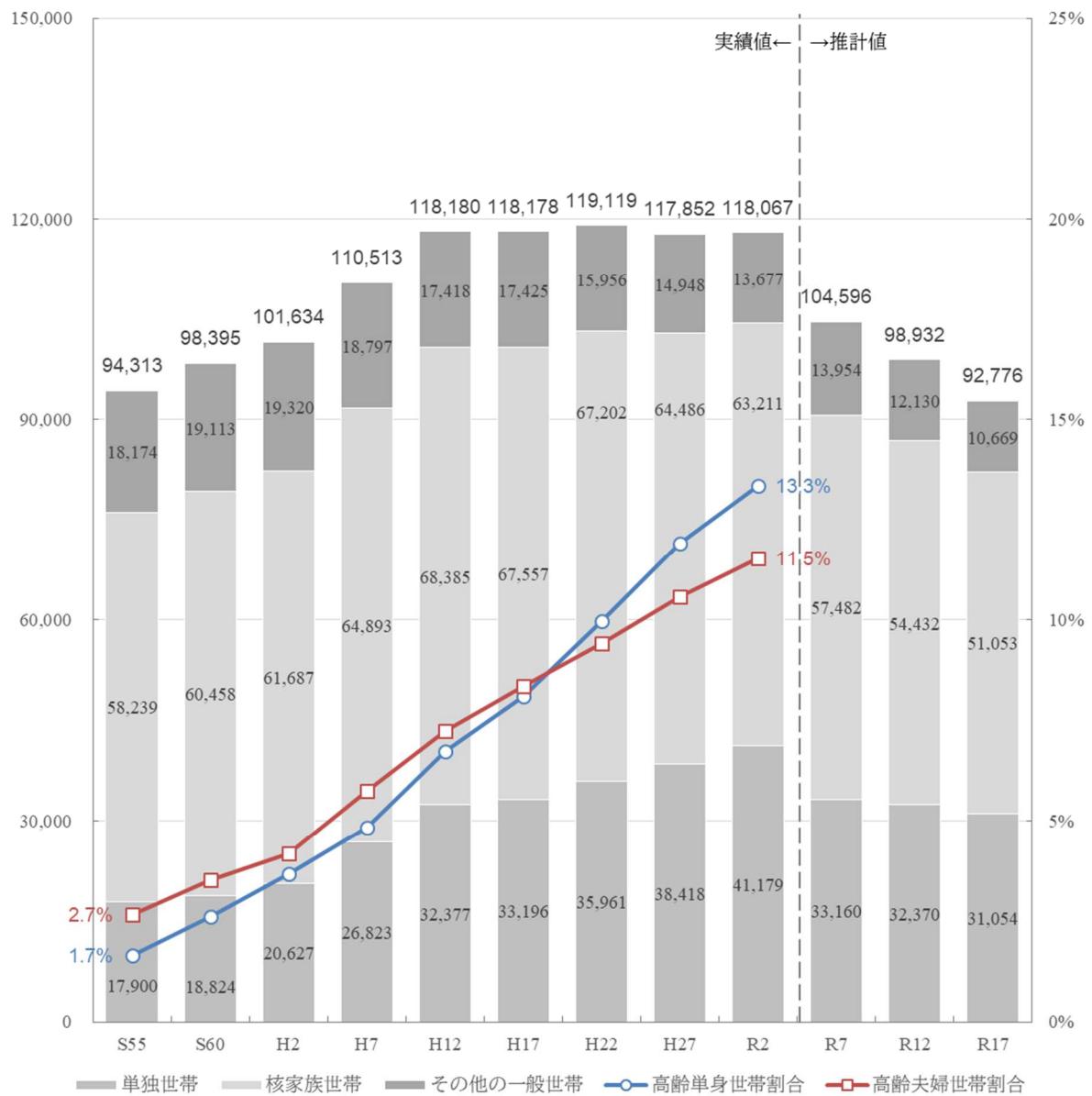


出典：青森市こども計画策定に当たってのアンケート調査

II - 2 子育て世帯の状況

本市の世帯数は、一貫して増加傾向で推移してきましたが、平成 22（2010）年をピークに減少に転じ、今後もこの傾向が続く見込みです。（図 8）

【図 8 一般世帯総数の推移】



出典：令和 2 年以前は総務省「国勢調査」、

令和 7 年以降の世帯総数は国立社会保障・人口問題研究所

※令和 7 年以降の単独世帯数・核家族世帯数・その他の世帯数の内訳は、
青森県の各世帯割合を基に算出

※ 核家族：「夫婦のみの世帯」、「夫婦と未婚の子のみの世帯」、「ひとり親と未婚の子のみの世帯」をいう。

また、ひとり親世帯について、ひとり親世帯の総数は全国・青森県・本市とも平成7（1995）年以降は増加傾向にありましたが、平成22（2010）年をピークに減少に転じました。（図9）

【図9 家族構成の推移】



出典：総務省「国勢調査」

II-3 こどもをめぐる問題

児童虐待相談対応件数は、全国及び青森県において年々増加しています。

本市においては、令和元年度から減少していましたが、令和5年度は多子家庭の相談が多く、1世帯当たりの相談件数が増えたことや、児童相談所から面前DVによる心理的虐待の送致が多かったことから増加しています。

(図10)

令和5年度に本市で対応した児童虐待の相談内訳は、心理的虐待が74件で最も多く、次いでネグレクト(保護の放棄・怠慢)が57件、身体的虐待が37件となっています。(図11)

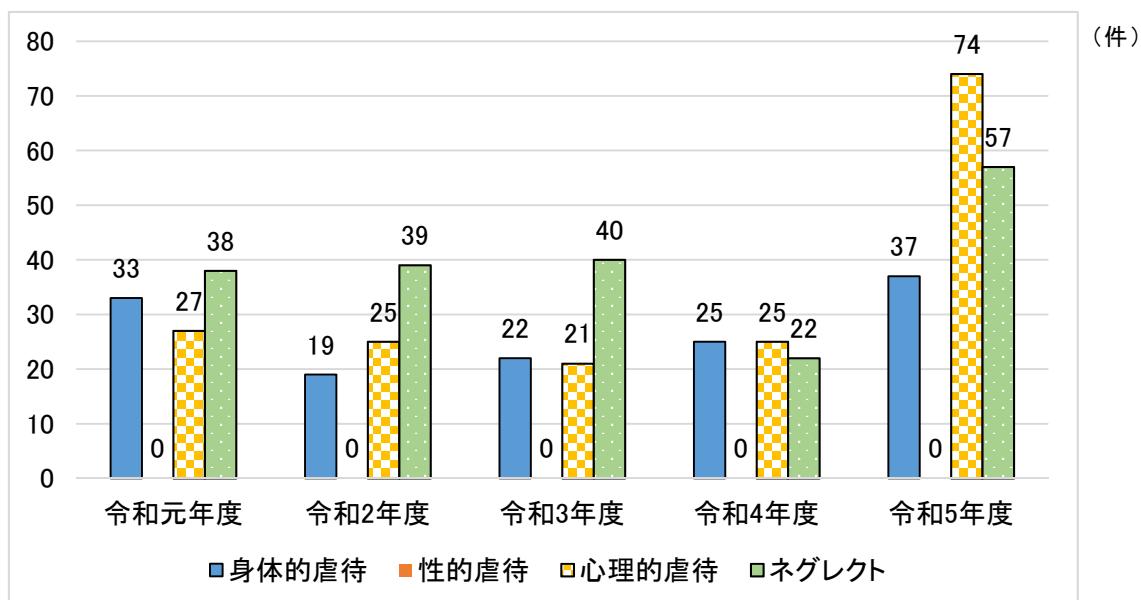
【図10 児童虐待相談対応件数】

年 度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
全 国	193,780	205,044	207,660	214,843	(公表前)
青森県	1,620	1,749	1,693	2,039	2,414
青森市	98	83	83	72	168
(再掲)実世帯	58	46	52	46	66
(再掲)一世帯あたり	1.7	1.8	1.6	1.6	2.5
(再掲)児童相談所からの送致	0	0	5	12	40

※令和5年度の全国の件数は速報値

出典：こども家庭庁「令和4年度 児童相談所における児童虐待相談対応件数」
あおもり親子はぐくみプラザ

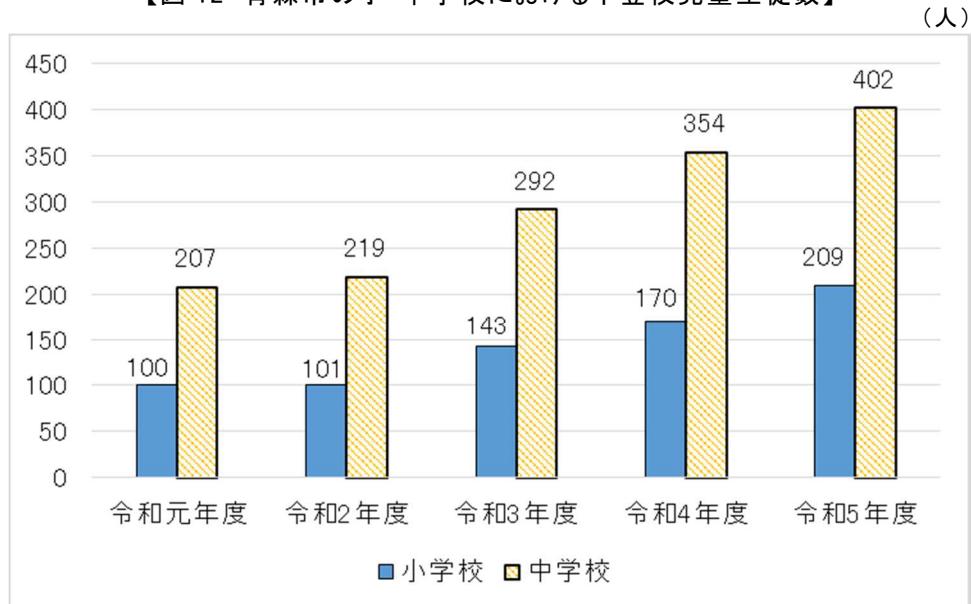
【図11 青森市における児童虐待内容別児童虐待相談対応件数】



出典：あおもり親子はぐくみプラザ

本市の小・中学校における不登校の児童生徒数について、全国同様増加傾向にあります、「指導の結果登校する又はできるようになった児童生徒の割合」、いわゆる復帰率は、約70%となっています。(図12)

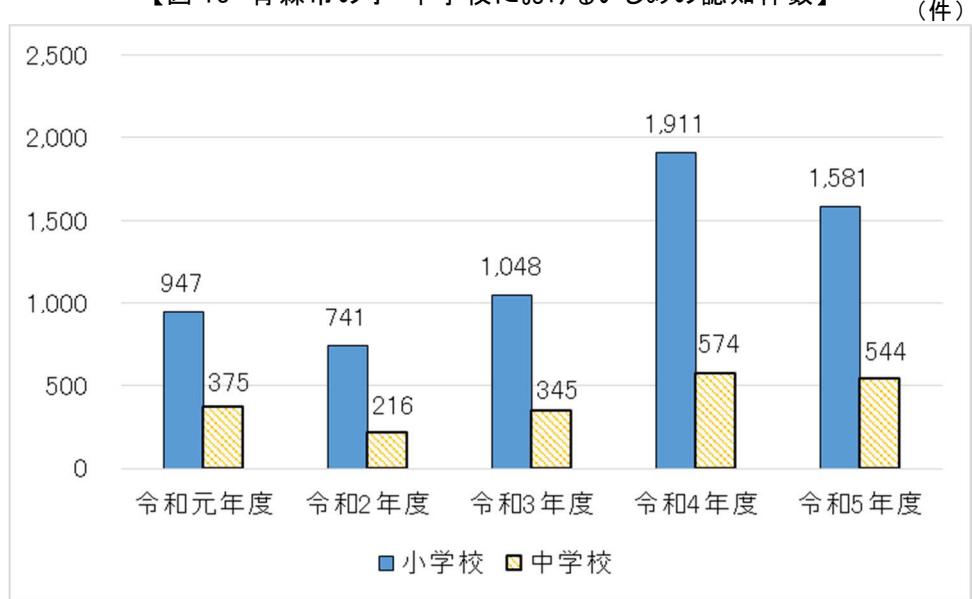
【図12 青森市的小・中学校における不登校児童生徒数】



出典：青森市教育委員会事務局指導課

また、本市の小・中学校におけるいじめの認知件数は、全国同様増加傾向にありますが、これは令和3年度「いじめ防止対策推進法」に基づく対応について、国からいじめ認知についての再度の周知や、「青森市いじめ防止基本方針」の改訂により、教職員のいじめの定義やいじめ認知への対応等が浸透し、積極的ないじめの認知が行われているためです。(図13)

【図13 青森市的小・中学校におけるいじめの認知件数】



出典：青森市教育委員会事務局指導課

本市では、「青森市子どもの権利条例」に基づき、権利侵害を受けた子どもの迅速かつ適切な救済を図るための相談・救済機関として、平成 25 年 5 月 1 日に「青森市子どもの権利相談センター」を設置しました。

令和 5 年度においては、相談受付件数は大人・こども合計で実件数が 68 件、延べ件数が 278 件でした。相談内容については、子どもは心身の悩みが多く、大人は子育ての悩みが多くなっています。(図 14)

また、問題解決のため関係機関などに働きかける調整活動については、68 回実施しました。(図 15)

子どもの権利侵害について、子どもやその関係者から、救済と権利の回復のための申立てがなかったため、申立てによる調整活動はありませんでした。(図 16)

【図 14 相談内容の内訳】

区分			いじめ	不登校	進路問題	交友関係	心身の悩み	子育ての悩み	学校等の対応	指導上の問題（教職員以外）	行政機関の対応	家族の問題	児童虐待	不明	その他	合計（件）	
令和4年度	実件数 29 件 (延べ 57 件)	こども	3 (5)	1 (1)	0 (0)	3 (5)	9 (27)	0 (0)	0 (0)	4 (5)	2 (4)	0 (0)	4 (6)	0 (0)	2 (2)	1 (2)	29 (57)
	実件数 42 件 (延べ 191 件)	大人	2 (5)	8 (39)	1 (1)	2 (10)	0 (0)	14 (84)	1 (3)	7 (26)	1 (10)	1 (4)	0 (0)	2 (6)	1 (1)	2 (2)	42 (191)
令和5年度	実件数 17 件 (延べ 72 件)	こども	2 (2)	0 (0)	1 (1)	2 (4)	6 (55)	0 (0)	0 (0)	1 (2)	0 (0)	0 (0)	1 (2)	0 (0)	4 (6)	0 (0)	17 (72)
	実件数 51 件 (延べ 206 件)	大人	4 (16)	2 (24)	1 (0)	6 (10)	0 (0)	13 (78)	4 (10)	4 (18)	5 (10)	1 (6)	6 (22)	0 (0)	1 (1)	4 (11)	51 (206)

【図 15 調整活動の状況】

調整先年度	小学校	中学校	高等学校	市教育委員会	その他行政機関	こども保護者等	合計（回）
令和4年度	9	0	0	0	0	19	28
令和5年度	10	0	0	1	29	28	68

(1 件、28 回)
(5 件、68 回)

【図 16 申立てによる調整活動の状況】

区分	申立て件数	調査回数
令和4年度	0	0
令和5年度	0	0

出典：令和 5 年度青森市子どもの権利相談センター活動報告書

II-4 アンケート調査について

(1) 調査の目的

急速な少子高齢化の進行、家庭及び地域を取り巻く環境の変化に対応した次世代育成支援対策を総合的かつ継続的に推進するために、市民ニーズを把握・分析し、本計画に反映させるため、アンケート調査を実施しました。

(2) 調査期間

令和5年12月15日（金）～令和6年1月15日（月）

(3) 調査方法

調査対象に応じたアンケート調査票を送付し、以下の2通りの方法で回答。

（無記名）

- ① 同封した返信用封筒による郵送での回答
- ② WEB フォームからの回答

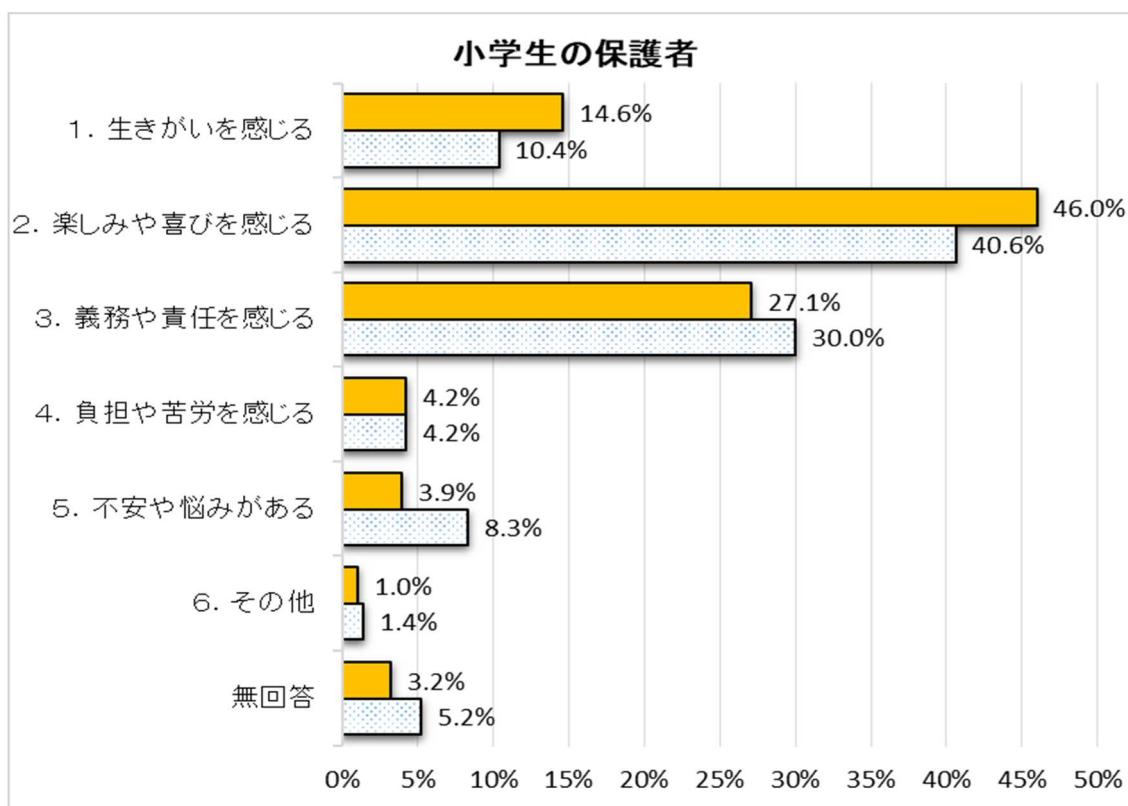
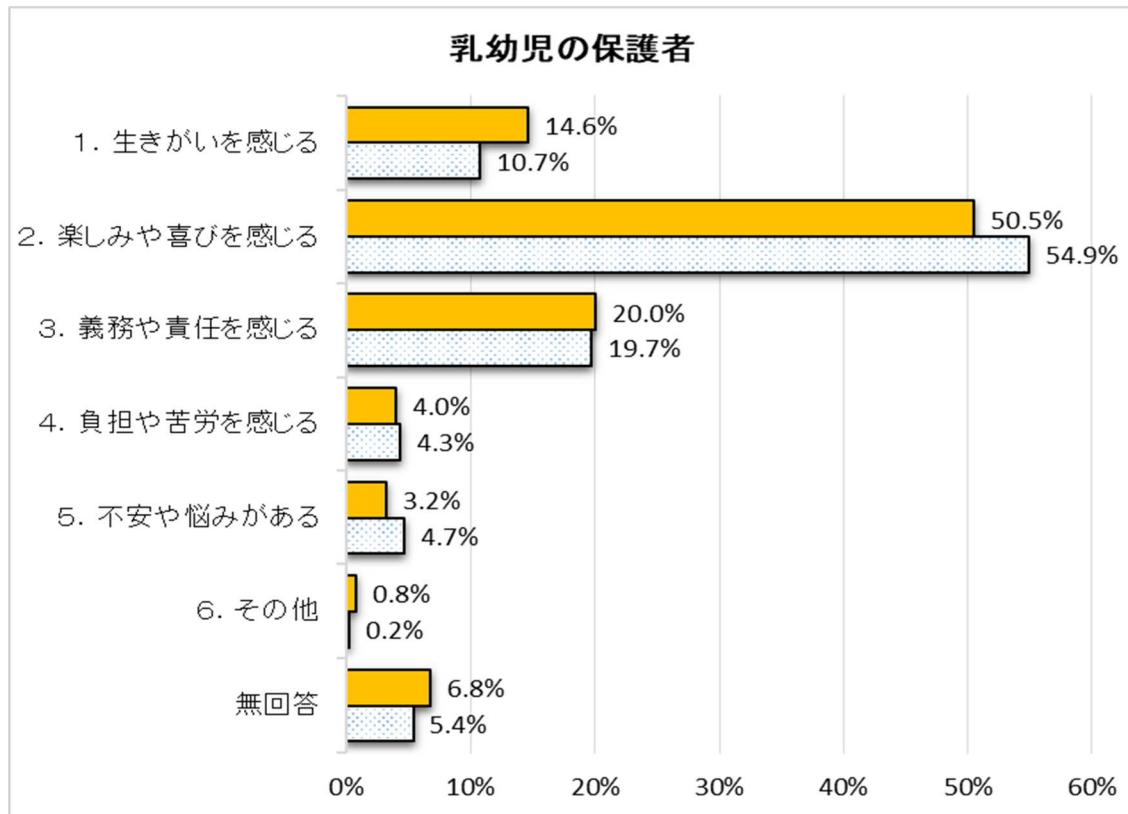
(4) 調査対象及び回答率

調査対象	調査件数（件）	回答数（件）	回答率
① 乳幼児の保護者	959	499	52.0%
② 小学生の保護者	1,221	687	56.3%
③ 小学校4～6年生	674	317	47.0%
④ 中学校1～高校3年生	1,506	549	36.5%
⑤ 地域・こども関連団体	301	194	64.5%
⑥ 認定こども園・幼稚園・保育所（園）・学校等	219	134	61.2%
計	4,880	2,380	48.8%

(5) 調査結果（抜粋）

問 あなたはお子さんを育てるについて、どのように感じていますか。
強く感じること 1 つに○をつけてください。（保護者のみ）

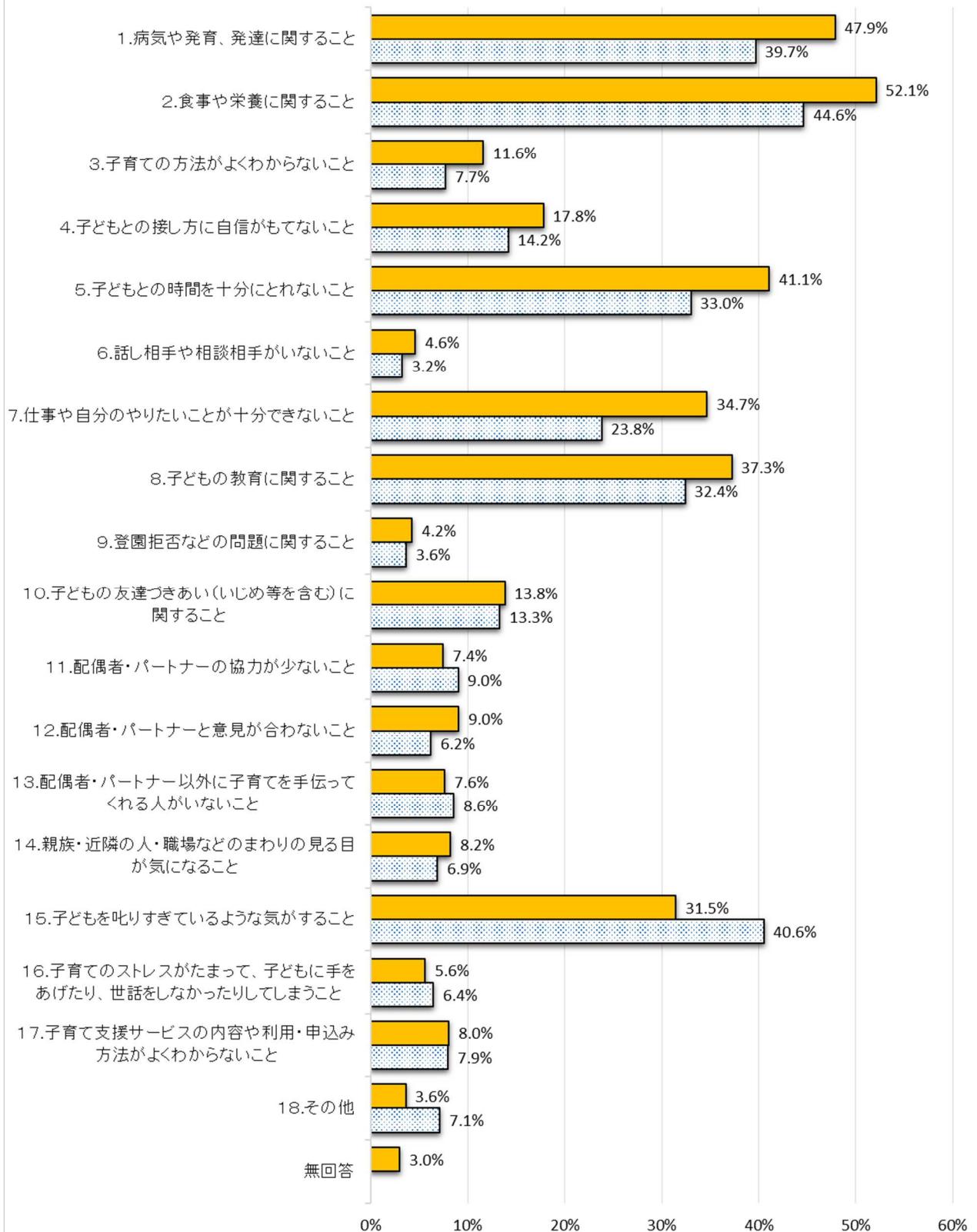
<上段：令和 5 年度、下段：平成 27 年度>



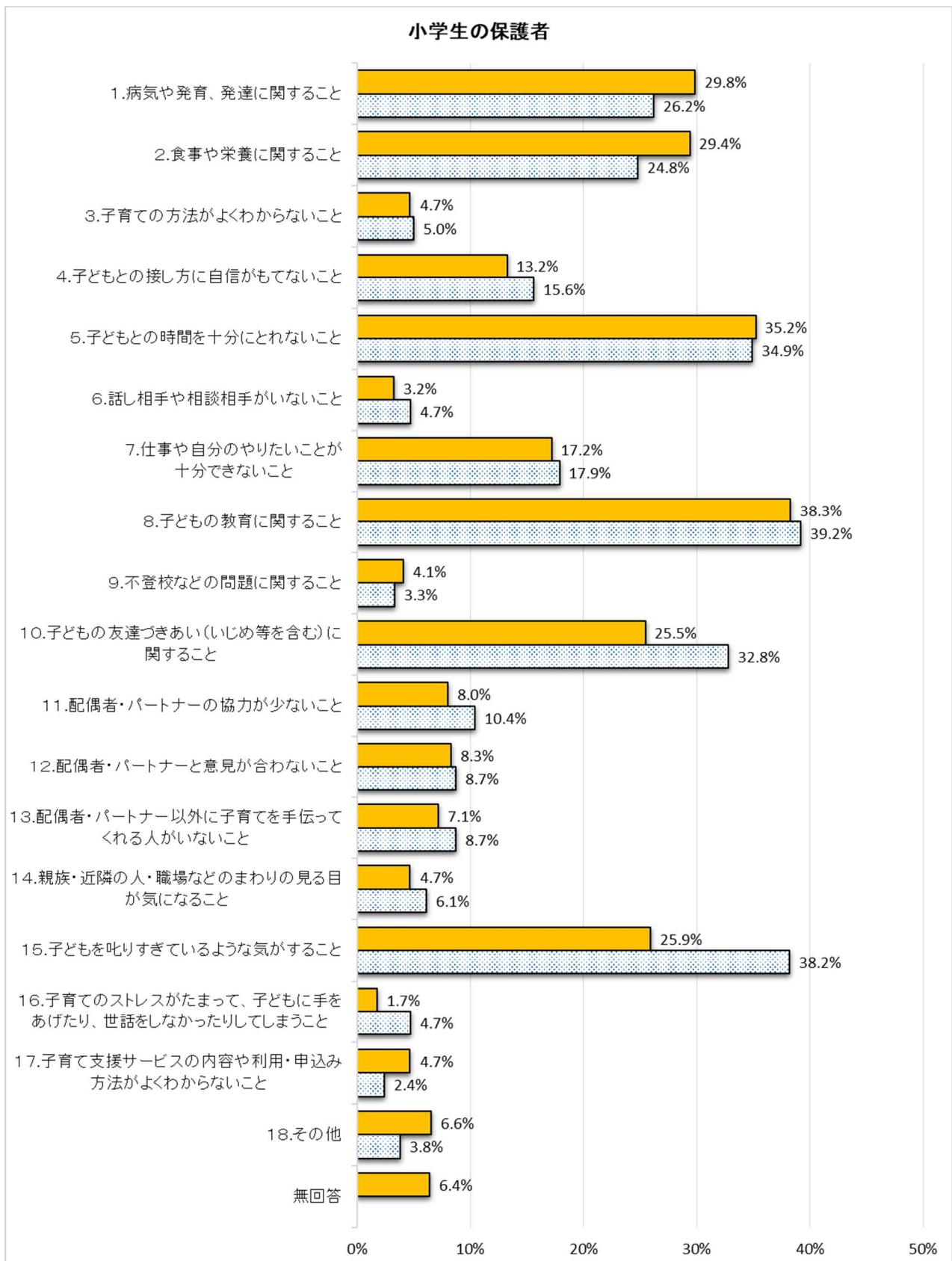
問 子育てに関して、日常悩んでいること、または気になることはどのようなことですか。あてはまるものすべてに○をつけてください。(保護者のみ)

<上段：令和 5 年度、下段：平成 27 年度>

乳幼児の保護者

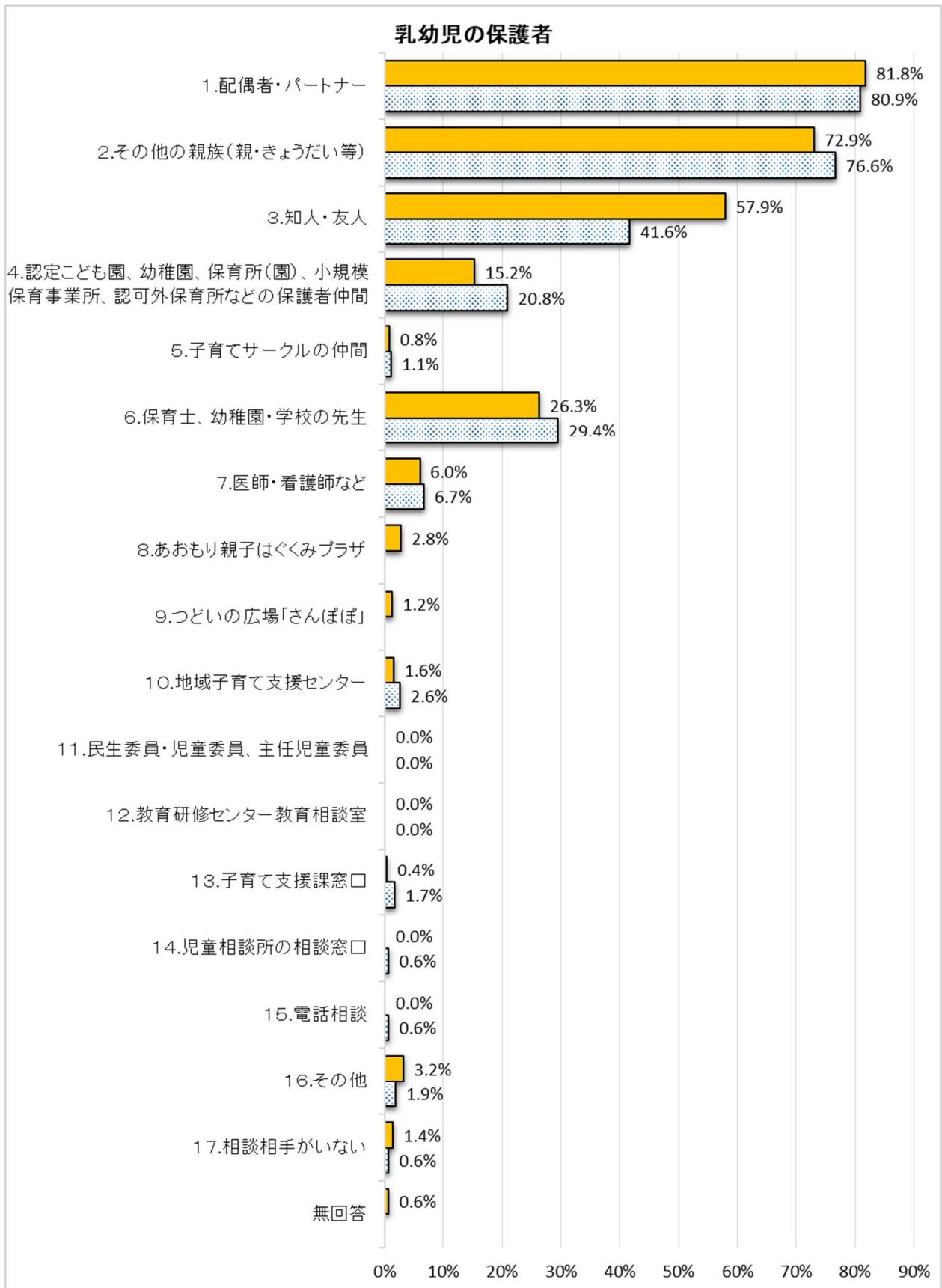


<上段：令和5年度、下段：平成27年度>

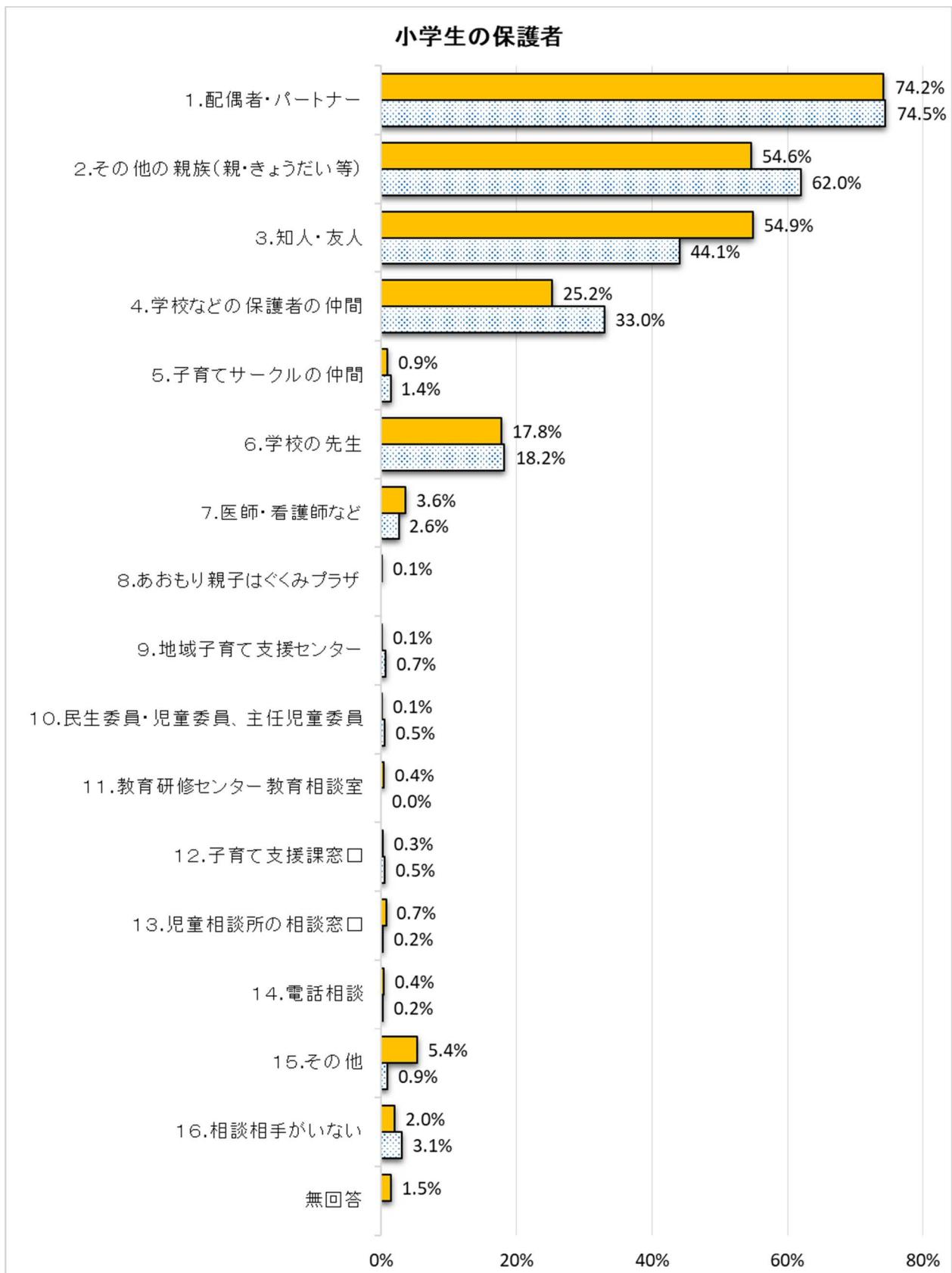


問 子育てに関する不安や悩みをどなたに相談していますか。あてはまるものすべてに○をつけてください。(保護者のみ)

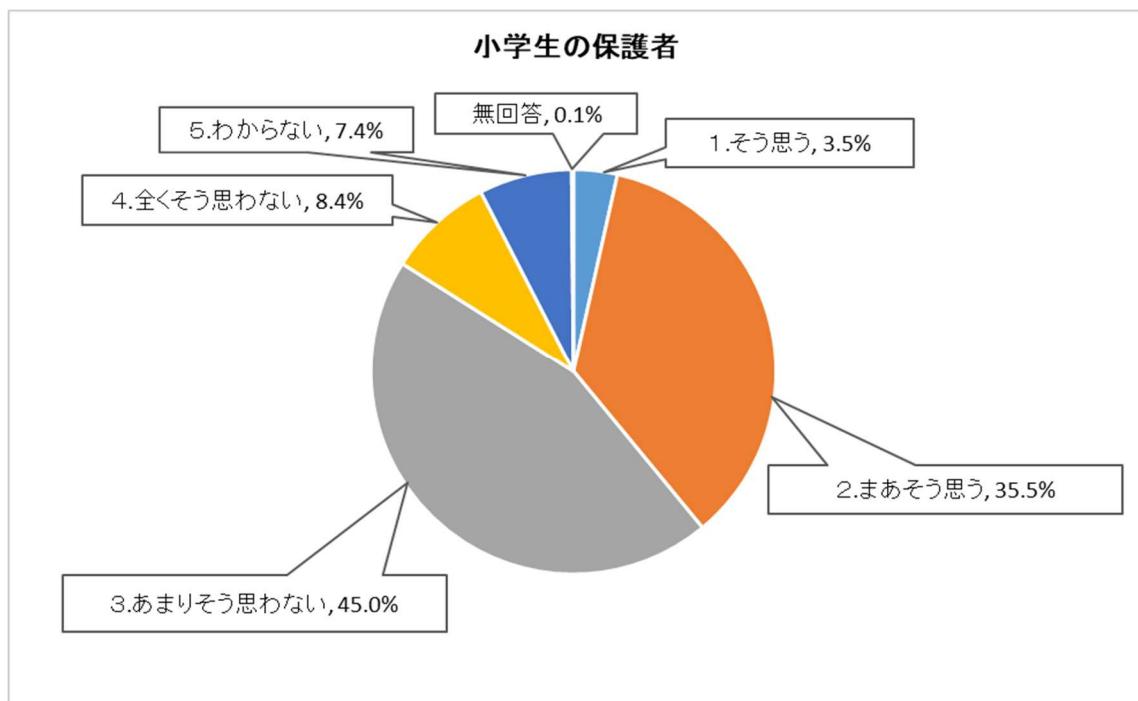
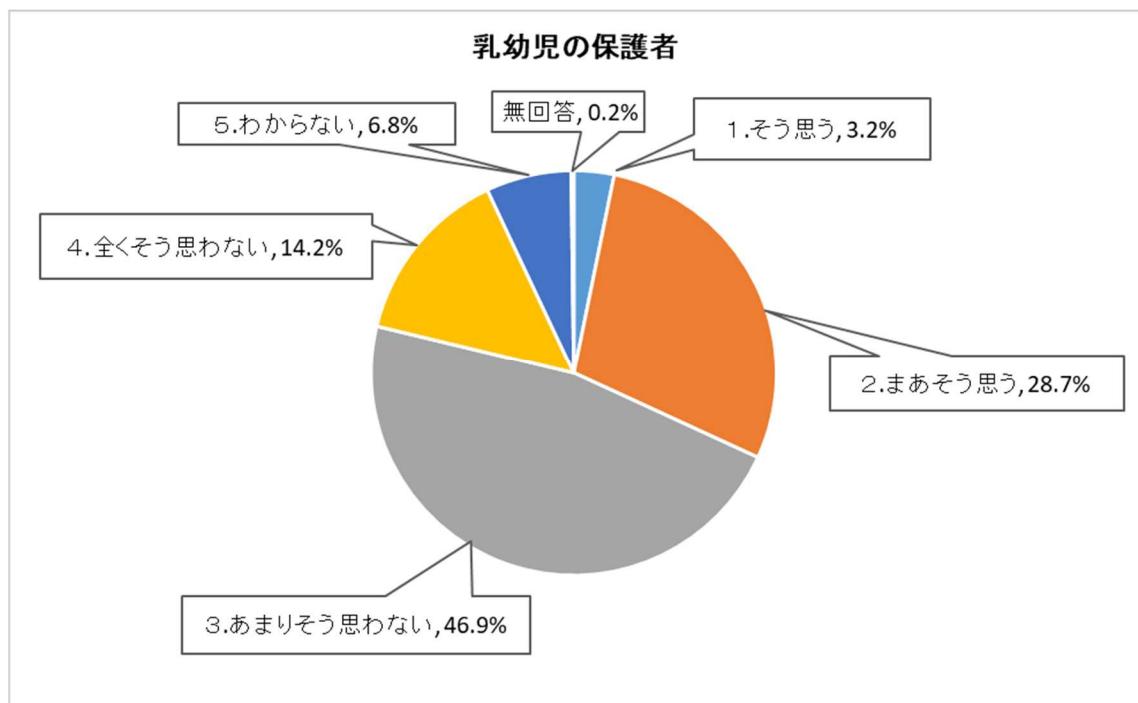
<上段：令和 5 年度、下段：平成 27 年度>



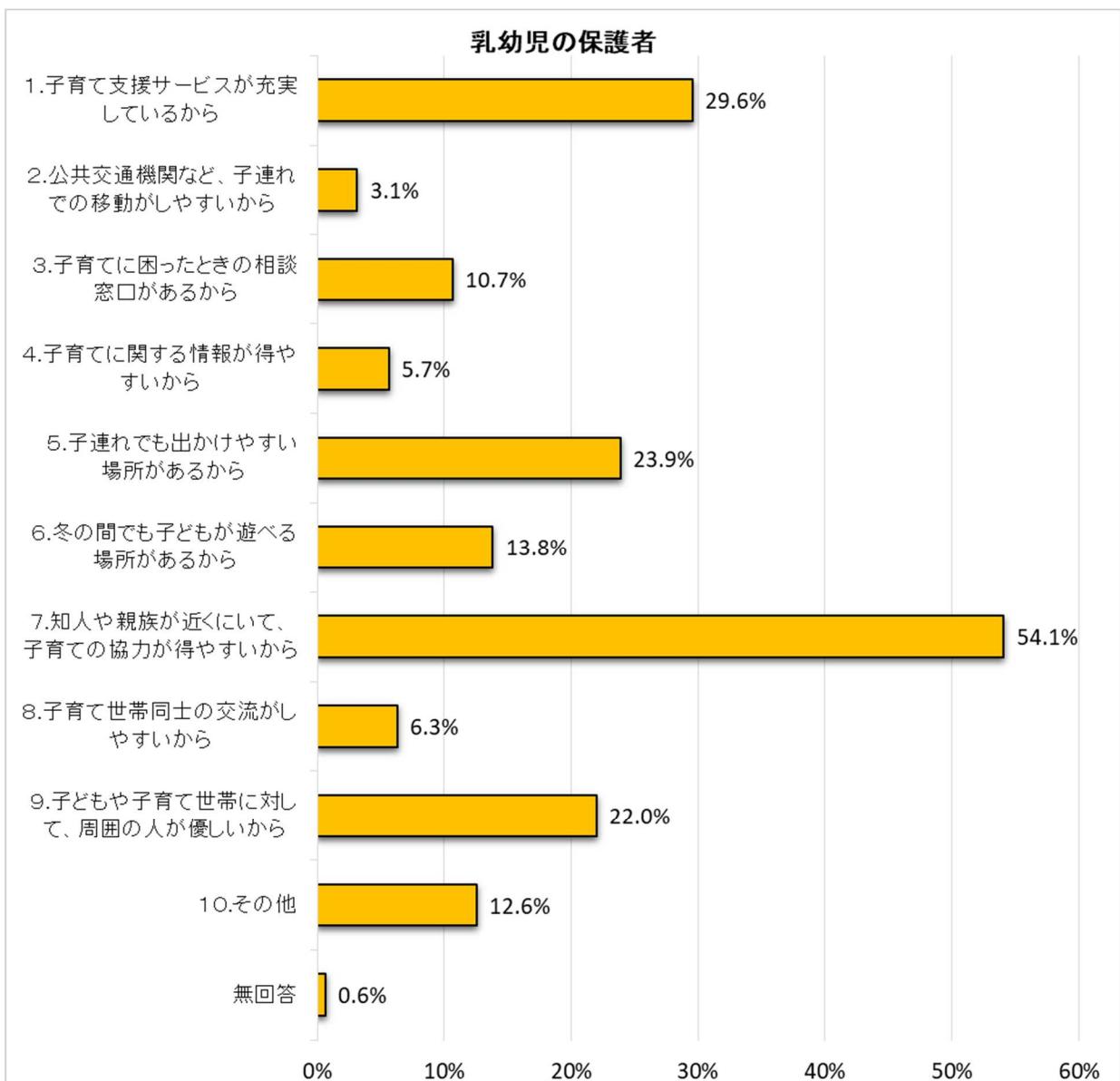
<上段：令和 5 年度、下段：平成 27 年度>



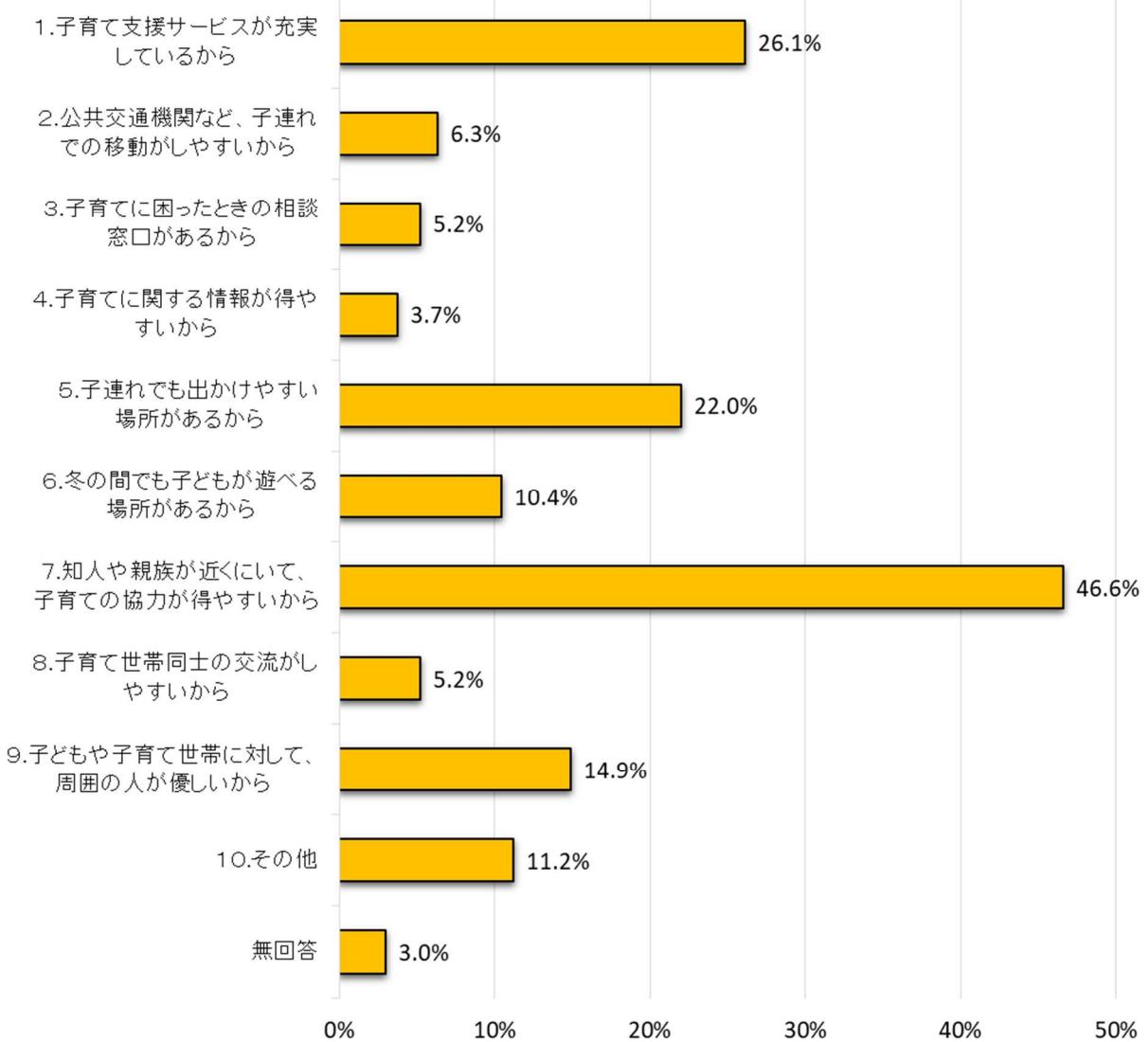
問 あなたは、青森市が、こどもを産み育てやすい環境にあると思いますか。
あてはまるもの 1 つに○をつけてください。(保護者のみ)



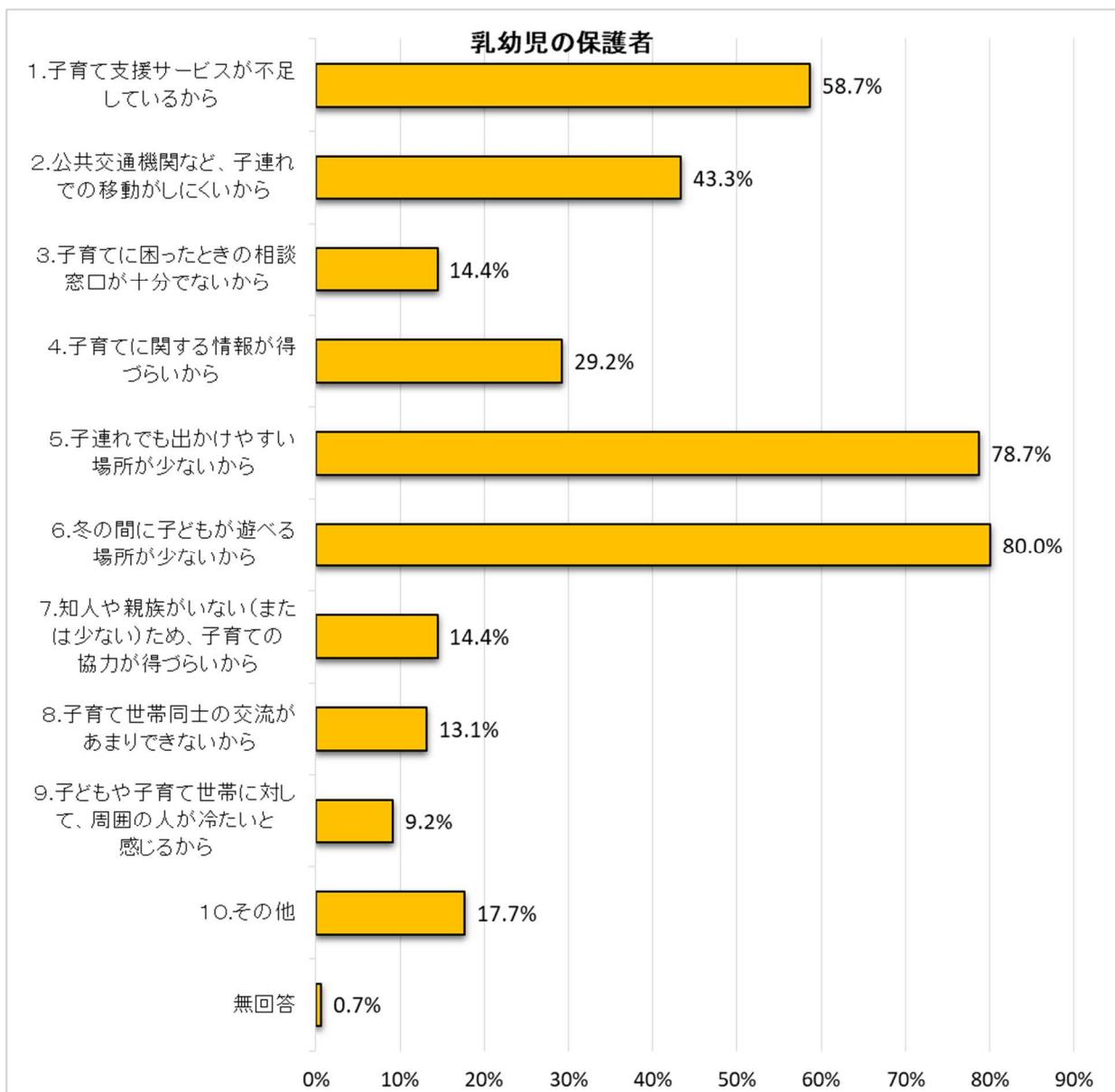
問 青森市がこどもを産み育てやすい環境にあると思う理由はなんですか。
 あてはまるものすべてに○をつけてください。(P26 の問で「1. そう思う」、
 「2.まあそう思う」と回答した保護者のみ)

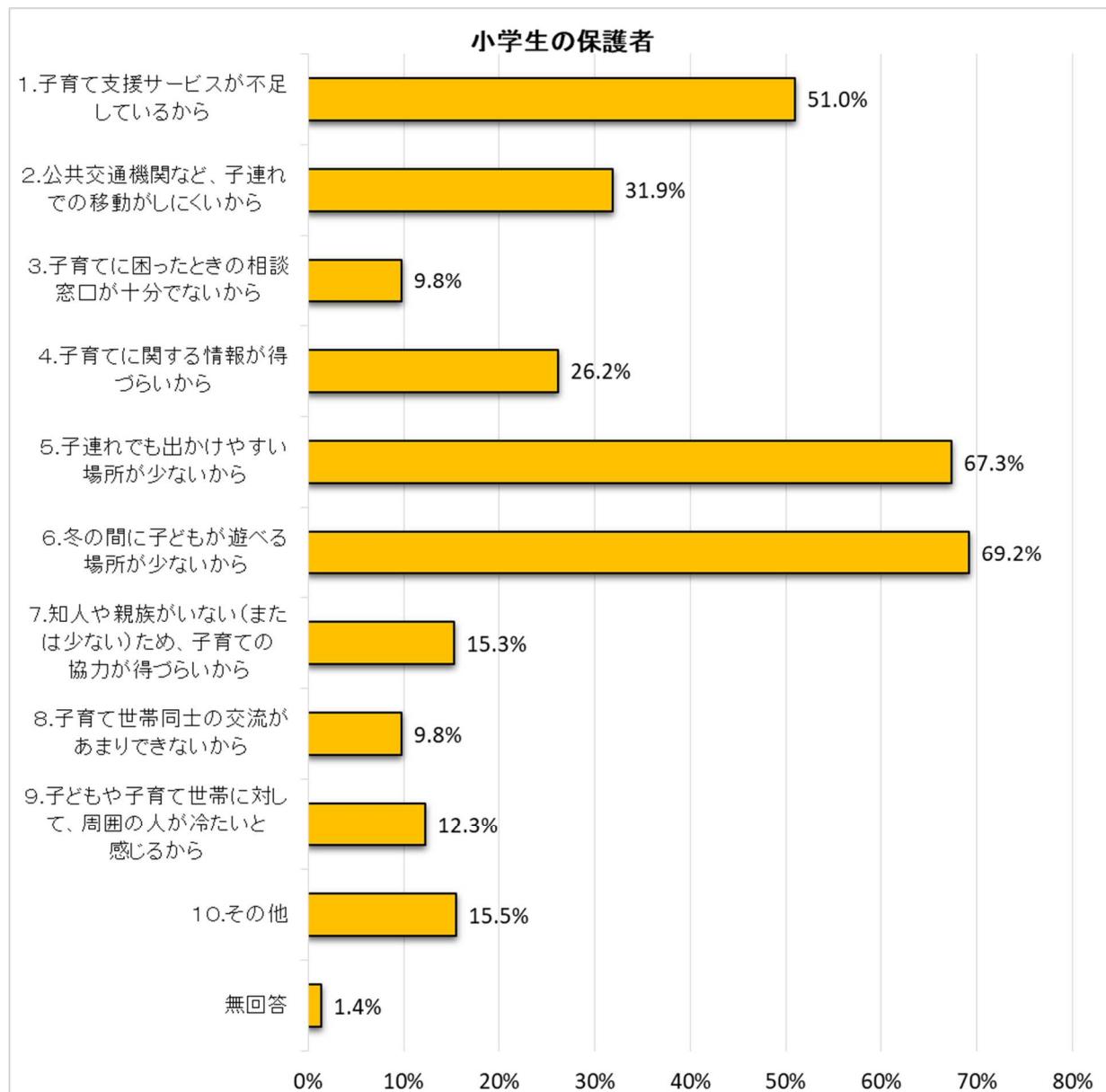


小学生の保護者

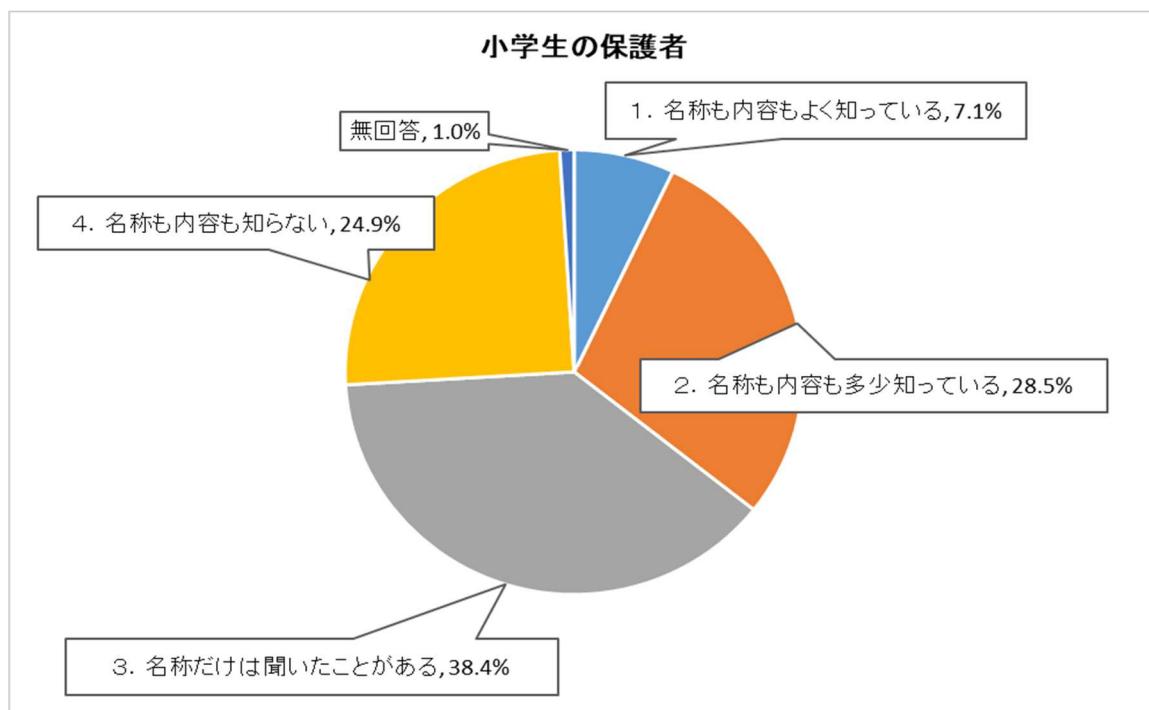
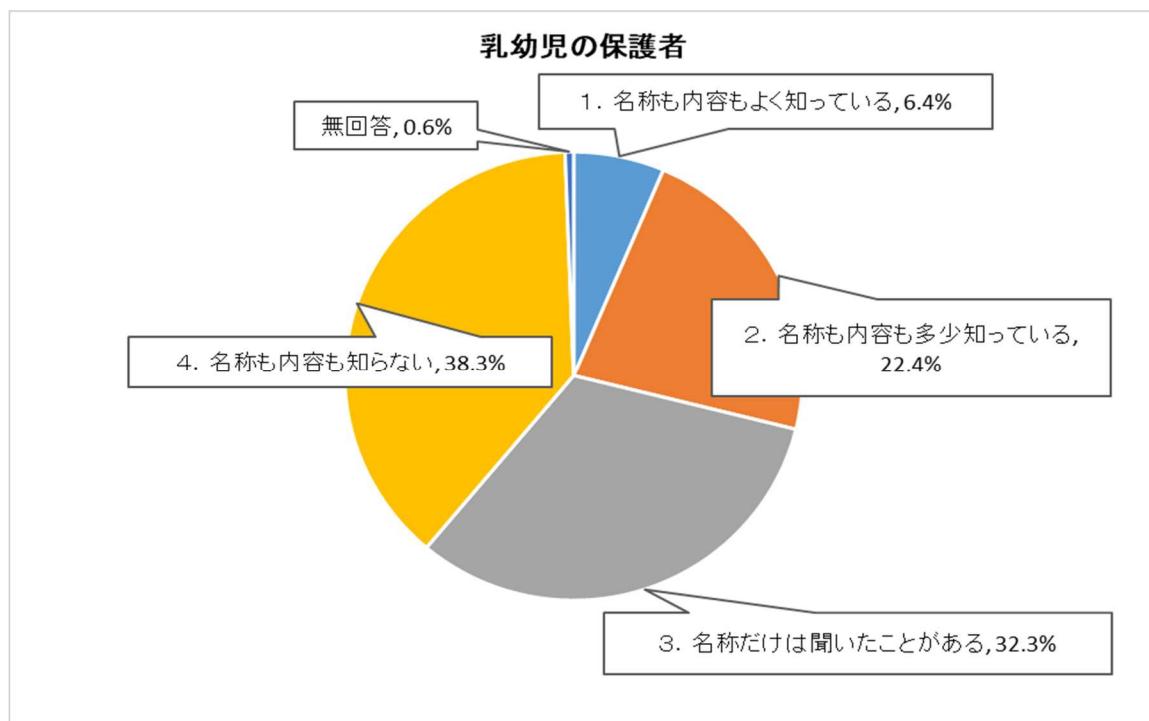


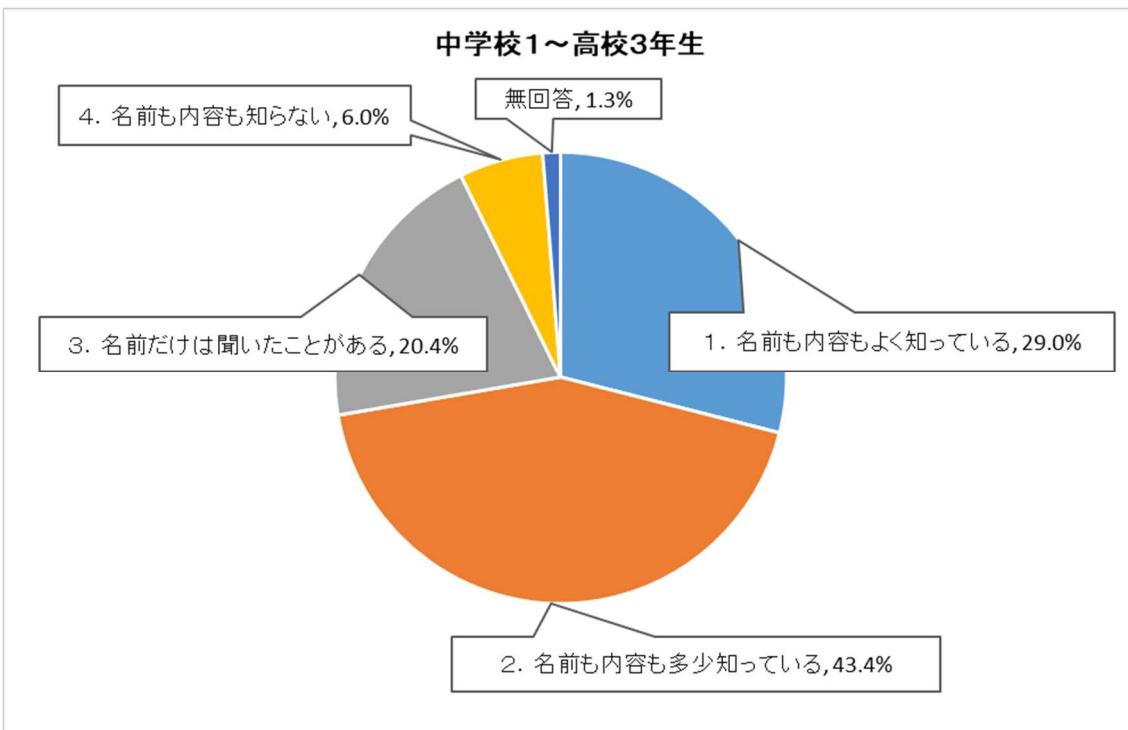
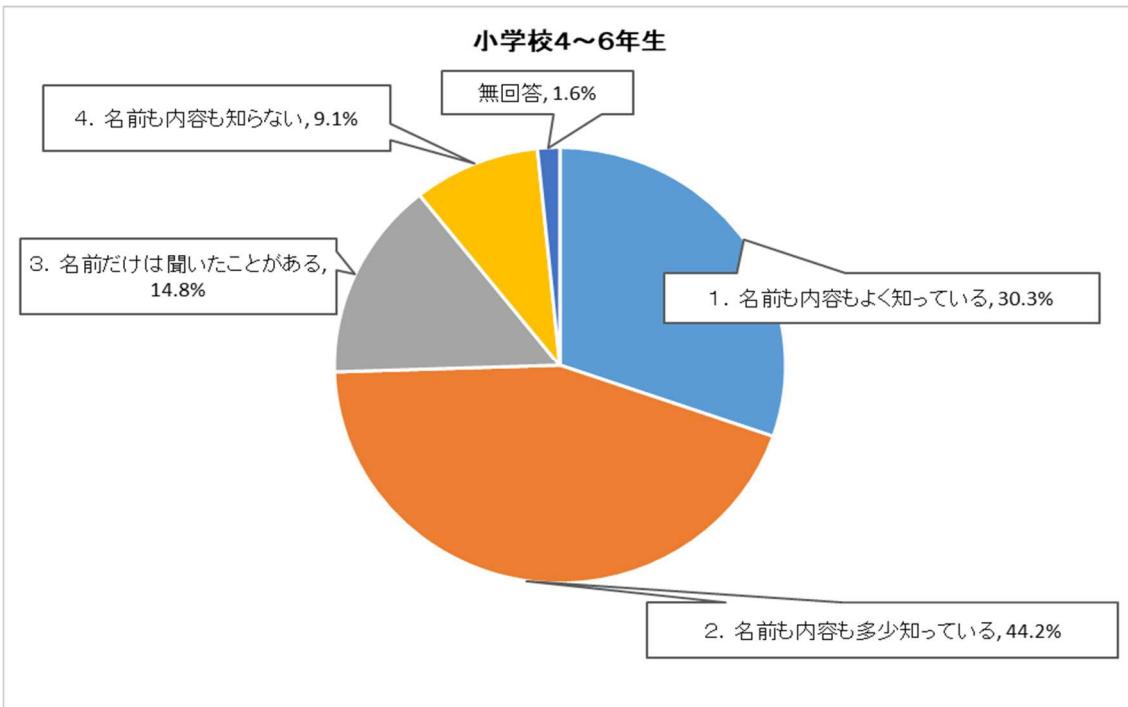
問 青森市がこどもを産み育てやすい環境にあると思わない理由はなんですか。あてはまるものすべてに○をつけてください。(P26 の問で「3.あまりそう思わない」、「4.全くそう思わない」と回答した保護者のみ)





問 あなたは、「子どもの権利」について知っていますか。あてはまるもの1つに○をつけてください。(保護者及び子ども)

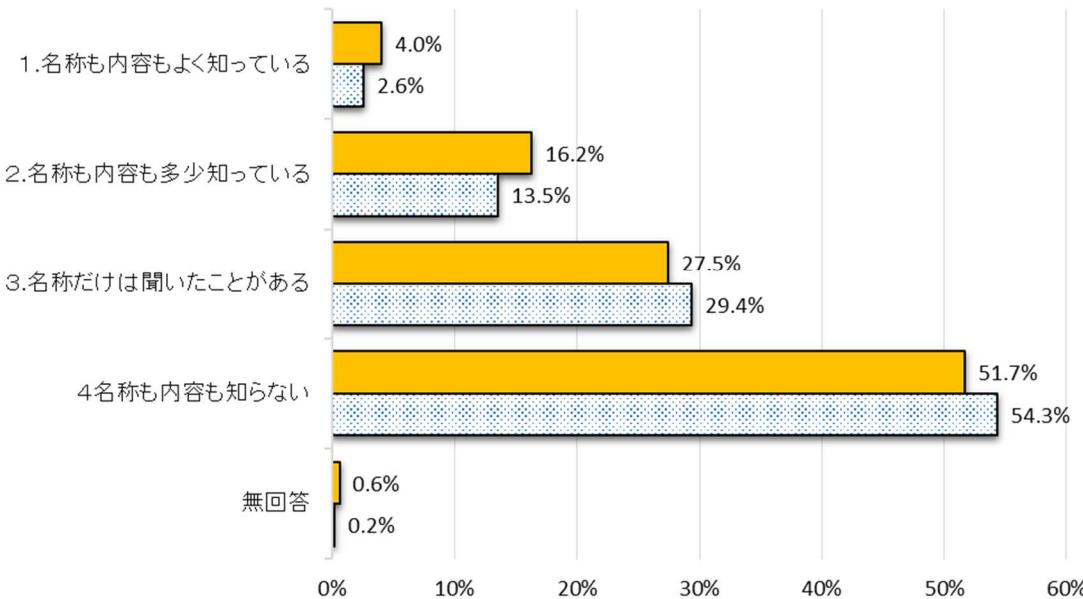




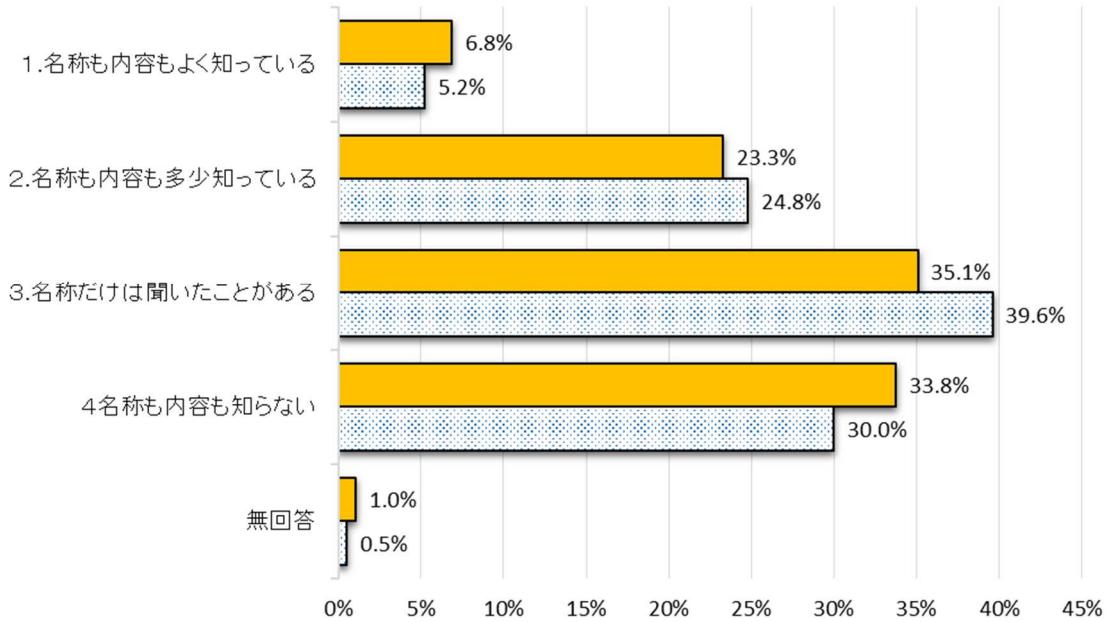
問 あなたは、いじめ、虐待、体罰等の子どもの権利侵害に関して、その救済と権利の回復を図るために相談・救済機関「青森市子どもの権利相談センター」があることを知っていますか。あてはまるもの1つに○をつけてください。(保護者及び子ども)

<上段：令和5年度、下段：平成27年度>

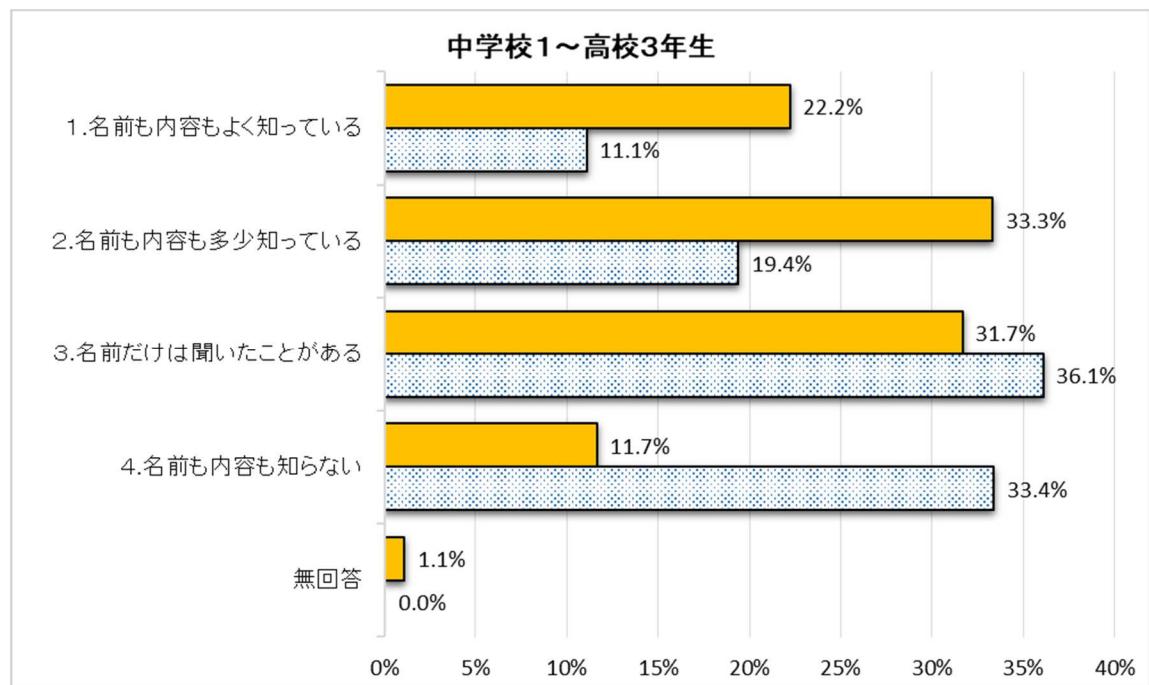
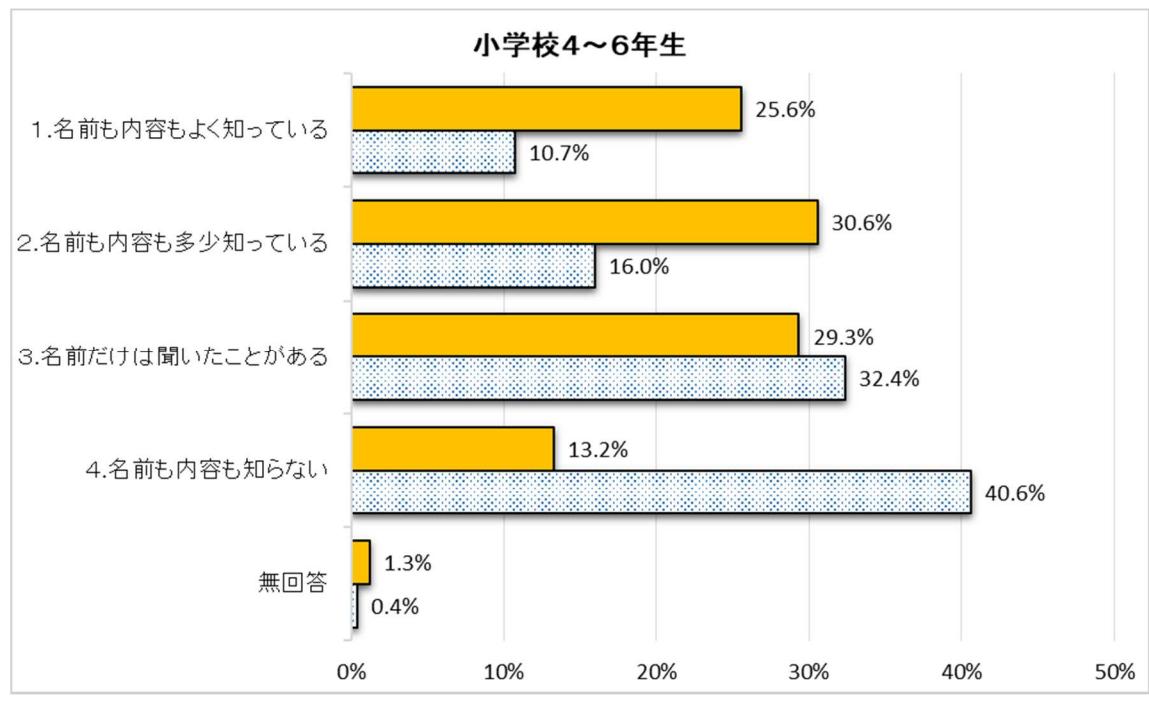
乳幼児の保護者



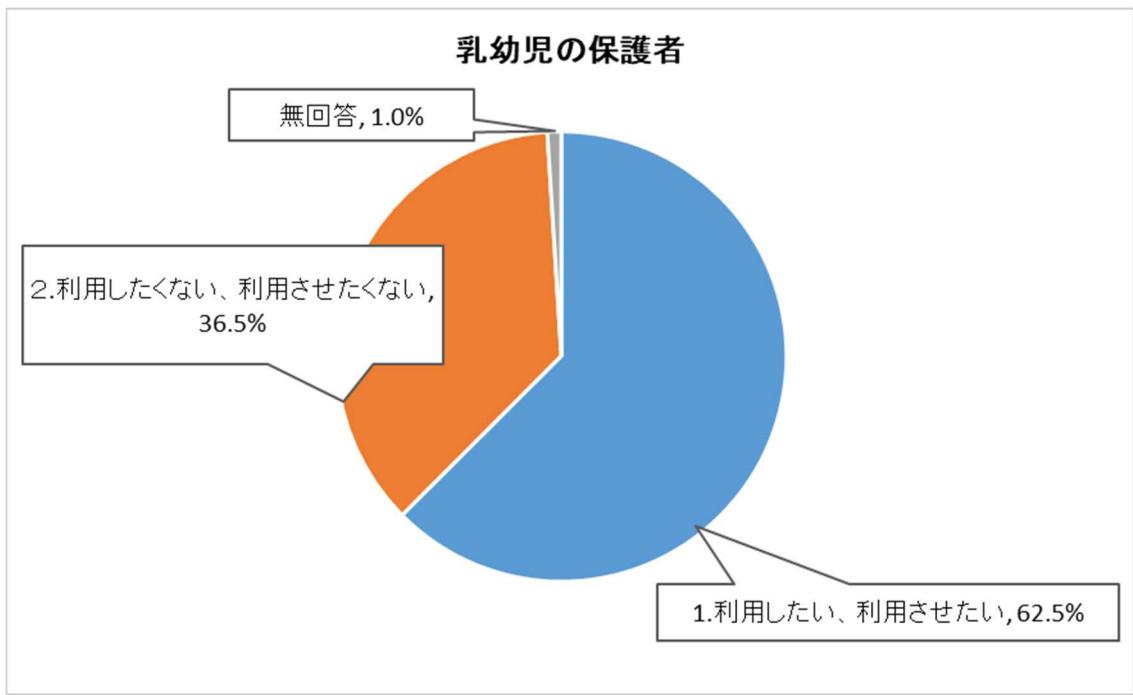
小学生の保護者



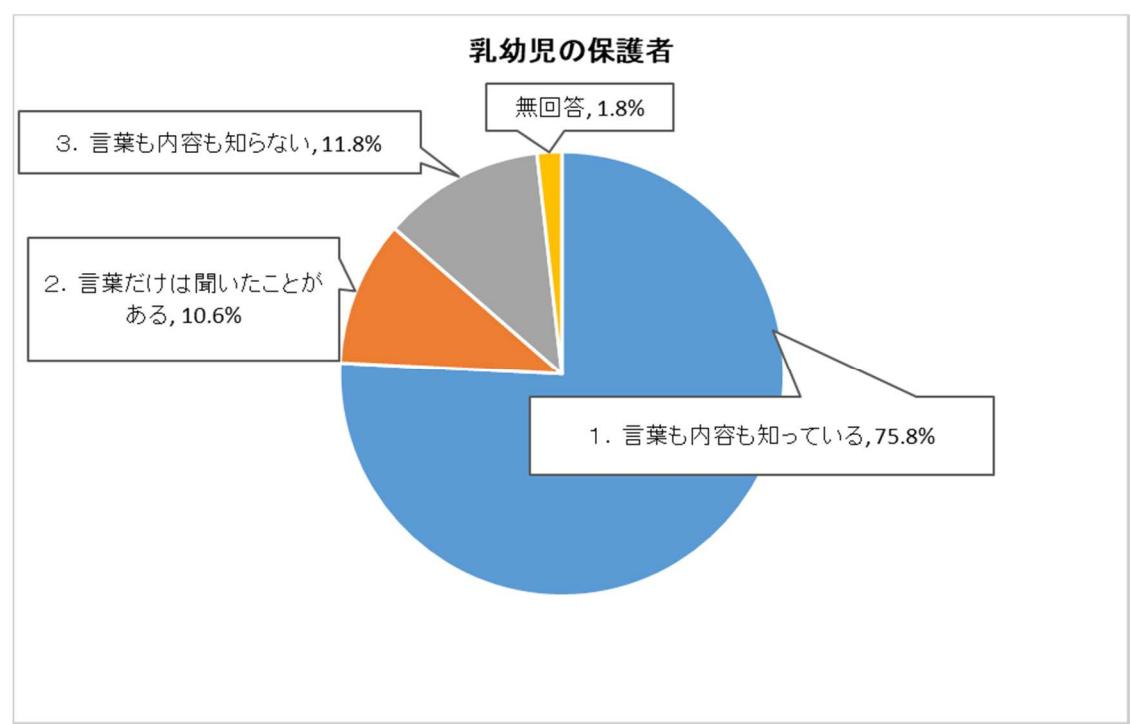
<上段：令和 5 年度、下段：平成 27 年度>



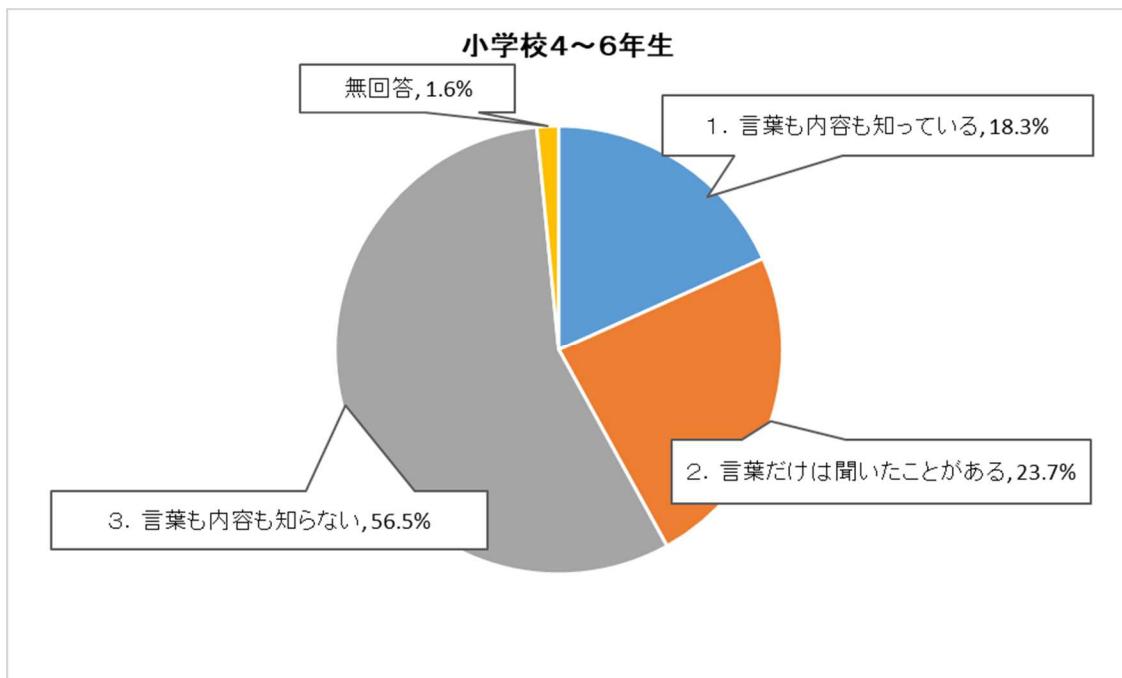
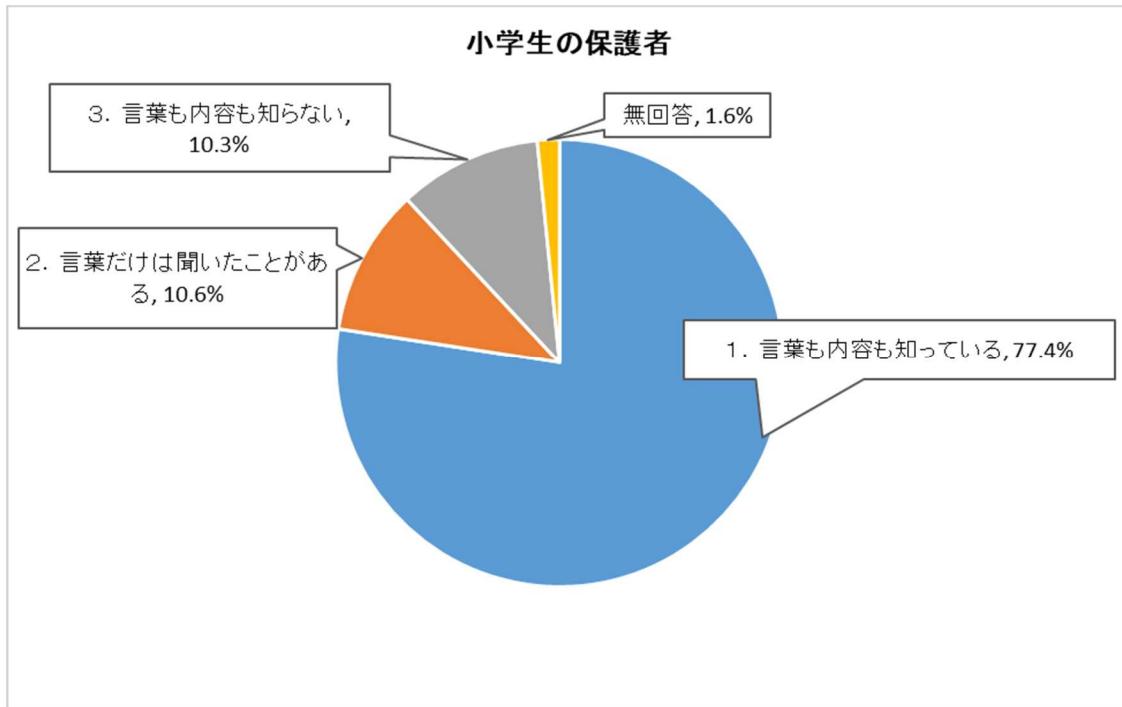
問 青森市では、産後1年未満の母子を対象に、有料で助産師が心身のケアや育児サポートを行う「産後ケア（デイサービス・訪問）事業」を、令和4年度から実施しています。あなたは産後ケアを利用したいと思いますか。あてはまるもの1つに○をつけてください。（乳幼児の保護者のみ）

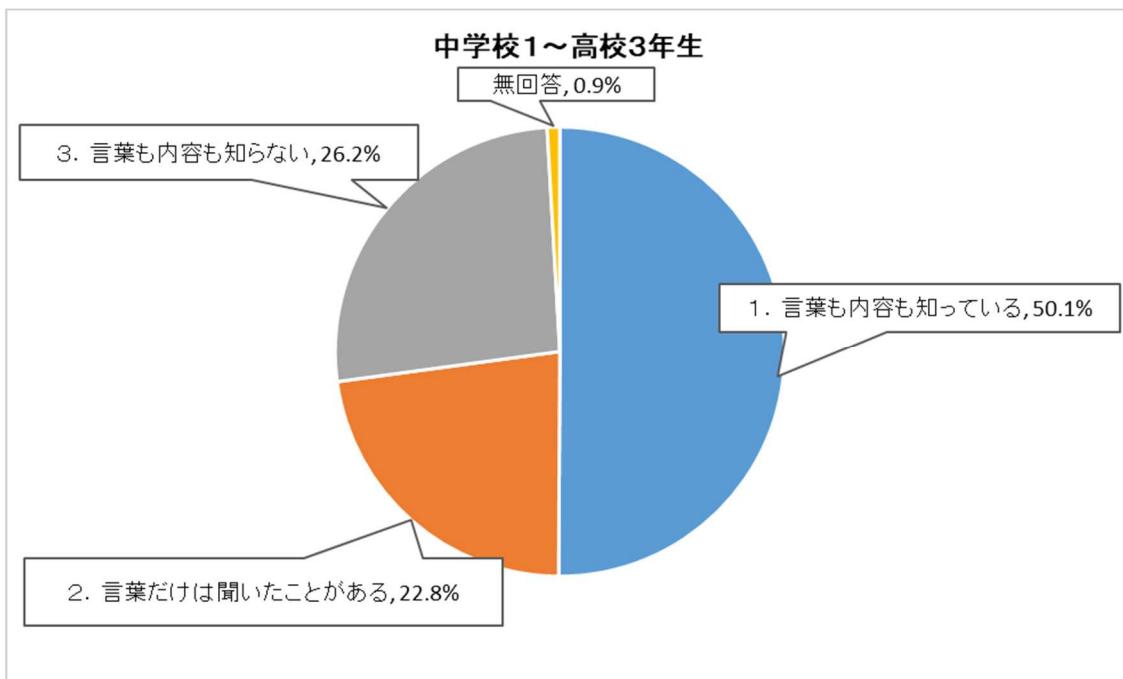


問 「ヤングケアラー※」という言葉を知っていますか。あてはまるもの1つに○をつけてください。（保護者及びこども）

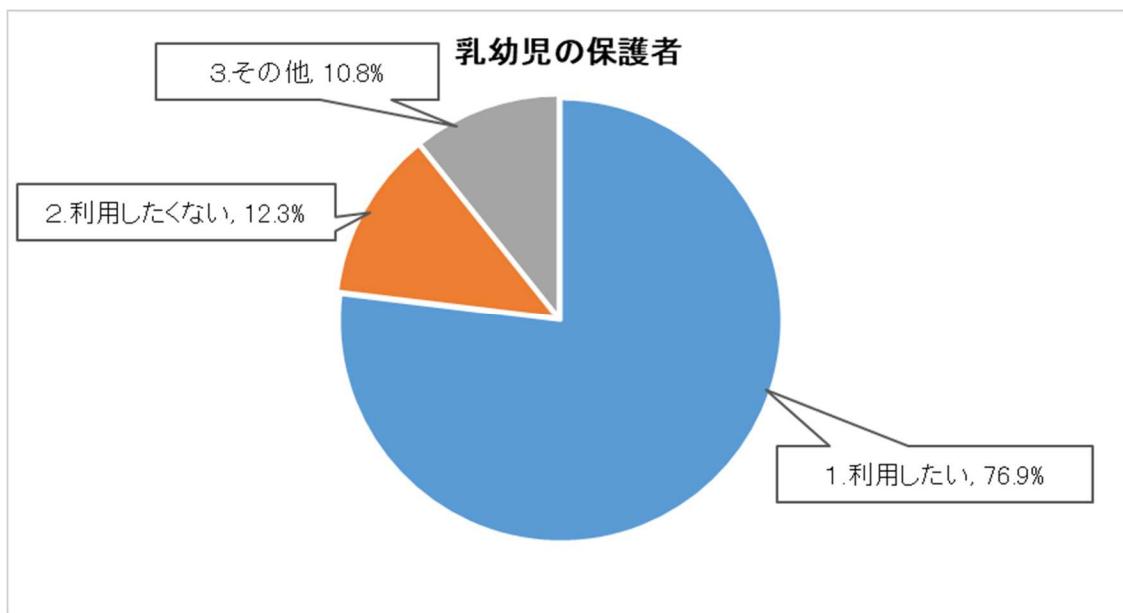


※ヤングケアラー：家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められるこども・若者のこと。

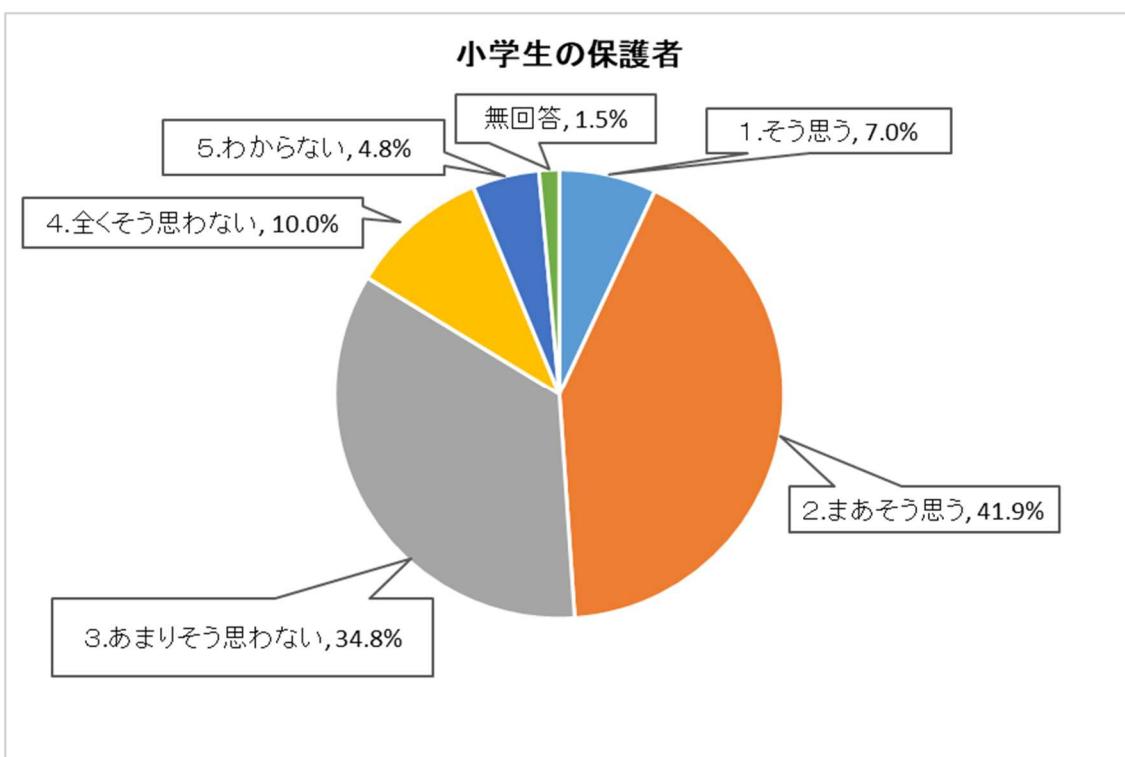
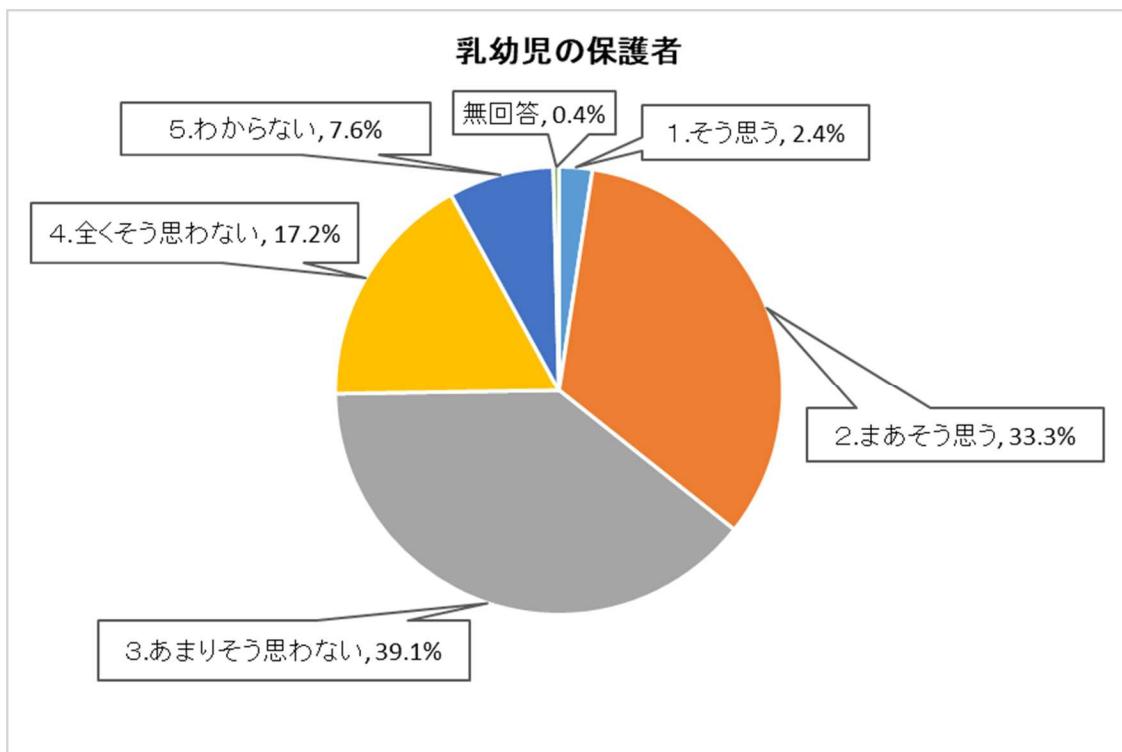




問 「こども誰でも通園制度」を利用したいと思いますか。あてはまるもの1つに○をつけてください。（乳幼児の保護者で、お子さんが、認定こども園、幼稚園、保育所（園）、小規模保育事業所、認可外保育所に通っていないと回答した人のみ）

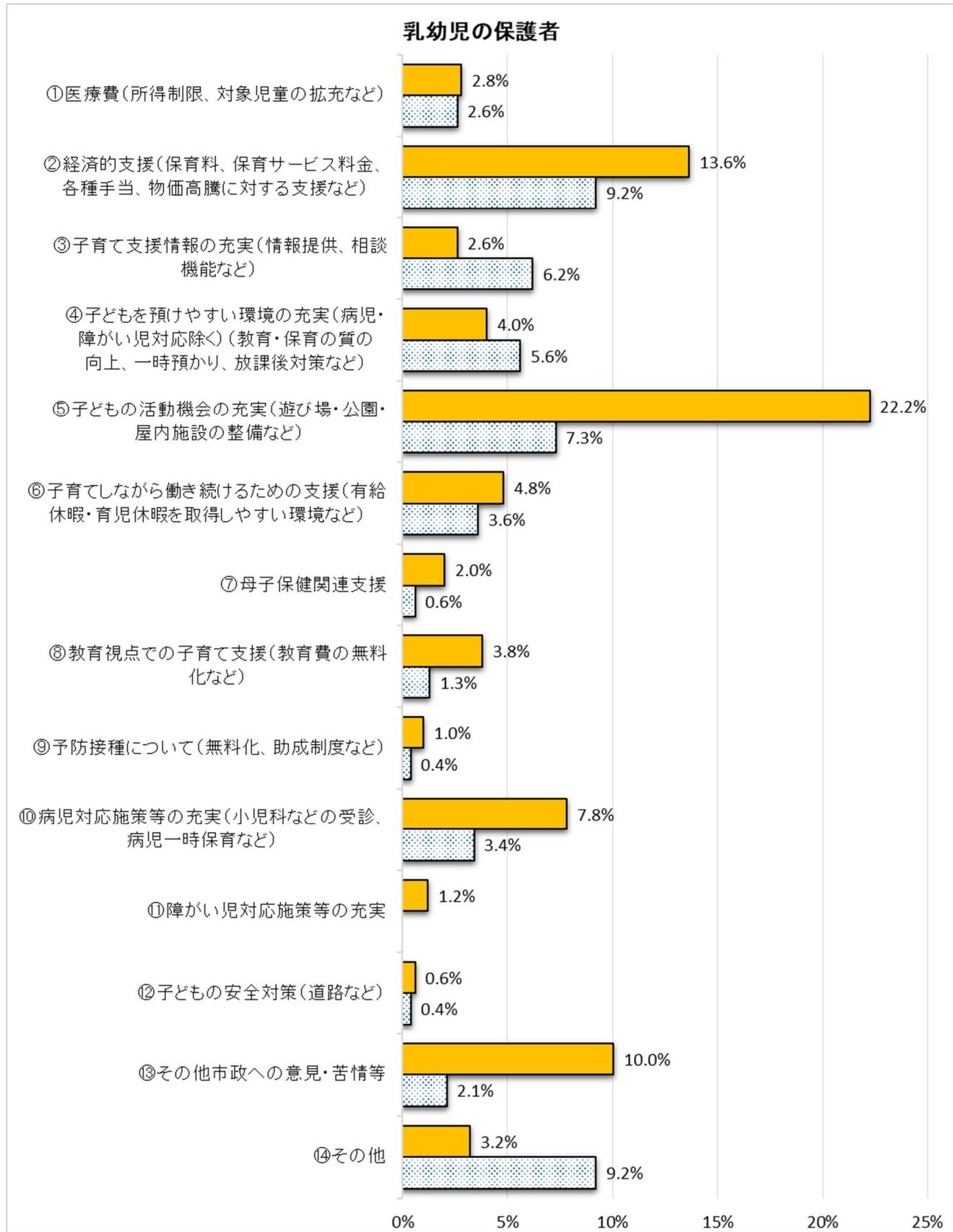


問 あなたは仕事と子育ての両立について、調和がとれていると思いますか。
あてはまるもの 1 つに○をつけてください。（保護者のみ）

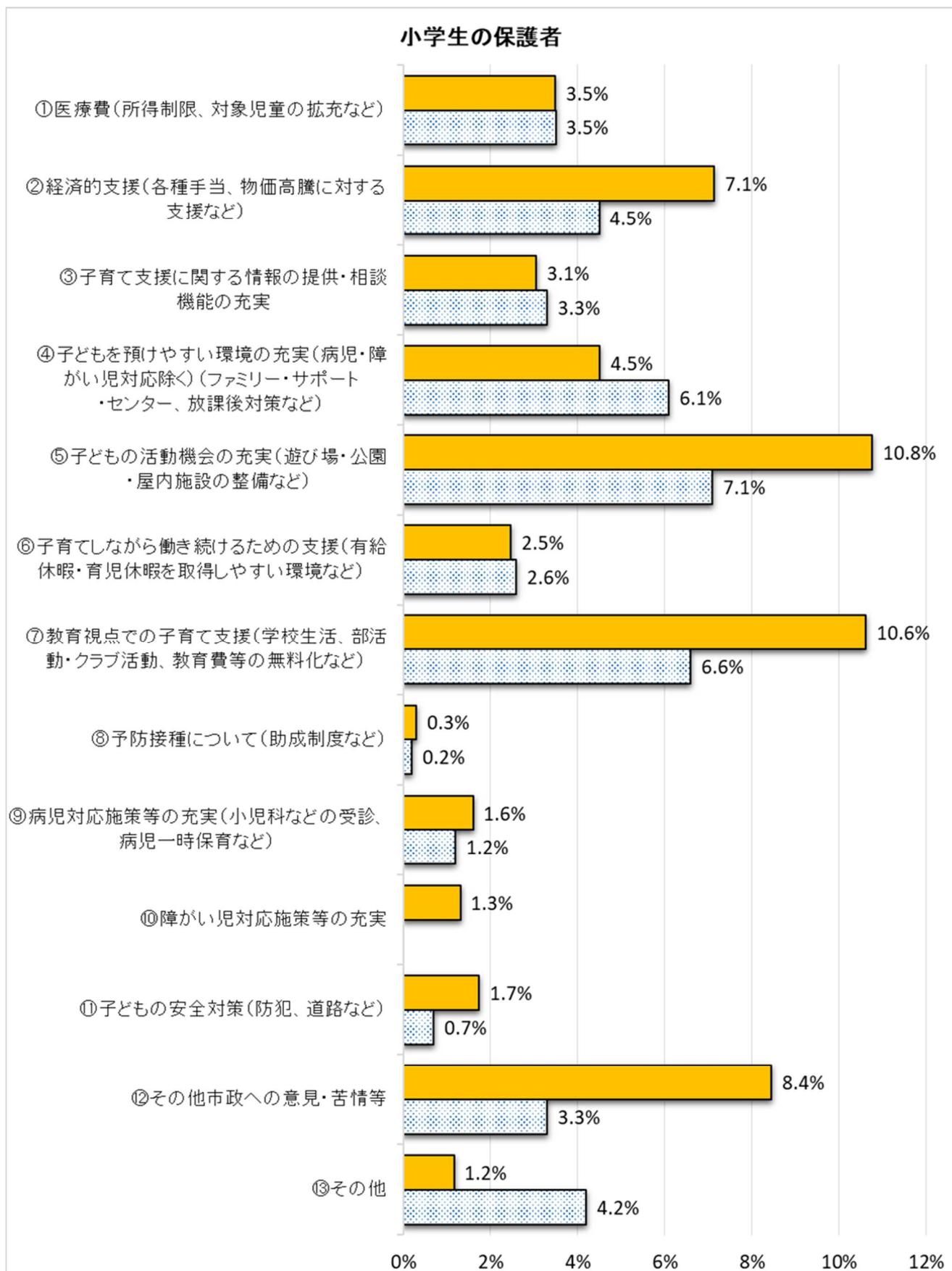


問 子育て支援に関するご要望、ご意見がありましたら、ご記入ください。
(保護者のみ)

<上段：令和 5 年度、下段：平成 27 年度>



<上段：令和 5 年度、下段：平成 27 年度>



III-1 基本理念

○本市では、「子どもの権利条約」の理念に基づき、こどもが愛情をもって育まれ、毎日をのびのびと生き、自分らしく豊かに成長し、発達していくことができるよう、**こどもにとって大切な権利の保障を図ること**を目的として、「青森市子どもの権利条例」を制定し、平成24年12月25日から施行しています。

○本市の新たな青森市総合計画基本構想では、本市の将来都市像を「みんなで未来を育てるまちに」と定め、将来都市像の実現に向けた取組を体系的・総合的に推進するため、3つの分野ごとに施策の大綱を定めています。

このうち「2 人をまもり・そだてる」の分野では、施策の方向性の一つとして、**「未来を担う人財の育成」**を掲げ、こどもを安心して産み育てることができるよう、妊娠期から子育て期まで切れ目なく、多様なニーズに応じたきめ細かな子育て支援を行うとともに、こどもが自ら考え、主体的に活動できる環境づくりなどを進めることとしています。

また、それを具体化するため、青森市総合計画前期基本計画において「多様なニーズに応じた切れ目のない子育て支援」、「子どもの居場所や主体的に活動できる環境の充実」、「多様なニーズに応じた快適で質の高い教育の提供」、「青少年の健全育成と生涯学習の推進」を政策として位置付けています。

これらを踏まえ、本計画の基本理念及び基本視点を下記のとおり定めます。

基本理念

**子どもの権利を保障し、
未来を担うこども・若者と子育て世代を応援するまち
～子育て先進都市 青森市の実現～**

基本視点1

多様なニーズに応じた
切れ目のない子育て支援

基本視点2

子どもの居場所や主体的に
活動できる環境の充実

基本視点3

多様なニーズに応じた
快適で質の高い教育の提供

基本視点4

青少年の健全育成と
生涯学習の推進

III-2 基本理念を実現するための施策展開

- 本計画に定めるこども、子育て、若者に関する施策は、各ライフステージすべてにおいて、保健・福祉、医療、教育、生活環境等あらゆる分野がかかわっています。
- 国の「こども大綱」は、特定のライフステージのみではなく、ライフステージを通して、継続的に実践すべき重要事項を示し、その次にライフステージ別の重要事項、最後に子育て当事者への支援に関する重要事項を示しています。
- 本計画においては、国の「こども大綱」を勘案して策定しており、まずは、ライフステージ全体を通した施策を示し、次に「子どもの誕生前から幼児期まで」、「学童期・思春期」、「青年期」の各ライフステージにおいて取り組む施策を示し、最後に子育て当事者への支援に関する施策を示しています。

I ライフステージを通した支援

こども・若者及び子育て当事者への支援が特定の年齢で途切れることがないよう、すべてのライフステージに共通した支援として、「1 こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等」、「2 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり」、「3 こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供」、「4 子どもの貧困対策」、「5 障がい児支援・医療的ケア児等への支援」、「6 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援」、「7 こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組」を推進します。

II ライフステージ別の支援

「1 子どもの誕生前から幼児期まで」、「2 学童期・思春期」、「3 青年期」など、それぞれのライフステージの特有の課題を捉え、ライフステージごとに必要な支援に取り組みます。

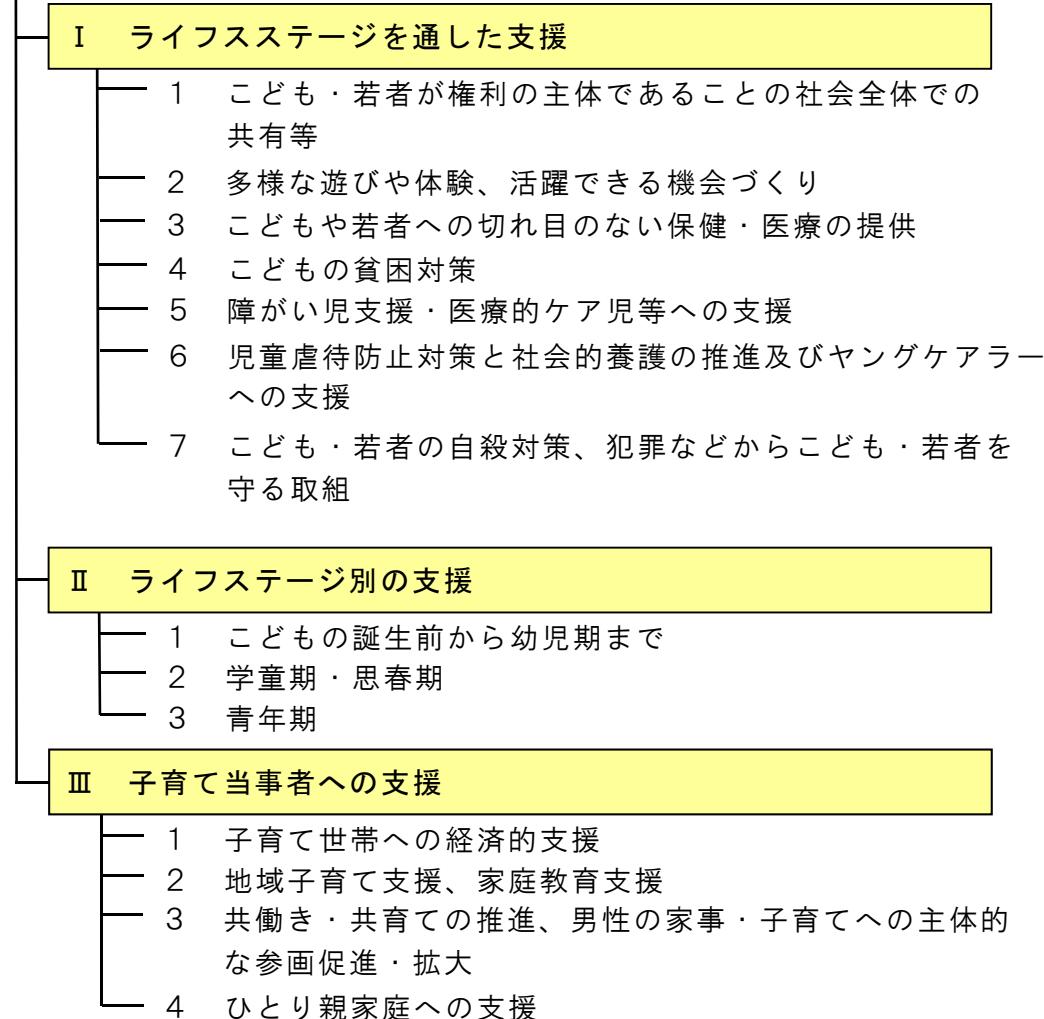
III 子育て当事者への支援

「1 子育て世帯への経済的支援」、「2 地域子育て支援、家庭教育支援」、「3 共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大」、「4 ひとり親家庭への支援」など、子育て当事者が、健康で、自己肯定感とゆとりを持って、こどもに向き合えるように支援します。

III-3 施策体系

子どもの権利を保障し、
未来を担う子ども・若者と子育て世代を応援するまち
～子育て先進都市 青森市の実現～

- ・多様なニーズに応じた切れ目のない子育て支援
- ・子どもの居場所や主体的に活動できる環境の充実
- ・多様なニーズに応じた快適で質の高い教育の提供
- ・青少年の健全育成と生涯学習の推進



第2部 各論

I

ライフステージを通した支援

こども・若者及び子育て当事者への支援が特定の年齢で途切れることがないよう、すべてのライフステージに共通した支援として、「1 こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等」、「2 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり」、「3 こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供」、「4 こどもの貧困対策」、「5 障がい児支援・医療的ケア児等への支援」、「6 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援」、「7 こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組」を推進します。

I - 1

こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等

I - 1 に関連する SDGs の開発目標



10 人や国の不平等をなくそう



16 平和と公正をすべての人に



17 パートナーシップで目標を達成しよう

1 こどもの権利を大切にする意識の向上

現状と課題

(1) こどもの権利の普及啓発

○本市では、「子どもの権利条約」の理念に基づき、こどもにとって大切な権利の保障を図ることを目的として、平成 24 年 12 月に「青森市子どもの権利条例」を制定しました。

○本計画策定に当たって実施したアンケート調査（令和 5 年度実施）によると、こどもの権利について「知っている」と回答した人の割合は、乳幼児の保護者は 61.1%、小学生の保護者は 74.0%、小学 4~6 年生は 89.3%、中学生及び高校生は 92.8%となっており、前回実施したアンケート調査（平成 27 年度実施）より、認知度は高くなっています。

○こどもの権利の保障を進めるためには、こどもが権利の主体であることを広く周知し、こどもが自ら権利について学ぶことはもとより、家庭や学校、地域など、社会全体で共有していく必要があります。

○条例が掲げる「安心して生きる権利」、「自分らしく生きる権利」、「豊かで健やかに育つ権利」、「意見を表明し参加する権利」の保障を図るため、すべての人に対して、こどもの権利の普及啓発や学習機会の充実に取り組む必要があります。

(2) 青森市子どもの権利の保障に関する行動計画の推進

○これまで、「青森市子どもの権利条例」の目的を達成するための行動計画として、条例第15条に基づき、「青森市子どもの権利の保障に関する行動計画」を策定してきており、また、事業実施に当たっては、青森市子ども会議の意見の反映に努めてきています。

(3) 人権教育の推進

○障害者差別解消法が改正され、令和6年4月に事業者における障がいのあるかたへの合理的配慮の提供が義務化されたことを踏まえ、社会全体で障がい者への理解を深め、差別をなくす取組を一層推進していく必要があります。

○誰もが地域社会の一員として尊重され、差別や偏見のない、暮らしやすい社会の実現が求められていますが、文化・思想・国籍、年齢、性別、障がいや病気の有無などによる差別や偏見、虐待など、様々な人権侵害が問題となっています。

○このことから、いじめ、体罰・不適正な指導、児童虐待、性暴力等、子どもの権利侵害を許さないという意識を社会に浸透させるとともに、人権に対する市民一人ひとりの理解を深め、人権尊重の意識の醸成を図る必要があります。

施策の方向性

市民一人ひとりが青森市子どもの権利条例や人権に対する理解を深めることができるよう、「(1) 子どもの権利の普及啓発」、「(2) 青森市子どもの権利の保障に関する行動計画の推進」、「(3) 人権教育の推進」に取り組みます。

主な取組

(1) 子どもの権利の普及啓発

取組	取組内容	担当課
青森市子どもの権利条例の普及啓発	◆青森市子どもの権利条例普及のためのリーフレットの配布や子どもの権利に関するパネル展の開催など、様々な手法を用いて子どもや大人への広報・啓発を行います。	福祉部子育て支援課
青森市子ども会議委員による普及啓発	◆各種イベントを通じて、青森市子ども会議委員自らが子どもの権利の普及啓発に取り組みます。	福祉部子育て支援課

取組	取組内容	担当課
青森市子どもの権利相談センター及び青森市子どもの権利擁護委員の活動の推進 ※ I-1-3、I-2-4 (2)、I-6-2、I-7-1、I-7-2 (1)、II-2-1 (5)にも記載	◆「青森市子どもの権利条例」に基づき、子どもの権利相談センターの活動を通じて、権利侵害を受けた子どもを迅速かつ適切に救済し、権利の回復を図るとともに、青森市子どもの権利擁護委員による子どもの権利に関する出前講座について、青森市小学校長会、青森市中学校長会、家庭教育学級などへ周知を図り、出前講座の実施を通じて子どもの権利の認知向上に努めます。	福祉部子育て支援課
子どもの権利にかかる学校での取組	◆子どもの権利について学び、理解するための取組として、「青森市子どもの権利の日（11月20日）」に合わせ、市立小・中学校において子どもの権利を深める活動を実施します。	教育委員会事務局指導課

(2) 青森市子どもの権利の保障に関する行動計画の推進

取組	取組内容	担当課
青森市子どもの権利の保障に関する行動計画の推進	◆「青森市子どもの権利条例」に基づき、青森市健康福祉審議会児童福祉専門分科会において「子どもの権利の保障に関する行動計画」の評価・検証を行うとともに、青森市子ども会議の意見を尊重しながら各事業を実施します。	福祉部子育て支援課

(3) 人権教育の推進

取組	取組内容	担当課
人権尊重理念の理解促進	◆人権思想の普及・高揚を図るため、人権侵害に関する相談への対応や、子どもの頃から命の大切さや相手への思いやりの心が育まれるよう、小・中学校等において人権教室を開催している人権擁護委員の活動を支援するほか、人権に関するセミナー等を開催し、人権尊重に関する理解を促進します。	市民部人権男女共同参画課
「福祉読本」の作成・配付やイベント等の実施	◆障がいに対する理解を深めるため、小・中学生を対象に「福祉読本」を配付するとともに、障害者週間（12月3日～9日）に合わせた啓発イベントを開催します。 ◆中学生を対象にハンセン病に対する正しい知識と理解を深めるための内容を講義するとともに、「福祉読本」を配付し、人権週間（12月4日～10日）に合わせたパネル展等を開催します。	福祉部障がい者支援課

取組	取組内容	担当課
小中一貫及び小・中連携教育課程での研究開発 ※ I -2-3 (1) にも記載	◆こどもが現代的・社会的な課題に対応できる能力の育成のため、小・中連携などによる人権、環境、防災、健康、福祉などに関する指導の研究・普及や環境教育を推進します。	教育委員会事務局指導課
人権尊重の理念等に対する児童生徒の理解を深めるための取組 ※ I -2-4 (1)、(2) にも記載	◆学校教育指導の方針と重点において、多様性を尊重する態度を育成するための学習活動の推進について明記し、全教職員に配付するとともに、児童生徒が、人権尊重の理念や性別にとらわれずに一人ひとりの個性や能力を尊重することの大切さを学ぶ場面を設定するよう、研修講座等で周知します。	教育委員会事務局指導課
学校訪問における人権教育に関する指導・助言	◆市立小・中学校を訪問し、学校運営上及び生徒指導、学習指導上の諸課題の解決に向け、適切な指導・助言等の支援を行い、この中で、「集団と社会とのかかわりに関すること」「他の人とのかかわりに関すること」の価値を含めた道徳の授業を教職員が効果的に指導できるように、道徳の時間の展開について指導・助言します。	教育委員会事務局指導課

目標とする指標

指標とその説明	現状値	参考値	目標値
「子どもの権利」普及啓発に関する講座の実施回数 青森市子どもの権利擁護委員による子どもの権利に関する出前講座の実施回数	8回 (令和5年度)	9回 (過去5年平均)	9回 (令和10年度)

参考指標とその説明	現状値	参考値
「子どもの権利」普及啓発に関する講座の参加者数 青森市子どもの権利擁護委員による子どもの権利に関する出前講座の延べ参加者数	269人 (令和5年度)	417人 (過去5年平均)

2 こども・若者の意見表明・参加の促進

現状と課題

(1) 青森市子ども会議の活動の推進

- 「青森市子どもの権利条例」では、「意見を表明し参加する権利」をこどもにとって大切な権利の一つとして定め、市政などについて、こどもが意見表明し参加する場として、「青森市子ども会議」を置くこととしています。
- 小学5年生から高校3年生のこどもたちで構成される「青森市子ども会議」では、「青森市子どもの権利条例」について学習し、ねぶた祭りや子どもの権利の日のイベントなどで、子どもの権利の普及啓発活動を行うとともに、市政について市長に意見提案をするなど、意見表明の活動を実施してきました。
- 「青森市子どもの権利条例」に基づき、意見表明・参加の権利を保障するため、地域におけるこどもに関する取組にも、子どもの意見を活かしていく必要があることから、今後は、「青森市子ども会議」の活動を一層充実させていく必要があります。

(2) こども・若者の意見表明・参加の機会の充実

- 「こども基本法」には、第3条において、すべてのこども・若者について、その年齢及び発達の程度に応じた意見表明機会や社会的活動に参画する機会を確保すること、こども・若者の意見を尊重し、その最善の利益を優先して考慮することが基本理念として謳われています。
- 本市では、青森市総合体育館の設計に当たって、市内の児童生徒や学生などを対象としたワークショップを開催し、多くの提案・意見等を施設整備に反映するなど、こども・若者の意見を、可能な限り施策に取り入れてきています。
- また、すべてのこども・若者が自主的に意見を表明できる機会を設けていく必要があるため、令和6年2月から、市ホームページにおいて、市政に対するこども・若者の意見を随時募集する取組を開始しました。

施策の方向性

こども・若者が市政やまちづくりについて考え、意見を表明し、主体的な参加を促進するため、「(1) 青森市子ども会議の活動の推進」や「(2) こども・若者の意見表明・参加の機会の充実」に取り組みます。

主な取組

(1) 青森市子ども会議の活動の推進

取組	取組内容	担当課
青森市子ども会議の運営 ※ I-2-1 (1) にも記載	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 「青森市子どもの権利条例」に基づき、まちづくりをはじめ、市政などについてこどもが意見を表明し参加する場として、小学5年生から18歳または高校在籍までのこどもで構成する「青森市子ども会議」を運営します。また、「青森市子ども会議」の活動を支援するため、こどもの主体的な力を引き出すことができるよう、相談や助言を行う若い世代を中心とした「子どもサポーター」を育成します。 ◆ 青森市子ども会議委員が市長に直接、意見提案する「青森市子ども会議フォーラム」を引き続き実施します。 	福祉部子育て支援課
こどもにかかわる施策に対するこどもの意見の尊重	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 「青森市子どもの権利条例」に基づき、青森市健康福祉審議会児童福祉専門分科会において「子どもの権利の保障に関する行動計画」の評価・検証を行うとともに、青森市子ども会議の意見を尊重しながら各事業を実施します。 	福祉部子育て支援課

(2) こども・若者の意見表明・参加の機会の充実

取組	取組内容	担当課
児童館等における「子どもさみっと」の実施	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 児童館・児童室・児童センターが合同で、こどもたちがテーマを設定し、考え、発表する「子どもさみっと」を実施します。 	福祉部子育て支援課（青森市社会福祉協議会に委託）
学校におけるこどもの意見表明能力等の向上のための取組	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 市立小・中学校において、こどもの意見表明能力、コミュニケーション能力の向上のため、主に特別活動の時間や、児童会・生徒会活動等の場で、教員の適切な指導のもと、仲間との合意形成を図り、役割を分担し協力するなどといった場を意図的に設定し、こども一人一人の思いや考え方を活かすようにします。 	教育委員会事務局指導課

取組	取組内容	担当課
市ホームページによる こども・若者の意見・提 案の募集	◆こども・若者が、こども施策などの市政について自 主的に意見を表明できるよう、市ホームページにお いて、こども・若者の声を随時募集します。	福祉部子育て支 援課
施策や施設の運営に当 たってのこども・若者 の意見を聴取する仕組 みづくりの検討 ※ II-2-2 にも記載	◆こども・若者に関する施策や施設の運営について、 様々な方法で意見を表明し、積極的に参加できるよ う、その仕組みづくりについて検討します。	福祉部子育て支 援課

目標とする指標

指標とその説明	現状値	参考値	目標値
青森市子ども会議委員の意見表明 機会の回数 青森市子ども会議委員が意見を表明す る機会の回数	7回 (令和5年度)	5回 (過去5年平均)	7回 (令和10年度)

3 権利侵害からの救済

現状と課題

- 本市では、「青森市子どもの権利条例」に基づき、権利侵害を受けたこどもを迅速かつ適切に救済を図るための相談・救済機関として、平成25年5月1日から「青森市子どもの権利相談センター」を設置しています。
- 本計画策定に当たって実施したアンケート調査（令和5年度実施）によると、「青森市子どもの権利相談センター」について「知っている」と回答した人の割合は、乳幼児の保護者では47.7%、小学生の保護者では65.2%、小学4~6年生では85.5%、中学生及び高校生では87.2%となっています。
- 「青森市子どもの権利相談センター」では、こども及び保護者や学校関係者などの大人から、こどもの「心身の悩み」、「交友関係」、「不登校」、「いじめ」などの相談を受けていますが、相談に当たっては、「こどもの最善の利益」を優先し、相談者の話をじっくり聴き、ともに解決策を考えながら、当事者自身の力で解決できるよう支援するとともに、必要な場合には、問題の解決を図るために、関係者・関係機関に働きかけを行う調整活動を実施しています。
- 今後も、権利侵害を受けたこどもが適時適切にSOSを発信できるよう、引き続き「青森市子どもの権利相談センター」の周知を図っていく必要があります。



青森市子どもの権利相談センター携帯カード（R6）

施策の方向性

子どもの「心身の悩み」、「交友関係」、「不登校」、「いじめ」など、子どもの権利侵害が発生した場合に、「子どもの最善の利益」を優先し、適切な対応を行い、「権利侵害からの救済」に取り組みます。

主な取組

取組	取組内容	担当課
青森市子どもの権利相談センター及び青森市子どもの権利擁護委員の活動の推進（再掲） ※ I -1-1 (1)、I -2-4 (2)、 I -6-2、I -7-1、 I -7-2 (1)、II -2-1 (5) にも記載	◆「青森市子どもの権利条例」に基づき、子どもの権利相談センターの活動を通じて、権利侵害を受けた子どもを迅速かつ適切に救済し、権利の回復を図るとともに、青森市子どもの権利擁護委員による子どもの権利に関する出前講座について、青森市小学校長会、青森市中学校長会、家庭教育学級などへ周知を図り、出前講座の実施を通じて子どもの権利の認知向上に努めます。	福祉部子育て支援課

目標とする指標

指標とその説明	現状値	参考値	目標値
青森市子どもの権利相談センターへの相談の終結率 子どもの救済機関である「青森市子どもの権利相談センター」への相談のうち、その年度内に終結した割合	98.5% (令和5年度)	95.7% (過去5年平均)	95.7%以上 (令和10年度)

参考指標とその説明	現状値	参考値
青森市子どもの権利相談センターへの相談者数 子どもの救済機関である「青森市子どもの権利相談センター」への相談実人数	68人 (令和5年度)	65人 (過去5年平均)

I - 2**多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり****I - 2 に関連する SDGs の開発目標****1 遊びや体験活動の推進、生活習慣の形成・定着****現状と課題****(1) 遊びや体験活動の充実**

- 共働き世帯の増加や核家族化、地域コミュニティの希薄化などを背景に、異年齢のこどもや高齢者と接する機会が減少していることから、交流する機会づくりが求められています。
- 少子化が進行する中で、子どもの生活体験や体験活動が不足していることから、児童生徒の心を育む指導や体験活動の充実が求められています。
- 本計画策定に当たって実施したアンケート調査（令和5年度実施）によると、行政サービスに期待することとして、乳幼児及び小学生の保護者では、「子どもの活動機会の充実」に関する意見が最も多くなっています。
- 本市では、天候に左右されることなく遊べる場を確保するため、令和6年7月に供用開始した青森市総合体育館に、ネット遊具や滑り台など大型遊具を常設した空間と、乳幼児が玩具で遊んだり、読書ができる空間にエリア分けされた県内最大級のキッズルームを備えています。
- 国や地方公共団体、地域、学校・園、家庭、若者、民間団体、民間企業等が連携・協働して、子ども・若者のすべてのライフステージにおいて、年齢や発達の程度に応じて、自然体験、職業体験、文化芸術体験など多様な体験・外遊びを含む様々な遊びができるよう、地域資源を生かした遊びや体験の機会や場を意図的・計画的に創出することが求められています。

(2) 読書活動の充実

- 子どもが読書に親しみ、読書習慣を身につけるためには、乳幼児期から成長に応じて本に触れ、読書の楽しさを体験する必要があります。

- このため市民図書館や市民センターなどでは、おはなし会を開催するなどしてこどもが本に触れる機会の提供に努めていますが、地域によっては十分な機会を設けられていないところもあります。
- このことから、市民図書館、学校、家庭、地域それぞれの場において、こどもが読書に親しむ機会とこどもの読書を支える環境を充実させる必要があります。
- こどもの読書活動の輪を広げていくため、読書にかかる人々が一層連携・交流しながら活動するとともに、こどもの読書の重要性や様々な読書活動の機会を広く周知するなど、広報活動に取り組む必要があります。

(3) 生活習慣の形成・定着

- 本市の6歳から14歳の児童生徒における肥満傾向児の出現率は、全般的に全国より高い状況となっています。
- 肥満は、体重測定などにより自分の状態を確認できることから、生活習慣が形成されるこどもの頃からの食育や運動習慣の定着など、自己管理の大切さについて啓発し、肥満予防に向けた生活習慣改善を進めることが必要です。

施策の方向性

こども・若者の健やかな成長を支援するため、「(1)遊びや体験活動の充実」や「(2)読書活動の充実」に取り組むほか、こどもが食生活等の基本的な生活習慣を身につけることができるよう、「(3)生活習慣の形成・定着」に取り組みます。

主な取組

(1) 遊びや体験活動の充実

取組	取組内容	担当課
保育所等における世代間交流等の促進	◆保育所等における世代間交流、異年齢交流、小学校低学年児童の受け入れに対し支援し、その促進を図ります。	福祉部子育て支援課
児童館母親クラブの活動への支援	◆地域における交流機会を通じた児童の健全な育成を図るため、親子及び世代間での交流のほか、児童養育に関する研修、児童の事故防止といった活動の支援を行う母親クラブを支援します。	福祉部子育て支援課

取組	取組内容	担当課
こども・若者のボランティア活動の促進	◆地域福祉を推進していくために策定した「青森市地域福祉計画・地域福祉活動計画」に基づき、青森市社会福祉協議会が実施している体験ボランティア制度や学生ポイント制度の効果的な広報活動の実施や、青森市社会福祉協議会と連携した市立小・中学校などのボランティア推進校の指定等を実施することで、学生をはじめとする若者のボランティア活動を促進します。	福祉部福祉政策課
乳幼児期のふれあい遊びの推進	◆親子のきずなを深められるよう、マタニティ講座や乳幼児健診などで親子のふれあい遊びを紹介します。	保健部青森市保健所あおもり親子はぐくみプラザ
地域子育て支援拠点※における親子交流の場の提供	◆子育て中の保護者の孤立予防や育児不安を軽減するため、地域子育て支援拠点において、親子交流の場の提供や子育てに関する相談、情報提供、子育て講座などを実施し、地域の子育て支援を行います。	保健部青森市保健所あおもり親子はぐくみプラザ
青森市子ども会議の運営（再掲） ※ I -1-2 (1) にも記載	◆「青森市子どもの権利条例」に基づき、まちづくりをはじめ、市政などについてこどもが意見を表明し参加する場として、小学5年生から18歳または高校在籍までのこどもで構成する「青森市子ども会議」を運営します。また、「青森市子ども会議」の活動を支援するため、こどもの主体的な力を引き出すことができるよう、相談や助言を行う若い世代を中心とした「子どもサポーター」を育成します。	福祉部子育て支援課
放課後児童会の運営 ※ II -2-2 にも記載	◆保護者が就労等により日中家庭にいない小学校に就学している児童を対象に、家庭の代わりとなる安全で安心な居場所として、学校や福祉館などに開設する放課後児童会において、遊びや生活の場を提供します。 ◆放課後児童会におけるサービスの向上を図るため、ICTの活用や民間事業者のノウハウを活用した外部委託の検討を行います。	福祉部子育て支援課
児童館等の運営 ※ II -2-2 にも記載	◆地域における18歳未満の児童の遊びの拠点と居場所となる児童館等における各種イベントやクラブ活動の振興を図ります。	福祉部子育て支援課
福祉増進センターの運営 ※ II -2-2 にも記載	◆福祉増進センターでは、市民の福祉に対する関心・理解を深めるための機会を提供する場として、ボランティアセンターを活用した継続的なボランティア活動の支援や、福祉関係団体と連携を図りながら福祉情報の収集を行い、市民からの福祉サービスに関する相談に対応するほか、児童遊戯室を活用した子育て支援などを実施します。	福祉部福祉政策課

※地域子育て支援拠点：あおもり親子はぐくみプラザ「プレイルーム」、市内6か所の地域子育て支援センター、つどいの広場「さんぽば」のこと。

取組	取組内容	担当課
総合福祉センターの運営 ※ II-2-2 にも記載	◆総合福祉センターは、社会福祉の一層の充実を図るため、「老人福祉センター」「身体障がい者福祉センター」「児童センター」の三つの機能を一体化した複合施設であり、児童センターでは、児童の健全な遊び場の確保と体力の増進を図るためにサービス提供を行います。	福祉部福祉政策課
学校における自然にふれる体験活動の充実	◆市立小・中学校に対し、生命や自然を大切にする心や他人を思いやる優しさ、社会性、規範意識などを育てるため、総合的な学習の時間や特別活動の学校行事において、自然体験活動や見学・調査などの体験的な活動を取り入れるよう指導します。	教育委員会事務局指導課
学校における職場体験の充実	◆市立小・中学校に対し、職業体験や職業講話等を通して、働くことの意義や目的の理解、進んで働くとする意欲や態度などを育むことができること、職業の意義についての基本的な理解・認識、自己を価値あるものとする自覚、夢や希望を実現しようとする意欲的な態度など、望ましい勤労観、職業観を育むよう指導します。	教育委員会事務局指導課
学校における伝統・文化にふれる体験活動の充実	◆市立小・中学校に対し、社会科や道徳の時間等の学習において、伝統・文化や郷土への理解や関心を高め、それを尊重し、郷土への親しみや愛着を深める教材開発や、体験活動の工夫について指導します。	教育委員会事務局指導課
市民センターや公民館における講座の開催 ※ II-2-2 にも記載	◆ライフスタイルが多様化する現代社会において、子どもたちが生きていく上で必要な能力等を身につけ、生活力を育めるような学習機会を提供する場として、市民センターや公民館で主に小学生を対象とする講座を開催します。	教育委員会事務局中央市民センター 浪岡教育課
学校施設を開放する取組 ※ II-2-2 にも記載	◆地域とともにある学校づくりのため、地域住民が学校施設を気軽に利用できるよう、各学校の協力を得ながら、市立小・中学校において、幼児や小・中学生の遊び場等として学校施設の開放を行います。	教育委員会事務局文化学習活動推進課
科学体験の充実	◆こどもたちの豊かな感性・創造性を育み、科学的なものの見方・考え方を育てる機会の創出が求められている中、こどもたちが自由な発想で楽しみながら創作活動（ものづくり）に取り組み、感動的で不思議な科学を体験することにより、創造性豊かで柔軟な思考力を育みます。	教育委員会事務局文化学習活動推進課

取組	取組内容	担当課
青森市子ども会育成連絡協議会の活動への支援	◆青少年の健全育成には、地域における子ども会活動が非常に重要なもので、少子化により各子ども会(単会)の会員数が減少傾向となり、子ども会活動に課題がある中、子ども会育成者(指導者)の技術向上や情報交換の場の提供、学年の異なるこどもたちも一緒に活動できる機会の充実を図るため、連合組織である青森市子ども会育成連絡協議会の活動を支援します。	教育委員会事務局文化学習活動推進課
ダム施設等の体験学習の機会の提供	◆森や川等の役割、自然保護の重要性などについて関心を深めてもらうため、小学生を対象に、身近にあるダム施設等の体験学習の機会を提供します。	都市整備部公園河川課
スポーツ推進委員の設置	◆スポーツに関する指導、助言を行うスポーツ推進委員を設置し、スポーツの振興・普及を図るほか、運動のきっかけを作ります。	経済部地域スポーツ課
スポーツ競技団体等の活動やスポーツ大会の実施への支援	◆主に小学生が活動している各種スポーツ少年団の活動のほか、小・中学生カーリング大会や青森市力ブ・バンビ卓球大会など、こどもが参加できる各種スポーツ・レクリエーション事業の実施を支援し、こどもがスポーツ・レクリエーション活動に親しめる環境づくりに取り組みます。	経済部地域スポーツ課
青森市総合体育館及び青い森セントラルパーク等の運営 ※ II-2-2 にも記載	◆市民の健康づくりとスポーツ振興、交流人口の拡大及び防災を目的とする拠点として、青森市総合体育館及び青い森セントラルパーク等の運営等を行います。 ◆天候に左右されることなく遊べる場を確保するため、令和6年7月に供用開始した青森市総合体育館に、ネット遊具や滑り台など大型遊具を常設した空間と、乳幼児が玩具で遊んだり、読書ができる空間にエリア分けされた県内最大級のキッズルームを備えています。	経済部地域スポーツ課 都市整備部公園河川課
交流・体験型遊び場の創出の検討 ※ II-2-2 にも記載	◆アンケート結果等を踏まえ、地域資源を生かした新たな子どもの交流・体験型の遊び場の創出について検討します。	福祉部子育て支援課

(2) 読書活動の充実

取組	取組内容	担当課
乳幼児期の絵本を活用した親子のきずなづくりの推進	◆親子のきずなを深められるよう、マタニティ講座や乳幼児健診などで絵本の紹介を行っているほか、幼児期には絵本の配本と読み聞かせを行います。	保健部青森市保健所あおもり親子はぐくみプラザ
地域子育て支援拠点における絵本を活用した子育て支援	◆子育て中の保護者の孤立予防や育児不安を軽減するため、地域子育て支援拠点において、親子交流の場の提供や子育てに関する相談、情報提供、絵本等を活用した子育て講座などを実施し、地域の子育て支援を行います。	保健部青森市保健所あおもり親子はぐくみプラザ
放課後児童会におけるおはなし会等の実施	◆読書活動の充実を図るため、放課後児童会において、ボランティアや放課後児童支援員による、おはなし会や読み聞かせを実施します。	福祉部子育て支援課
児童館等におけるおはなし会等の実施	◆読書活動の充実を図るため、児童館等において、ボランティアや児童厚生員による、おはなし会や読み聞かせを実施します。	福祉部子育て支援課
市民図書館における読書活動の推進	◆市民図書館に児童ライブラリーを設置し、絵本や児童文学、実用書の収集・貸出を行います。また、乳幼児や小学校低学年までを対象とするおはなし会の実施、4か月児健診会場における図書館利用者カード発行、小学校の図書館見学の受入を通じて、図書館・市民センター等利用の働きかけを行います。また、読書バリアフリーの推進のために関係機関と連携しながら資料の整備を図ります。	教育委員会事務局市民図書館
小・中学校への配本や移動図書館の巡回等の実施	◆市民センター・浪岡中央公民館、図書館から離れている市立小・中学校、福祉館・児童館への配本、移動図書館の巡回を行います。また、認定こども園・幼稚園・保育所（園）などや子育て支援センターなどの地域の要望に応じた図書の貸出やおはなし会を行います。	教育委員会事務局市民図書館
読書活動ボランティアの育成	◆市民センター等を中心として、各地域で読書活動を推進するため、読み聞かせ講座を実施し、読書活動ボランティアの育成を図ります。	教育委員会事務局市民図書館
読書感想文等のコンクールの開催や作品集の作成	◆青森圏域の児童生徒から、学校図書館等の図書を対象にした読書感想文や読書新聞を募集し、コンクール形式で表彰したり、入選作品集を作成したりすることで、児童生徒の読書啓発を図ります。	教育委員会事務局指導課
読み聞かせ等のボランティア活動の実施	◆地域ボランティアの実施校において、読み聞かせや学校図書館の環境整備等のボランティア活動を実施します。	教育委員会事務局文化学習活動推進課
読書活動に関する学習機会等の情報の提供	◆市ホームページで読書活動に関する学習機会、指導者や団体に関する情報を提供します。	教育委員会事務局文化学習活動推進課

(3) 生活習慣の形成・定着

取組	取組内容	担当課
家庭における食育の推進 ※ II-2-1 (6) にも記載	◆家庭における食育の推進を図るため、小学校給食センターの施設機能を活用し、児童と保護者が食について学ぶ機会を提供します。	教育委員会事務局学校給食課
生活習慣に関する指導の充実・強化 ※ II-2-1 (6) にも記載	◆学校保健安全推進校の指定や、青森市学校保健研究大会の開催などにより、生活習慣に関する指導の充実を図るとともに、生活習慣の改善に向けて、関係部局と連携しながら、指導の強化を図ります。	教育委員会事務局学務課
学校医等による健康指導 ※ II-2-1 (6) にも記載	◆学校保健安全法に基づき、市立小・中学校に学校医（内科・眼科・耳鼻科）、学校歯科医、学校薬剤師を配置し、学校医による健康指導を図ります。	教育委員会事務局学務課
教職員に対する健康教育に関する研修等の実施	◆健康教育については、本市の健康上の課題を踏まえ、「学校・家庭・地域連携充実研修講座」を養護教諭対象に開催します。	教育委員会事務局指導課
自身の健康等に対する児童生徒の关心・理解を深めるための取組	◆家庭科・保健の学習、学校保健委員会の実施や思春期健康教室を通して、生活習慣病の予防の観点から自分自身の健康について关心を持ち、喫煙・飲酒による健康への影響について理解を深めるよう指導するほか、各校の取組や全国の実践事例などの情報を提供します。	教育委員会事務局指導課
健康や妊娠・出産に関する正しい知識の啓発 ※ I-3 (1)、I-7-2 (1)、II-1-1 (1) II-2-3 (2) にも記載	◆こどもたちが、健康や妊娠・出産に関する正しい知識や、健康への意識を高めることができるよう、生活習慣病予防や思春期における心と体の変化、性感染症などを学習する機会を提供します。	保健部青森市保健所あおもり親子はぐくみプラザ

目標とする指標

指標とその説明	現状値	参考値	目標値
放課後児童会、児童館、児童室、児童センターの利用を希望する児童の受入率 ※ II-2-2 にも記載 放課後児童会、児童室、児童センターの利用を希望する児童を受け入れた割合	100.0% (令和5年度)	100.0% (過去5年平均)	100.0% (令和10年度)

2 こどもまんなかまちづくり

現状と課題

- 本市の豊かな自然環境と共生し、雪に強く、また、子育て世帯などに配慮した住まいづくりの促進が求められています。
- 公園施設については、地域住民全員の利用を対象に整備された都市公園や市街地の一角に子どもの遊び場として整備された児童遊園・ちびっこ広場があるほか、月見野・浅虫温泉森林公园や合子沢記念公園があり、子どものみならず、市民の憩いの場やスポーツ・レクリエーションの場、地域コミュニティの場として活用されています。
- 多くの公園施設については老朽化が進んでおり、計画的な改築・更新を行うとともに適正な施設管理を行っていく必要があります。
- 個性豊かな緑と花があふれるまちなみの形成に当たり、地域における自主的な緑化活動には温度差が見受けられることから、緑化活動のPRなどにより、自主的な緑化活動への動機付けなどを行う必要があります。
- 河川での清掃活動を通じて、市民が自然環境にふれあう機会を提供していく必要があります。

施策の方向性

こどもや子育て当事者が安心・快適に暮らせるよう、こどもや子育て当事者を考えた住まい・生活環境の創出など、「こどもまんなかまちづくり」に取り組みます。

主な取組

取組	取組内容	担当課
市営住宅の管理運営	◆市営住宅の整備にあたり、バリアフリー化などを推進し、こどもや妊産婦に配慮した居住環境の向上を図るとともに、就学前のこどもや一定以上の等級の障がいのあるこどもがいる世帯などの入居に当たっては、関係法令に基づいた入居基準緩和を適切に行います。	都市整備部住宅まちづくり課

取組	取組内容	担当課
住宅セーフティーネットの推進	◆住宅確保要配慮者（子育て世帯等）の円滑な入居を推進するため、住宅関連の情報提供や、窓口相談対応を行います。	都市整備部住宅まちづくり課
屋根雪処理施設の設置支援	◆市民等による自主的な雪処理を支援するため、既存の屋根に融雪装置を設置する際や、勾配屋根を無落雪屋根に改修する際の資金を金融機関から借り入れた場合、その利子を市が負担します。	都市整備部建築指導課
建築物の耐震化の普及啓発	◆既存建築物の耐震化を図るための支援を実施し、広報あおもり、市ホームページ、テレビ・ラジオの活用及び民間団体のイベントに参加し、耐震化の普及・啓発を図ります。	都市整備部建築指導課
公園施設の維持管理	◆市民が公園・緑地を安全で快適に利用できるように、公園施設の点検や補修など、適切な維持管理を行います。	都市整備部公園河川課
都市公園の維持修繕や改築更新	◆誰もが安全で快適に利用できる公園・緑地の充実を図るため、「青森市公園施設長寿命化計画」に基づき、公園施設の予防保全的な維持修繕や計画的に改築更新を行います。	都市整備部公園河川課
児童遊園の維持管理	◆児童の健康を確保し、自主性・社会性・創造性を高め、情操を豊かにするために、子どもの遊び場の不足している住宅集合地域及び交通量の多い場所に設置している児童遊園の遊具等の改修を行い、子どもの遊び場を確保します。	福祉部福祉政策課
ちびっこ広場の維持管理	◆幼児等の健康を増進し、情操を豊かにするとともに、水難事故及び交通事故の発生を未然に防止することなどを目的として設置する「ちびっこ広場」を維持するため、遊具等の改修を行い、子どもの遊び場を確保します。	福祉部福祉政策課
河川愛護団体などの活動への支援	◆身近な河川などの自然にふれあう機会を提供するため、青森県が管理する河川の一定区間について、草刈や清掃を行う住民・企業等ボランティア団体の活動を支援します。	都市整備部公園河川課 浪岡振興部都市整備課
緑化の推進	◆子どもが生き生きと成長し、豊かで潤いのある暮らしができるよう、市民の緑化意識の啓発や、地域住民の自主的な緑化活動を支援するとともに、地域と行政の連携による緑化活動の推進を図ります。	都市整備部公園河川課

目標とする指標

指標とその説明	現状値	参考値	目標値
青森市は子育てしやすい街だと思う市民の割合 青森市民意識調査において、青森市は子育てしやすい街だと思うと回答した市民の割合	40.6% (令和 6 年度)	44.0% (過去 5 年平均)	48.6% (令和 10 年度)

3 子ども・若者が活躍できる機会づくり

現状と課題

(1) 自国文化・異文化理解、国際交流等の推進や教科横断的な教育の充実

- グローバル化や情報化の進展などにより、子どもや若者が変化する社会を生き抜くためには、幅広い知識・教養と柔軟な思考力に基づいて、自ら新しい価値を創造したり、他者と協力したりする能力などが求められています。
- このことから、子どもが未来へ飛躍できる能力・意欲を育むため、他者とのかかわり合いや様々な分野の体験などの活動の充実を図るとともに、望ましい勤労観・職業観、情報活用能力などを育成する必要があります。
- A I や I Tなどの急速な技術の進展により社会が激しく変化し、多様な課題が生じている今日、文系・理系といった枠にとらわれず、各教科等の学びを基盤としつつ、様々な情報を活用しながらそれを統合し、課題の発見・解決や社会的な価値の創造に結び付けていく資質・能力の育成が求められています。
- このことから、各教科での学習を実社会での問題解決に活かしていくための教科横断的な教育を充実させる必要があります。

(2) 帰国児童生徒、外国人の子どもたちに対する支援

- 一部ではありますが、日本語指導が必要な児童生徒も存在しており、引き続き、日本語の習熟度に合わせた学習支援が求められています。

施策の方向性

子ども・若者が世界や日本、地域の未来を切り開いていくよう、「(1) 自国文化・異文化理解、国際交流等の促進や教科横断的な教育の充実」や「(2) 帰国児童生徒、外国人の子どもたちに対する支援」に取り組みます。

主な取組

(1) 自国文化・異文化理解、国際交流等の推進や教科横断的な教育の充実

取組	取組内容	担当課
外国語指導助手（ALT）の活用	◆児童生徒の英語力の向上や、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育成するとともに、国際理解の推進を図る必要があるため、英語を母国語とする外国語指導助手を招致し、市立小・中学校へ派遣します。また、教職員の外国語活動・外国語科における指導力向上を図ります。	教育委員会事務局指導課
グローバル人材の育成	◆こどもたちが、外国の文化及び言語（英語）と触れることができる機会を充実させるため、CIR（国際交流員）や ALT（外国語指導助手）等ネイティブスピーカーとの共同生活の場を創設し、外国語によるコミュニケーション能力を培うとともに、国際化に対応できるグローバルな人材の育成を図ります。	教育委員会事務局文化学習活動推進課
友好交流の推進	◆自国文化を理解し、日本人としての自覚を高めるとともに、異文化を理解し尊重しながら共に生きていこうとする態度を養うことで、グローバル社会を主体的に生き抜く、国際感覚を備えた人材を育成するために、交流指定校及び市立小・中学校の児童生徒を対象に交流を推進します。	教育委員会事務局指導課
少年海外生活体験	◆異文化交流を通じて青少年の豊かな国際感覚とコミュニケーション能力の育成を図るとともに、広い視野から見た郷土・青森市に対する理解を深めることを目的として、本市の中学生と海外の中学生の相互訪問・受入を実施します。	教育委員会事務局文化学習活動推進課
小中一貫及び小・中連携教育課程での研究開発（再掲） ※ I -1-1 (3) にも記載	◆子どもの社会的・職業的自立に向けた必要な能力の育成のため、キャリア教育の充実のための企業の活用などをはじめ、小・中連携によるキャリア教育のための情報提供や家庭におけるキャリア教育の推進に向けた情報を提供します。 ◆子どもが現代的・社会的な課題に対応できる能力の育成のため、小・中連携などによる人権、環境、防災、健康、福祉などに関する指導の研究・普及や環境教育を推進します。	教育委員会事務局指導課
学校訪問におけるキャリア教育等に関する指導・助言	◆市立小・中学校を訪問し、学校運営上及び生徒指導、学習指導上の諸課題の解決に向け、適切な指導・助言等の支援を行い、この中で、キャリア教育の全体計画を作成し、それに基づいた教科等の実施や、職場体験等及び子どもが現代的・社会的な課題に対応できる能力の育成のため、現代的・社会的な課題に積極的に取り組むよう指導・助言します。	教育委員会事務局指導課

取組	取組内容	担当課
教職員に対する子どもの情報活用能力育成のための研修等の実施	◆子どもの情報活用能力の育成のため、研修講座や学校訪問を通して、ICT 機器を利用して、児童生徒の情報活用能力の育成と、わかる授業の推進を図ります。	教育委員会事務局指導課
教科横断的な学びの充実	◆地域の魅力や課題を取り上げたり、SDGs や今日的な社会問題等に対峙させたりする等、持続可能な社会の実現に向けた探究的な学びの充実を図るとともに、地域の教育資源やコミュニティ・スクール等を活用しながら、教科横断的なカリキュラムマネジメントの視点に立った学びの充実を図ります。	教育委員会事務局指導課

(2) 帰国児童生徒、外国人のこどもたちに対する支援

取組	取組内容	担当課
国際交流員による日本語指導	◆帰国児童生徒、外国のこどもたちのうち、日本語指導が必要な児童生徒に対し、本市の国際交流員が学校を訪問し、日本語の指導を行います。	教育委員会事務局指導課
多文化共生に向けた日本語指導支援	◆市立小・中学校に在籍する日本語指導が必要な児童生徒に対し、県内関係機関と連携しながら、スーパーバイザーによる児童生徒の理解力を測り、日本語支援、母語支援、生活支援を行い、文化背景が異なる児童生徒の孤立や不安解消などのメンタル面のサポートを行い、将来に展望が持てるように学校生活等の生活環境を支援します。	教育委員会事務局指導課

目標とする指標

指標とその説明	現状値	参考値	目標値
学習指導への評価 全国学力・学習状況調査等の「授業で学んだことを次の学習や実生活に結びつけて考えたり、生かしたりすることができますか。」という質問に対して「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と回答した小学校 6 年生及び中学校 3 年生の割合	小：90.0% 中：71.2% (令和 5 年度)	小：88.1% 中：74.7% (過去 2 年平均)	小：90.0% 中：71.2% (令和 10 年度)

4 こども・若者の可能性を広げていくためのジェンダーギャップの解消

現状と課題

(1) 男女共同参画^{※1}への理解の促進

○本市では、「青森市男女共同参画プラン」を策定し、男女共同参画意識の普及啓発に取り組んでおり、男女共同参画意識の更なる浸透を図るため、あらゆる機会、様々な情報媒体を通じて効果的な広報・啓発活動を展開していく必要があります。

○長年にわたり人々の中に形成された固定的性別役割分担意識や性差に関する偏見・固定観念・無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）を大人になってから変えることは容易ではないことから、子どもの頃から男女共同参画への理解を促進するため、学校・家庭・地域といったあらゆる場面において、多様な選択を可能にする学校教育・社会教育の充実や家庭教育の推進を図る必要があります。

(2) 性的指向及びジェンダーアイデンティティ^{※2}の多様性に関する理解や支援

○令和5年6月に施行された「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（LGBT理解増進法）」により、国及び地方公共団体において、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策を策定・実施するよう努めることとされています。

○近年、性的マイノリティ^{※3}とされる児童生徒に対して、学校における相談・支援体制の充実が求められています。

※1 男 女 共 同 参 画：男女が、社会の対等な構成員として、自らの意見によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うこと。

※2 ジェンダーアイデンティティ：自己の属する性別についての認識に関するその同一性の有無又は程度にかかる意識。

※3 性 的 マ イ ノ リ テ イ：レズビアン（女性同性愛者）、ゲイ（男性同性愛者）、バイセクシュアル（両性愛者）、トランスジェンダー（心と身体の性が一致しない人）、クエストショニング（自身の性が決められない、分からないまたは決めない人）の頭文字をとったLGBTQなど性的少数者のこと。

施策の方向性

こども・若者の可能性を広げていくためのジェンダーギャップの解消のため、「(1) 男女共同参画への理解の促進」や「(2) 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する理解や支援」に取り組みます。

主な取組

(1) 男女共同参画への理解の促進

取組	取組内容	担当課
男女共同参画に関する広報・啓発活動の強化	◆男女共同参画に関する理解を促進するため、市ホームページや広報あおもりをはじめ、男女共同参画情報紙、こども向け啓発小冊子などを活用した広報・啓発活動を行うとともに、青森市男女共同参画プラザ「カダール」及び青森市働く女性の家「アコール」を拠点に、啓発活動や多様な情報媒体を活用した広報・情報発信等を行います。	市民部人権男女共同参画課
人権尊重の理念等に対する児童生徒の理解を深めるための取組 (再掲) ※ I-1-1 (3)、I-2-4 (2) にも記載	◆学校教育指導の方針と重点において、多様性を尊重する態度を育成するための学習活動の推進について明記し、全教職員に配付するとともに、児童生徒が、人権尊重の理念や性別にとらわれずに一人ひとりの個性や能力を尊重することの大切さを学ぶ場面を設定するよう、研修講座等で周知します。	教育委員会事務局指導課
学校訪問における教職員の男女共同参画の意識向上に関する指導・助言	◆市立小・中学校を訪問し、学校運営上及び生徒指導、学習指導上の諸課題の解決に向け、適切な指導・助言等の支援を行い、この中で、すべての教職員の男女共同参画の意識を一層高めていくよう指導・助言します。	教育委員会事務局指導課
家庭教育学級等における男女共同参画についての意識啓発 ※ III-3 (2) にも記載	◆市立小・中学校の家庭教育学級担当者と P T A 関係者を集めた家庭教育学級説明会を開催し、男女共同参画に関する出前講座に関する資料を配付し、こどものみならず、保護者などに対しても男女共同参画についての意識啓発を行うほか、保護者のみならず地域住民など、広く家庭教育等に関する学習機会や情報を提供します。	教育委員会事務局文化学習活動推進課

(2) 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する理解や支援

取組	取組内容	担当課
多様な性のあり方に対する理解の促進	◆「性的マイノリティにじいろ電話相談」を開設し、性的マイノリティのかたがたやその他関係者のかたがたからの電話相談に応じるほか、性的マイノリティのかたがたの人権の尊重と多様性について市民の理解を促進するため、講座等を開催します。	市民部人権男女共同参画課
人権尊重の理念等に対する児童生徒の理解を深めるための取組（再掲） ※ I -1-1 (3)、I -2-4 (1)にも記載	◆学校教育指導の方針と重点において、多様性を尊重する態度を育成するための学習活動の推進について明記し、全教職員に配付するとともに、児童生徒が、人権尊重の理念や性別にとらわれずに一人ひとりの個性や能力を尊重することの大切さを学ぶ場面を設定するよう、研修講座等で周知します。	教育委員会事務局指導課
教職員に対する性的マイノリティに関する研修等の実施	◆研修講座を通して、性的マイノリティとされる児童生徒の相談や支援体制が充実し、管理職をはじめ養護教諭などの適切な理解の促進を図ります。	教育委員会事務局指導課
学校訪問における性的マイノリティとされる児童生徒への支援に関する指導・助言 ※ I -1-1 (1)、I -1-3、I -6-2、I -7-1、I -7-2 (1)、II -2-1 (5)にも記載	◆市立小・中学校を訪問し、学校運営上及び生徒指導、学習指導上の諸課題の解決に向け、適切な指導・助言等の支援を行い、この中で、性的マイノリティとされる児童生徒の相談や支援体制の充実、サポートチームの設置等に関して指導・助言します。	教育委員会事務局指導課
青森市子どもの権利相談センター及び青森市子どもの権利擁護委員の活動の推進（再掲） ※ I -1-1 (1)、I -1-3、I -6-2、I -7-1、I -7-2 (1)、II -2-1 (5)にも記載	◆「青森市子どもの権利条例」に基づき、子どもの権利相談センターの活動を通じて、権利侵害を受けたこどもを迅速かつ適切に救済し、権利の回復を図るほか、性的マイノリティに関する相談に適切に対応するため、研修等を活用して調査相談専門員等の知識・対処法の習得に努めます。	福祉部子育て支援課

目標とする指標

指標とその説明	現状値	参考値	目標値
「男女共同参画啓発小冊子」を活用した小・中学校の割合 市内の小・中学校の授業等で「男女共同参画啓発小冊子」を活用した学校の割合	100.0% (令和5年度)	98.7% (過去5年平均)	100.0% (令和10年度)

I-3

こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供

I-3 に関連する SDGs の開発目標



現状と課題

(1) プレコンセプションケア^{※1}を含む成育医療^{※2}等に関する相談支援

- 児童福祉法及び母子保健法の一部改正に伴い、保健師、助産師、保育士、社会福祉士、公認心理師等の専門職が、児童福祉（子ども家庭総合支援拠点^{※3}）と母子保健（母子健康包括支援センター^{※4}）の一体的な相談支援等を行う「あおもり親子はぐくみプラザ」を、令和6年4月1日から「こども家庭センター」として位置づけ、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を行っています。
- 少子化が進行し、こどもやその保護者並びに妊産婦を取り巻く環境が変化している中、成育医療等の提供に当たっては、医療、保健、教育、福祉など関係機関との連携が重要となっています。
- すべてのこどもが健やかに育つ社会の実現を目指し、男女を問わず、性や妊娠に関する正しい知識を身につけ、健康管理を促すプレコンセプションケアの推進が求められています。
- 不妊に悩む夫婦などを対象に、専門の医師などによる「不妊専門相談」を引き続き実施し、不妊治療に関する情報提供や不安の軽減を図る必要があります。
- 妊産婦は、ホルモンバランスの乱れや環境の変化などから、メンタルヘルスに関する問題が生じやすい状況にあります。心身の不調は、本人のみならず、子どもの発達や養育不全等のリスクにもなることから、産科、精神科医療機関と連携しながら、きめ細かな支援を行う必要があります。

※1プレコンセプションケア：女性やカップルを対象として、将来の妊娠のための健康管理を促す取組。

※2成育医療：妊娠、出産及び育児に関する問題、成育過程の各段階において生ずる心身の健康に関する問題等を包括的に捉えて適切に対応する医療及び保健並びにこれらに密接に関連する教育、福祉等にかかるサービス等をいう。

※3子ども家庭総合支援拠点：こどもとその家庭や妊産婦等に関する相談や児童虐待等の専門的な相談対応、必要な調査、継続的なソーシャルワーク業務を行う機能を担う拠点。

※4母子健康包括支援センター：妊産婦や乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援を行う施設。

○乳幼児の疾患や発達の遅れ等を早期発見するために乳幼児健康診査の充実を図り、専門職による保健指導や個別相談等を実施し、適切な治療等につながるよう支援する必要があります。

○本計画策定に当たって実施したアンケート調査（令和5年度実施）によると、「産後ケア事業」を「利用したい・利用させたい」と回答した乳幼児の保護者の割合は62.5%となっており、そのうち「どのような産後ケア事業を利用したいか」の設問には、「訪問型」が45.8%と最も多く、次いで「宿泊型」が26.6%、「デイサービス型」が25.6%となっています。

（2）小児慢性特定疾病・難病などを抱えるこども・若者への支援

○入院を必要とする未熟児や小児慢性特定疾病に罹患しているこども及び難病を抱えるこども・若者にかかる高額な治療費について、経済的負担を軽減するため、国や県と連携しながら引き続き支援を行っていくとともに、相談支援を充実させる必要があります。

○小児がんの治療など特別な理由により、定期予防接種の再接種が必要と医師に判断されたこどもを感染症から守るために、必要な予防接種を受けられやすくすることが求められています。

施策の方向性

すべてのこどもが健やかに育つ社会の実現を目指すため、「(1) プレコンセプションケアを含む成育医療等に関する相談支援」や「(2) 小児慢性特定疾病・難病などを抱えるこども・若者への支援」に取り組みます。

主な取組

（1）プレコンセプションケアを含む成育医療等に関する相談支援

取組	取組内容	担当課
こども家庭センターにおける支援 ※ I-6-1(1)、II-1-1(1) にも記載	◆児童福祉と母子保健の一体的な相談支援等を行うあおもり親子はぐくみプラザを「こども家庭センター」と位置づけ、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を行います。	保健部青森市保健所あおもり親子はぐくみプラザ

取組	取組内容	担当課
健康や妊娠・出産に関する正しい知識の啓発（再掲） ※ I-2-1(3)、I-7-2(1)、II-1-1(1)、II-2-3(2)にも記載	◆こどもたちが、健康や妊娠・出産に関する正しい知識や、健康への意識を高めることができるよう、思春期における心と体の変化、性感染症、生活習慣病予防などを学習する機会を提供します。	保健部青森市保健所あおもり親子はぐくみプラザ
不妊専門相談の実施 ※ II-1-1(1)にも記載	◆不妊に悩む夫婦等を対象に、医師等の専門職が不妊に関する相談や情報提供を行い、相談者の不安の軽減を図ります。	保健部青森市保健所あおもり親子はぐくみプラザ
母子健康手帳の交付 ※ II-1-1(1)にも記載	◆母子健康手帳を交付し、安心して妊娠、出産ができるよう、保健師や助産師が保健指導を行います。	保健部青森市保健所あおもり親子はぐくみプラザ
あおもり親子はぐくみプランの作成 ※ II-1-1(1)にも記載	◆保健師等の専門職が、妊娠届出をしたすべての妊婦に対して、妊娠期から子育て期を安心して過ごせるよう「あおもり親子はぐくみプラン」を作成し、妊娠婦の状況に応じてプランを見直し、関係機関と連絡調整を行います。	保健部青森市保健所あおもり親子はぐくみプラザ
マタニティ講座の実施 ※ II-1-1(1)にも記載	◆妊婦やその家族等を対象に、安心して出産ができる、健やかに赤ちゃんを産み育てられるよう、保健師・助産師・栄養士・歯科医師等によるマタニティ講座を実施します。	保健部青森市保健所あおもり親子はぐくみプラザ
産前・産後の心と体に関する相談体制の整備 ※ II-1-1(1)にも記載	◆妊娠婦が抱える産前・産後の心と体の変化や妊娠・出産・子育てに関する悩み等について、助産師等が訪問や来所・電話等で相談に応じ、妊娠婦の不安の軽減や孤立感の解消を図ります。	保健部青森市保健所あおもり親子はぐくみプラザ
医療機関との情報共有 ※ II-1-1(1)にも記載	◆産科医療機関から送付される「要連絡・指導妊娠婦連絡票」などにより、妊娠婦や新生児の情報を医療機関と共有し、連携しながら支援を行います。	保健部青森市保健所あおもり親子はぐくみプラザ
妊娠婦・新生児及び未熟児訪問指導 ※ II-1-1(1)にも記載	◆妊娠・出産・育児に関する不安の軽減や新生児、未熟児の健やかな成長・発達を支援するため、保健師等による訪問指導を行います。	保健部青森市保健所あおもり親子はぐくみプラザ
産後ケアの実施 ※ II-1-1(1)にも記載	◆出産後1年未満の母子を対象に、市内のホテル等を使用して実施する「宿泊型」や「デイサービス型」、対象者の自宅を訪問する「訪問型」により、産後に必要な心身のケアや育児サポートを行います。	保健部青森市保健所あおもり親子はぐくみプラザ

取組	取組内容	担当課
子育てや健康に関する相談支援 ※ II-1-1 (1) にも記載	◆保健師・栄養士・歯科衛生士による専門相談と情報提供を行い、妊娠・出産・育児等の悩みや不安の軽減を図ります。	保健部青森市保健所あおもり親子はぐくみプラザ
伴走型相談支援と経済的支援の一体的実施 ※ II-1-1 (1) にも記載	◆すべての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう、妊娠期から出産・子育てまで一貫して相談に応じ、必要な支援につなぐ伴走型の相談支援と経済的支援を一体的に実施します。	保健部青森市保健所あおもり親子はぐくみプラザ

(2) 小児慢性特定疾病・難病などを抱えるこども・若者への支援

取組	取組内容	担当課
小児慢性特定疾病児手帳の交付	◆小児慢性特定疾病児童は、治療や症状が特殊かつ長期にわたることにより日常生活に支障をきたしやすく、急変時には医療機関等での適切な対応が受けられる環境づくりが必要であることから、個別の症状等を記載した手帳を交付します。	保健部青森市保健所あおもり親子はぐくみプラザ
小児慢性特定疾病児の日常生活用具の給付	◆小児慢性特定疾病により長期にわたり療養を必要とする児童が在宅で安心して生活できるよう、日常生活用具を給付します。	保健部青森市保健所あおもり親子はぐくみプラザ
小児慢性特定疾病児への医療費の支給	◆小児慢性特定疾病は治療が高度かつ長期にわたり、医療費も高額であることから、その治療に要した医療費の自己負担の一部を助成します。	保健部青森市保健所あおもり親子はぐくみプラザ
小児慢性特定疾病児童等の自立支援	◆小児慢性特定疾病により、長期にわたり療養を必要とする児童等の健全育成及び自立促進を図るため、小児慢性特定疾病児童等及びその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関との連絡調整や医師による講演会などを行います。	保健部青森市保健所あおもり親子はぐくみプラザ
未熟児の医療費の給付	◆未熟児の生命と健康を守り、経済的負担の軽減のため、養育に必要な医療費の一部を助成することにより、医療を受けやすい環境づくりの推進を図ります。	保健部青森市保健所あおもり親子はぐくみプラザ
未熟児訪問指導	◆生理的に未熟で、疾患や障がいを持つ可能性が高い未熟児と、その保護者に対し、保健師等が家庭訪問で必要な保健指導・育児支援を行うことにより、家族の育児不安の軽減及び母子の健康管理の徹底を図ります。	保健部青森市保健所あおもり親子はぐくみプラザ

取組	取組内容	担当課
難病患者の相談体制の整備	◆難病患者等の不安の解消を図るために、医師、看護師、理学療法士等が難病患者や家族の抱える医療及び日常生活上の相談に対応します。	保健部青森市保健所感染症対策課
難病患者等への支援に関する情報提供	◆難病患者等の不安の解消を図るために、市ホームページに、難病患者等への医療費や受けられるサービス及び相談窓口などの情報を集約した記事を掲載します。	保健部青森市保健所感染症対策課

目標とする指標

指標とその説明	現状値	参考値	目標値
思春期健康教室の実施回数 ※ II-2-3 にも記載 思春期における心と体の変化、性感染症、生活習慣病予防などを学習する思春期健康教室の実施回数	33回 (令和5年度)	31回 (過去5年平均)	34回 (令和10年度)
妊娠婦への伴走型相談支援実施率 ※ II-1-1 にも記載 保健師等による妊娠婦への妊娠期から子育て期を通じた伴走型相談支援を実施した割合	100.0% (令和5年度)	100.0% (過去5年平均)	100.0% (令和10年度)

I - 4**こどもの貧困対策****I - 4 に関連する SDGs の開発目標****現状と課題**

○わが国の「子どもの貧困率※」が上昇傾向にあったことを受け、国では、平成25年6月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を制定、令和元年6月には同法の施行5年後の見直しが行われ、令和元年11月には、新たに「子供の貧困対策に関する大綱」を策定し、現在から将来にわたり、すべてのこどもたちが夢や希望を持てる社会を目指すとともに、子育てや貧困を家庭のみの責任とせず、こどもを第一に考えた支援を包括的・早期に実施することを目的に、重点施策として「教育の支援」、「生活の安定に資するための支援」、「保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援」、「経済的支援」を掲げ、施策を推進していくこととされました。

○令和元年6月の法改正により、「市町村における子どもの貧困対策についての計画」の策定が努力義務とされ、その策定に当たっては、国が新たに策定した「子供の貧困対策に関する大綱」及び都道府県子どもの貧困対策推進計画を勘案し定めることとされ、さらに、令和5年12月22日に閣議決定された「こども大綱」において、「子どもの貧困を解消し、貧困による困難を、こどもたちが強いられることがないような社会をつくる」ことが明記されたことを踏まえ、令和6年6月に、法律の題名に「貧困の解消」を入れることとし、法律の題名を「子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に変更するなどの法改正が行われました。

※ 子どもの貧困率：17歳以下のこども全体に占める、貧困線（等価可処分所得（世帯の可処分所得から企業年金掛金及び仕送りを引いた額を世帯人員の平方根で割って調整した所得）の中央値の半分の額）に満たない17歳以下のこどもの割合。

○本市におけるこどもの貧困に関する指標は、次の表のとおりとなっています。

番号	こどもの貧困に関する指標	令和5年度	分類
1	生活保護世帯に属する子どもの高等学校進学率	94.1%	教育の支援
2	生活保護世帯に属する子どもの高等学校中退率	5.6%	
3	生活保護世帯に属する子どもの大学等進学率	43.5%	
4	生活保護世帯に属する子どもの就職率（中学校卒業後）	0.0%	
5	生活保護世帯に属する子どもの就職率（高等学校卒業後）	17.4%	
6	児童養護施設の子どもの進学率（中学校卒業後）	100.0%	
7	児童養護施設の子どもの就職率（中学校卒業後）	0.0%	
8	児童養護施設の子どもの進学率（高等学校卒業後）	28.6%	
9	児童養護施設の子どもの就職率（高等学校卒業後）	71.4%	
10	ひとり親世帯の子どもの就園率（保育所・幼稚園・認定こども園）	母子世帯 93.2% 父子世帯 100.0%	
11	スクールソーシャルワーカーの配置人数	19人	
12	スクールカウンセラーの配置率（小学校）	100.0%	
13	スクールカウンセラーの配置率（中学校）	100.0%	
14	就学援助制度に関する周知状況・毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配付している学校数（小6・中3を除く）	小・中学校計 61/61校	
15	就学援助制度に関する周知状況・入学時に学校で就学援助制度の書類を配付している学校数	小・中学校計 61/61校	
16	青森市奨学生の貸与基準を満たす希望者のうち、奨学生の貸与を認められた者の割合	100.0%	
17	母子父子寡婦福祉資金修学資金貸与基準を満たす希望者のうち、資金貸与を認められた者の割合	母子世帯 100.0% 父子世帯 100.0% 寡婦世帯 -----	
18	ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業周知度（母子世帯・父子世帯）	母子世帯 82.2% 父子世帯 67.5%	就労の支援 (就労の支援)
19	ひとり親世帯の親の就業率（母子世帯）	90.6%	
20	ひとり親世帯の親の就業率（父子世帯）	85.7%	
21	ひとり親世帯の親のうち正社員の割合（母子世帯）	48.6%	
22	ひとり親世帯の親のうち正社員の割合（父子世帯）	54.8%	
23	母子父子寡婦福祉資金周知度（母子世帯・父子世帯）	母子世帯 70.7% 父子世帯 60.0%	経済的支援

※こどもの貧困に関する各指標については、本計画に掲げた施策を推進することにより、各指標が改善されることを目指します。

※10番及び18番から23番は、ひとり親家庭等に対するアンケート調査（令和6年度実施）による数値です。

○こどもの貧困対策の推進に当たっては、第一にこどもに視点を置き、その生活や成長を権利として保障する観点から、成長段階に即して切れ目なく必要な取組が実施されるよう配慮する必要があります。

施策の方向性

子どもの現在と将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう貧困を解消し、貧困を断ち切るため、「(1) 教育の支援」、「(2) 生活の安定に向けた支援」、「(3) 保護者に対する職業生活の安定と向上に向けた就労の支援」、「(4) 経済的支援」に取り組みます。

主な取組

(1) 教育の支援

取組	取組内容	担当課
子どもの居場所づくり・学習応援 ※ III-4 にも記載	◆家庭の経済状況にかかわらず、学ぶ意欲のある子どもが、能力・可能性を伸ばすことができるよう、ひとり親家庭等、生活保護受給世帯及び就学援助受給世帯の中学生を対象に学習支援のほか、日常的な生活支援や仲間と出会い、活動ができる居場所づくりにつながるような支援を行います。	福祉部子育て支援課
就学援助の実施 ※ I-4 (4)、III-1 (1) にも記載	◆経済的理由により就学ができない児童生徒が出ないよう、要保護に準ずる程度の経済的困窮にあると認められる児童生徒の保護者に対して、学用品費や通学用品費など就学に必要な経費の一部を援助します。	教育委員会事務局学務課
特別支援学級等の児童生徒への就学援助の実施 ※ III-1 (1) にも記載	◆特別支援学級等に就学する児童生徒の保護者等に対し、就学に必要な経費の一部を支給します。	教育委員会事務局学務課
奨学資金の貸付 ※ I-4 (4)、II-3-1、 III-1 (1) にも記載	◆本市に在住する者の子で、高校・大学等に在学している者の経済的負担の軽減と修学機会の確保のため奨学金を無利子で貸与します。	教育委員会事務局学務課

(2) 生活の安定に向けた支援

取組	取組内容	担当課
生活困窮者の自立支援 ※ III-4 にも記載	◆就職や住まいなど、日常生活や経済的な困りごと、不安について、関係機関と連携しながら課題の解決に向けた支援を行います。	福祉部生活福祉一課
すみれ寮の運営 ※ III-4 にも記載	◆配偶者のいない女性、またはこれに準じる事情がある女性からの相談を通じて、相談者の課題を正しく理解し、その者の監護すべき子どもとともに相談者を母子生活支援施設「青森市立すみれ寮」に入所させて保護し、母子の自立の促進に向けた生活支援につなげます。	福祉部子育て支援課

(3) 保護者に対する職業生活の安定と向上に向けた就労の支援

取組	取組内容	担当課
ひとり親家庭等の就業自立支援 ※ III-4 にも記載	◆母子家庭、父子家庭及び寡婦などのひとり親家庭等が収入や子どもの養育に関する様々な課題を抱える中で、正規雇用や所得向上などにつながる講習会を実施するなど、関係機関等と連携し、ひとり親家庭等の経済的な自立による生活の安定を図ります。	福祉部子育て支援課
一時預かりの実施 ※ II-1-2 (1)、III-2 (1) にも記載	◆乳幼児が家庭において保育を受けることが一時的に困難となった場合、若しくは子育てにかかる保護者の負担軽減のため、保育所等において乳幼児を一時的に預かり必要な保護を行います。	福祉部子育て支援課
延長保育の実施 ※ II-1-2 (1) にも記載	◆保育所等が保護者の需要に対応するため、自主的に延長保育に取り組むことで、児童の福祉の増進を図ります。	福祉部子育て支援課
病児一時保育の実施 ※ II-1-2 (1)、III-2 (1) にも記載	◆保護者が就労している等の理由により、児童が病気の際に自宅での保育が困難な場合において一時的に保育する病児一時保育所の運営を委託により、市内4か所で実施します。	福祉部子育て支援課
ファミリー・サポート・センターの運営 ※ II-1-2 (1)、III-2 (1) にも記載	◆地域における子育て支援の環境づくりの促進を図るため、育児に関する援助を受けたい人と援助を行いたい人を組織化し、会員同士が相互援助活動を行うことにより、保護者の子育てと就労の両方を支援します。	福祉部子育て支援課
認可外保育施設への助成 ※ II-1-2 (1) にも記載	◆保護者が安心して子育てできる環境づくりを推進するため、認可外保育施設が入所児童を対象に行う健康診断にかかる費用や、処遇向上のために購入する保育材料費の一部を助成します。	福祉部子育て支援課

(4) 経済的支援

取組	取組内容	担当課
母子・父子・寡婦福祉資金の貸付 ※ II-3-1、III-4 にも記載	◆ひとり親家庭等の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、その扶養している児童の福祉を増進するため、各種資金の貸付を行います。	福祉部子育て支援課
児童扶養手当の支給 ※ III-4 にも記載	◆父または母と生計を同じくしていない児童が育成されるひとり家庭等の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図るため児童扶養手当を支給します。 ◆また、令和6年11月分の児童扶養手当から、所得制限限度額の引上げや第3子以降の児童にかかる加算額を引上げます。	福祉部子育て支援課
実費徴収額の補足給付 ※ III-1(1) にも記載	◆子育ての経済的負担を軽減するため、低所得で生活が困難である保護者のこどもが、特定教育・保育施設等を利用した場合において、日用品や文房具等の購入に要する費用等の一部を支援します。	福祉部子育て支援課
就学援助の実施 (再掲) ※ I-4(1)、III-1(1) にも記載	◆経済的理由により就学ができない児童生徒が出ないよう、要保護に準ずる程度の経済的困窮にあると認められる児童生徒の保護者に対して、学用品費や通学用品費など就学に必要な経費の一部を援助します。	教育委員会事務局学務課
奨学資金の貸付 (再掲) ※ I-4(1)、II-3-1、III-1(1) にも記載	◆本市に在住する者の子で、高校・大学等に在学している者の経済的負担の軽減と修学機会の確保のため奨学金を無利子で貸与します。	教育委員会事務局学務課

I - 5**障がい児支援・医療的ケア児等への支援****I - 5 に関連する SDGs の開発目標****現状と課題****(1) 地域における支援体制等の強化**

- 放課後等デイサービスや児童発達支援を利用している障がいのあるこどもは、年々増加傾向にあり、また、相談内容が複雑化・複合化するケースが増加していることから、身近な地域においてきめ細かな相談やニーズへの対応及び特性に応じたサービスを提供することができる支援体制の充実が求められています。
- 「青森市障がい者総合プラン」の策定に当たって実施したアンケートでは、地域で自立した生活を送るために重要だと思うことについては、「相談窓口や情報提供の充実」が 14.2%と最も多く、「経済的負担の軽減や財政的支援の充実」が 10.2%となっています。
- 本市では、「青森市障がい福祉計画第 7 期計画」において、障害児通所支援など種類ごとの必要な見込量を定め、供給量の確保を図っています。
- また、地域における中核的な療育支援施設である児童発達支援センターを設置し、障がいのあるこどもの発達支援等を行っているほか、地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターを設置し、障がいの種別を問わず相談に対応できる相談支援等、専門的な指導・助言を行っています。
- 医療的ケア児やその家族を切れ目なく支援するため、「青森圏域医療的ケア児支援体制協議の場」を設置し、行政と関係機関及び関係団体が協働し、意見交換や課題の把握などを行っています。
- 心身ともに健康で将来にわたっていきいきと安心して暮らすことができるよう、乳幼児から中高年齢まで継続的に、障がいの原因となりうる疾病などの予防及び早期治療や障がいの早期発見の推進を図り、障がいのあるこども・医療的ケア児やその家族のニーズに応じた支援の充実を図るため、保健・福祉・医療・教育など関係機関の連携をさらに強化する必要があります。

(2) 保育所等におけるインクルージョン※の推進

- 我が国においては、平成26年1月に「障害者権利条約」へ批准したところであり、この権利条約では、乳幼児期から障がいのある子どもない子どももソーシャルインクルージョン（社会的包摂）を目指して、インクルーシブ保育、インクルーシブ教育の実践が目指されています。
- 障がいのある子どもとない子どもが同じ場で、助け合い、影響しあいながら育っていく実践を創り出していく必要があります。

(3) 特別支援教育の充実

- 本市の小・中学校では、特別支援学級の児童生徒及び通常学級にいながら特別な支援を必要とする児童生徒（発達障がいのある児童生徒又は疑われる児童生徒）が増加傾向にあります。
- 教育や学校生活で充実させるべき点について、他者との協働やよりよい人間関係の形成など、将来に向けた自己実現に必要な資質・能力を育むキャリア教育、教職員の障がいに対する理解の更なる充実が求められています。
- のことから、これらの特別なニーズのある子どもたちに対し、望ましい就学環境を提供し、将来的な自立と社会参加に向けた能力を育む必要があります。

※インクルージョン：障がいがあっても地域で地域の資源を利用し、市民が包み込んだ共生社会を目指すもの。

施策の方向性

障がいのある子どもや医療的ケア児等の発達や将来の自立、社会参加を支援するため、「(1) 地域における支援体制等の強化」、「(2) 保育所等におけるインクルージョンの推進」、「(3) 特別支援教育の充実」に取り組みます。

主な取組

(1) 地域における支援体制等の強化

取組	取組内容	担当課
新生児聴覚検査の実施 ※ II-1-1 (1) にも記載	◆令和6年度においては、県学校給食費無償化等子育て支援市町村交付金を活用し、新生児聴覚検査を実施しています。	保健部青森市保健所あおもり親子はぐくみプラザ
乳幼児健康診査の実施 ※ I-6-1 (1)、II-1-1 (1) にも記載	◆障がいや疾病などの早期発見を図るため、乳幼児健康診査を実施し、適切な治療等につながるよう支援します。	保健部青森市保健所あおもり親子はぐくみプラザ
療育相談の実施	◆発育・発達等に心配のある乳幼児及びその保護者を対象に、医師による診察・相談、保健師・栄養士による専門相談を行い、疾病などの早期発見、必要な情報の提供等により、保護者等の不安の軽減と乳幼児の発育・発達の促進を図ります。	保健部青森市保健所あおもり親子はぐくみプラザ
子どもの発達に関する相談支援	◆子育て家庭等から子どもの発達等の様々な相談に多職種の専門職が応じ、必要に応じて関係機関と連携して支援します。	保健部青森市保健所あおもり親子はぐくみプラザ
障がい児等への療育指導・相談等の実施	◆身近な地域で療育指導、相談等が受けられるよう、児童通所支援事業所等の訪問や外来による支援を行います。	福祉部障がい者支援課
障害児通所支援の実施	◆発達障がい※や情緒障がいなど障がいのある子どもや家族のニーズを把握し、専門相談機関や学校、施設等との連携のもと、日常生活上の支援、集団生活への適応訓練、保育や教育の実施、放課後等の居場所づくりなど、成長段階に応じた切れ目のない総合的なサービスの提供を図ります。	福祉部障がい者支援課

※発達障がい：自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がいその他これに類する脳機能の障がいであってその症状が通常低年齢において発現するもの。

取組	取組内容	担当課
短期入所の実施	◆障がいのあるかたに対して、家族が疾病等により一時的に本人の介護ができない時、施設に宿泊させて入浴、排せつ、食事等の介護を提供します。	福祉部障がい者支援課
地域相談支援の実施	◆施設や精神科病院等に入所、入院している障がい者が、地域において安心して自立した生活を送ることができるよう、地域移行支援サービス及び地域定着支援サービスを実施します。	福祉部障がい者支援課
障害児相談支援の実施	◆障がいのあるこども等が、適切な障害児通所支援を利用するため、指定障害児相談支援事業者が「障害児支援利用計画」の作成や定期的なモニタリング等を実施します。	福祉部障がい者支援課
身体障害者・知的障害者相談員による指導、助言	◆身体及び知的障害者相談員を設置し、障がいのあるかたやその家族等の立場から、障がいのあるかたからの日常生活や社会生活等に関する相談に応じ、必要な指導、助言を行います。	福祉部障がい者支援課
日中一時支援の実施	◆障がいのある子どもの家族の就労支援や一時的な休息のため、障がいのある子どもが日中活動できる場を提供します。	福祉部障がい者支援課
外出介護サービスの実施	◆重度の視覚障がいや全身性障がい、知的障がい、精神障がいのかたや難病患者等のかたに対して、社会生活上、必要な外出時の付添のヘルパーを派遣します。	福祉部障がい者支援課
医療的ケア児コーディネーターの確保	◆医療的ケア児コーディネーターを配置し、きめ細かな支援に取り組みます。	福祉部障がい者支援課
青森圏域医療的ケア児支援体制協議の場の設置 ※Ⅱ-1-2(2)、Ⅱ-2-3(1) にも記載	◆青森圏域医療的ケア児支援体制協議の場において、医療的ケア児にかかる行政、関係機関及び関係団体等が協働し、意見交換や課題の把握などを行うことで、医療的ケア児のライフステージを通じた切れ目のない支援体制の構築を図ります。	福祉部障がい者支援課
特別障害者手当等の支給	◆障がい児やその家族への経済的支援のため、障害児福祉手当を支給します。	福祉部障がい者支援課
特別児童扶養手当の受付	◆障がい児やその家族への経済的支援のため、特別児童扶養手当の認定請求の受付を実施します。	福祉部障がい者支援課
重度心身障がい者の医療費の助成	◆重度心身障がい者の医療費にかかる経済的負担を軽減し、健康の保持及び福祉の増進を図るため、重度心身障がい者にかかる医療費の助成を行います。	税務部国保医療年金課

取組	取組内容	担当課
利用者支援の実施 ※ II-1-2 (3)、III-2 (1) にも記載	◆子育て家庭からの相談に応じ、教育・保育施設等の地域の子育て支援事業等の情報提供を行うとともに、必要に応じて関係機関との連絡調整等を行います。	保健部青森市保健所あおもり親子はぐくみプラザ
家庭教育学級等の開催 ※ III-2 (2) にも記載	◆家庭及び地域の教育力の向上のため、保護者等と教職員がともに学ぶ機会の提供や、「青森市子育てサポートセンター」を設置し、学習機会の提供や相談対応、情報提供を行うほか、発達に心配のある子どもの保護者等を対象とした「うとう家庭教育学級」を開催し、学習機会を提供します。	教育委員会事務局文化学習活動推進課

(2) 保育所等におけるインクルージョンの推進

取組	取組内容	担当課
保育所等における障がいのある子どもや医療的ケア児の受入体制整備への支援 ※ II-1-2 (1) にも記載	◆保育所等に入所している軽度・中程度の障がいのある児童に保育を行うため、受入体制の整備にかかる経費の助成を行います。 ◆保育所等に入所している医療的ケア児に保育を行うため、受入体制の整備にかかる経費の助成を行います。	福祉部子育て支援課
保育所等訪問支援の実施	◆指定事業所が保育所等集団生活を営む施設を訪問し、障がいのない子どもとの集団生活への適応のために専門的な支援を行います。	福祉部障がい者支援課
放課後児童会における障がいのある子どもの受入	◆障がいのある児童を放課後児童会で受け入れするため、市内の保育所等訪問支援事業所等より専門職を放課後児童会へ派遣し、放課後児童支援員に対し助言・技術的指導を行います。	福祉部子育て支援課
学校における医療的ケア児支援のための体制整備 ※ II-2-1 (3) にも記載	◆「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（令和3年9月18日施行）」に基づき、医療的ケア児が医療的ケア児でない児童と共に教育を受けられるよう、市立小・中学校に在籍する医療的ケア児に対し、適切な教育にかかる支援を行うための体制を整備します。	教育委員会事務局学務課

(3) 特別支援教育の充実

取組	取組内容	担当課
特別支援教育支援員の配置 ※ II-2-1 (3) にも記載	◆市立小・中学校に在籍する教育上特別な支援を必要とする普通学級の児童生徒に対し、学校に「支援員」を配置し、適切な学校生活上の介助や学習活動上の支援を行います。	教育委員会事務局学務課
教育支援委員会の設置 ※ II-2-1 (3) にも記載	◆障がいのある子どもの望ましい就学について、教育支援委員会を設置して調査審議し、障がいの状態に応じた適切な教育について保護者に助言します。	教育委員会事務局指導課
教職員に対する特別支援教育に関する研修等の実施 ※ II-2-1 (3) にも記載	◆通常学級に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒のための効果的な支援や指導、個別の指導計画等の作成について理解を深めるため、市立小・中学校の管理職と特別支援教育コーディネーターを対象とした特別支援教育研修講座を実施します。	教育委員会事務局指導課
学校訪問における特別支援教育に関する指導・助言 ※ II-2-1 (3) にも記載	◆市立小・中学校を訪問し、学校運営上及び生徒指導、学習指導上の諸課題の解決に向け、適切な指導・助言等の支援を行い、この中で、個別の教育支援計画や指導計画を活用した指導や支援が充実するよう指導・助言します。	教育委員会事務局指導課
青森市特別支援教育ガイドブックの作成・配付 ※ II-2-1 (3) にも記載	◆通常学級における特別な教育支援を必要とする児童生徒一人ひとりに適切な指導や支援を行うため、「青森市特別支援教育ガイドブック」の冊子を作成し、市立小・中学校に配付します。	教育委員会事務局指導課

目標とする指標

指標とその説明	現状値	参考値	目標値
障がい児福祉に関する相談者数 障がいのある子どもやその家族からの相談実人数（障害児等療育支援事業）	163人 (令和5年度)	174人 (過去5年平均)	174人 (令和10年度)
医療的ケア児支援に係る会議の開催回数 医療的ケア児支援の関係機関連携のための会議の開催回数	4回 (令和5年度)	3回 (過去4年平均)	4回 (令和10年度)

I - 6

児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援

I - 6 に関連する SDGs の開発目標



1 児童虐待防止対策等の更なる強化

現状と課題

(1) 児童虐待の防止

- 本市における児童虐待相談対応件数は、令和2年度が83件、令和3年度が83件、令和4年度が72件、令和5年度が168件となっています。
- 児童福祉法及び母子保健法の一部改正に伴い、保健師、助産師、保育士、社会福祉士、公認心理師等の専門職が、児童福祉（子ども家庭総合支援拠点）と母子保健（母子健康包括支援センター）の一体的な相談支援等を行う「あおもり親子はぐくみプラザ」を、令和6年4月1日から「こども家庭センター」として位置づけ、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を行っています。
- 「あおもり親子はぐくみプラザ」では、児童虐待の防止、早期発見・早期対応を目的とした相談機能を強化するため、多職種の専門職を配置し、児童相談所や教育・保育施設等の関係機関と連携し、児童虐待に関する相談や状況確認の調査、助言指導などの業務を行っています。
- 児童相談所などの関係機関で構成する「青森市要保護児童対策地域協議会」を設置し、福祉・保健・教育・医療・地域などの関係機関・団体と連携して要保護児童や要支援児童、特定妊婦等に対応できる体制を構築しています。

(2) 社会的養護の推進

- 社会的養護が必要な子どもが安心して生活できるよう、児童養護施設や里親等への措置などを行う児童相談所と連携を密にし、適切な支援を行う必要があります。

施策の方向性

児童虐待相談対応件数は増加傾向にあり、相談内容も複雑化・多様化しているため、福祉・保健・教育・医療など関係機関と連携し、「(1) 児童虐待の防止」や「(2) 社会的養護の推進」に取り組みます。

主な取組

(1) 児童虐待の防止

取組	取組内容	担当課
こども家庭センターにおける支援（再掲） ※ I-3 (1)、II-1-1 (1) にも記載	◆児童福祉と母子保健の一体的な相談支援等を行うあおもり親子はぐくみプラザを「こども家庭センター」と位置づけ、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を行います。	保健部青森市保健所あおもり親子はぐくみプラザ
こども・家庭総合相談支援 ※ I-6-1 (2) にも記載	◆子育て家庭等からの相談に多職種の専門職が応じ、必要に応じて関係機関と連携して支援します。また、青森市要保護児童対策地域協議会を設置し、関係機関と連携し、要支援児童等を支援しています。	保健部青森市保健所あおもり親子はぐくみプラザ
養育支援の実施	◆保護者の養育を支援することが特に必要な家庭や子育てに不安を感じている家庭に対し、家庭訪問等により、養育が適切に行われるよう支援します。	保健部青森市保健所あおもり親子はぐくみプラザ
地域子育て支援拠点の運営 ※ II-1-2 (3)、III-2 (1) にも記載	◆子育て中の保護者の孤立予防や育児不安を軽減するため、地域子育て支援拠点において、親子交流の場の提供や子育てに関する相談、情報提供、子育て講座などを実施し、地域の子育て支援を行います。	保健部青森市保健所あおもり親子はぐくみプラザ
乳幼児健康診査の実施（再掲） ※ I-5 (1)、II-1-1 (1) にも記載	◆乳幼児健康診査を実施し、子どもの発育や養育状況の確認などを行います。	保健部青森市保健所あおもり親子はぐくみプラザ
民生委員児童委員の活動への支援	◆子育て中の親が、地域において子育てに関する相談を気軽にできるよう、民生委員・児童委員の活動の支援や周知に努めます。	福祉部福祉政策課
主任児童委員研修の実施 ※ I-6-2 にも記載	◆児童福祉に関する事項を専門的に担当する主任児童委員に対して、子育て支援に関する研修を実施します。	保健部青森市保健所あおもり親子はぐくみプラザ

(2) 社会的養護の推進

取組	取組内容	担当課
こども・家庭総合相談支援（再掲） ※ I-6-1 (1) にも記載	◆子育て家庭等からの相談に多職種の専門職が応じ、必要に応じて関係機関と連携して支援します。また、青森市要保護児童対策地域協議会を設置し、関係機関と連携し、要支援児童等を支援しています。	保健部青森市保健所あおもり親子はぐくみプラザ

目標とする指標

指標とその説明	現状値	参考値	目標値
児童虐待に関する相談の対応率 児童虐待に関する相談に市が対応した割合	100.0% (令和 5 年度)	100.0% (過去 5 年平均)	100.0% (令和 10 年度)

参考指標とその説明	現状値	参考値
児童虐待に関する相談件数 市で対応した児童虐待に関する相談延べ件数	168 件 (令和 5 年度)	101 件 (過去 5 年平均)

2 ヤングケアラーへの支援

現状と課題

- 令和 6 年 6 月の子ども・若者育成支援推進法の一部改正により、ヤングケアラーは「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」として定義されました。
- ヤングケアラーは、年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負うこと、本人の育ちや教育に影響が及ぼされること、子どもの権利が侵害されている可能性があることが報告されています。
- ヤングケアラーは、家庭内の役割として捉えられ、本人や家族に自覚がない場合があり、問題が表面化しにくいことから、見逃すことなく必要な支援につなぐ必要があります。
- ヤングケアラーやその家族が置かれている状況は多岐にわたるため、教育、福祉、介護等の関係機関が連携し、ヤングケアラーを含む家族の支援を行う必要があります。
- 令和 4 年 12 月に実施した青森県ヤングケアラー実態調査では、有効回答者数に占める青森県内における小学 6 年生のヤングケアラーの割合は 5.9%、中学 2 年生は 5.0% となっています。
- 本計画策定に当たって実施したアンケート調査（令和 5 年度実施）によると、「ヤングケアラー」という言葉について「知っている」と回答した人の割合は、乳幼児の保護者では 86.4%、小学生の保護者では 88.0%、小学 4~6 年生では 42.0%、中学生及び高校生では 72.9% となっています。

施策の方向性

問題が表面化しにくいヤングケアラーについて、本人やその家族を適切な支援につなげるため、関係機関・団体と連携し、「ヤングケアラーへの支援」に取り組みます。

主な取組

取組	取組内容	担当課
ヤングケアラーへの支援に向けた関係機関との連携強化	◆こども家庭センターにおいて、ヤングケアラーに関する普及啓発を行うとともに、教育、福祉、介護等の関係機関と連携を強化し、早期発見・把握や適切な支援につなげます。	保健部青森市保健所あおもり親子はぐくみプラザ
要保護児童対策地域協議会と子ども・若者支援地域協議会の協働	◆年齢によって支援が途切れることがないよう、要保護児童対策地域協議会、子ども・若者支援地域協議会間でヤングケアラーの支援に必要な情報の共有を図り、連携しながら適切な支援につなげます。	福祉部障がい者支援課 保健部青森市保健所あおもり親子はぐくみプラザ
主任児童委員研修の実施（再掲） ※ I -6-1 (1) にも記載	◆児童福祉に関する事項を専門的に担当する主任児童委員に対して、子育て支援に関する研修を実施します。	保健部青森市保健所あおもり親子はぐくみプラザ
青森市子どもの権利相談センター及び青森市子どもの権利擁護委員の活動の推進（再掲） ※ I -1-1 (1)、I -1-3、I -2-4 (2)、I -7-1、I -7-2 (1)、II -2-1 (5) にも記載	◆「青森市子どもの権利条例」に基づき、子どもの権利相談センターの活動を通じて、権利侵害を受けた子どもを迅速かつ適切に救済し、権利の回復を図ります。	福祉部子育て支援課
スクールカウンセラ一等の配置 ※ I -7-1、II -2-1 (5) にも記載	◆県からスクールカウンセラーを派遣していただけ、加えて本市の臨床心理士やスクールソーシャルワーカーを市立小・中学校に派遣することにより、児童生徒、保護者、教職員の心のケアや相談に対応します。	教育委員会事務局指導課

目標とする指標

指標とその説明	現状値	参考値	目標値
ヤングケアラーに関する相談の対応率 ヤングケアラーに関する相談に市が対応した割合	—	—	100.0% (令和 10 年度)

I - 7

子ども・若者の自殺対策、犯罪などから子ども・若者を守る取組

I - 7 に関連する SDGs の開発目標



1 子ども・若者の自殺対策

現状と課題

- 日本の自殺死亡率は先進諸国と比較して高い水準にあります。国を挙げて自殺対策を総合的に推進することにより、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等に対する支援充実を図るため、平成 18 年に「自殺対策基本法」が施行されました。
- 本市では、自殺対策基本法に基づき、「青森市自殺対策行動計画」を策定し、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現に向けて取り組んできました。
- 本市における令和 4 年の自殺死亡率は 10 万人当たり 20.9 で、全国値や青森県値を上回る状況であることから、相談体制等を整備し、自殺対策の更なる推進に努める必要があります。

施策の方向性

誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、「青森市自殺対策行動計画」に基づく総合的な「自殺対策」に取り組みます。

主な取組

取組	取組内容	担当課
自殺予防の普及啓発・相談体制の充実	◆青森市自殺対策行動計画に基づき、自殺予防に対する正しい知識の普及啓発を行うとともに、ゲートキーパーの役割を担う人材の確保や、相談窓口の周知、こころの不安や悩みに関する相談支援の充実を図ります。	保健部青森市保健所保健予防課

取組	取組内容	担当課
青森市子どもの権利相談センター及び青森市子どもの権利擁護委員の活動の推進（再掲） ※ I-1-1 (1)、I-1-3、I-2-4 (2)、I-6-2、I-7-2 (1)、II-2-1 (5)にも記載	◆「青森市子どもの権利条例」に基づき、子どもの権利相談センターの活動を通じて、権利侵害を受けたこどもを迅速かつ適切に救済し、権利の回復を図ります。	福祉部子育て支援課
スクールカウンセラ一等の配置（再掲） ※ I-6-2、II-2-1 (5)にも記載	◆県からスクールカウンセラーを派遣していただき、加えて本市の臨床心理士やスクールソーシャルワーカーを市立小・中学校に派遣することにより、児童生徒、保護者、教職員の心のケアや相談に対応します。	教育委員会事務局指導課
教育委員会におけるいじめ防止対策 ※ II-2-1 (5) にも記載	◆いじめの予防・防止を目指し、児童生徒の夢や志、挑戦について話し合う対話集会及びいじめ対策啓発冊子等の作成・配付を行います。また、保護者と教員が共に学ぶ機会を設定するとともに、緊急支援チームによる積極的な学校支援の実施によるいじめの早期対応の取組、ネットいじめ防止対策に関する出前講座等を実施します。さらには、1人1台端末を活用し、いじめ相談対策の充実を図ります。	教育委員会事務局指導課

目標とする指標

指標とその説明	現状値	参考値	目標値
自殺による死亡率 人口10万人当たりの自殺者数 全国17.4（令和4年）	20.9 (令和4年)	18.7 (過去5年平均)	13.2 (令和10年度)
「こころの相談窓口」の開設箇所数 ※ II-3-2 にも記載 こころの病気や悩み・不安について保健師等が相談に応じる「こころの相談窓口」の開設箇所数	1箇所 (令和6年度)	1箇所 (過去5年平均)	1箇所 (令和10年度)

参考指標とその説明	現状値	参考値
「こころの相談窓口」への相談件数 ※ II-3-2 にも記載 こころの病気や悩み・不安について保健師等が相談に応じる「こころの相談窓口」への相談延べ件数	1,537件 (令和5年度)	910件 (過去5年平均)

2 犯罪被害、事故、災害などからこども・若者を守る環境整備

現状と課題

(1) 犯罪被害や有害情報から守る活動

- 刑法犯の認知件数は年々減少傾向にありますが、こどもが事件に巻き込まれるなどの不安感が高まっています。こどもを犯罪被害から守るためにには、地域、行政、関係団体などが連携し、地域における子どもの見守り機能を強化していくなどの対策を進める必要があります。
- 特に、帰宅途中の子どもたちを対象とした不審者・変質者による行為など、子どもが被害にあうケースが毎年発生しており、とりわけ犯罪の発生しやすい空き家・空き地の点検や情報提供など、地域、行政、関係団体などが連携して学校を支援していく必要があります。
- インターネット上の有害情報の氾濫など、子どもだけでは、防ぐことが難しい問題があることから、子どもたちの豊かな心を育むため、引き続き、有害情報から子どもたちの身を守る取組が求められています。
- 「あおもり性暴力被害者支援センター」の令和5年度の被害相談は過去最も多くなっており、こども・若者の性被害の潜在化・深刻化を防ぐため、相談機関の周知に努める必要があります。
- 再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与するため、平成28年12月に「再犯の防止等の推進に関する法律」が施行され、市町村に対し、「地方再犯防止推進計画」の策定が求められています。

(2) 交通安全対策

- 現代の車社会においては、子どもの交通事故として「自動車同乗中」、飛び出しなどによる「歩行中」、安全不確認による「自転車乗車中」などといった交通事故が、依然として発生している状況にあることから、学校・地域との連携のもと、交通安全指導の徹底や子どもと大人双方の交通ルール遵守とマナーの向上を図り、子どもの交通事故の未然防止に努めていく必要があります。

- こどもの交通安全意識を高め、交通事故を未然に防止するため、今後も、こどもに対する交通安全教育を積極的に実施する必要があります。
- 市内では、通学区域において、PTA や地域ボランティアが中心となり、登下校時の交通安全指導を実施している小学校もありますが、交通安全意識の啓発を図っていくためには、警察署や交通安全協会などの各関係機関・団体と連携し、このような取組を支援していく必要があります。
- 交通安全意識の啓発に当たり、各関係団体の構成員の高齢化や担い手不足が懸念されることから、各関係団体における交通安全活動が効果的かつ積極的に行われるよう継続的に支援していく必要があります。

(3) 道路交通環境の整備

- 道路は、市民の重要な生活基盤施設であることから、安全で快適な歩行空間の整備を行う必要があります。こどもはもちろんのこと、妊産婦や乳幼児連れのかたなどすべての人が、いつでも安全・安心・快適に移動できるよう、道路の段差解消などのバリアフリー化を推進する必要があります。
- 本市をはじめとする雪国では、積雪によって歩道幅員の減少や凍結による転倒など、冬期特有の障害（バリア）が存在します。この冬期バリアを解消することで、安全で快適な歩行者空間の確保を図るとともに、防犯灯や道路照明灯などの整備による夜間でも明るく安全な道路環境を整備するなど、年間を通じて安全で快適な道路環境を確保することが求められています。

(4) 災害に対する備え

- 災害発生時に、こどもたちが自らの安全を確保できるようにするために、学校、認定こども園・幼稚園・保育所（園）などにおいて、こどもたちの発達段階や地域の実情を考慮した安全教育（防災教育）の充実を図る必要があります。
- 災害時におけるこどもたちの助け合いの精神、集団生活への適応など、日頃から防災に関するこどもたちの意識の涵養などを行う必要があります。
- 災害発生時にこどもたちやその家族が避難した場合にあっても、安全で安心して過ごすことができる避難所の環境を整備する必要があります。

○災害の発生に備えて、家庭や地域、学校、認定こども園・幼稚園・保育所（園）などの関係機関が連携し、こどもたちの安全管理体制を確立していく必要があります。

施策の方向性

こども・若者を犯罪被害、事故、災害などから守るために、「(1) 犯罪被害や有害情報から守る活動」、「(2) 交通安全対策」、「(3) 道路交通環境の整備」、「(4) 災害に対する備え」に取り組みます。

主な取組

（1）犯罪被害や有害情報から守る活動

取組	取組内容	担当課
防犯教室等の実施	◆こどもが犯罪にあったときなどの緊急避難場所である「子ども110番の家」や「子ども110番の店」などの活用について、全児童生徒へ周知を図るほか、市立小・中学校において防犯教室を実施するとともに、市立中学校において薬物乱用防止教室を実施します。また、情報モラル教育によるネット犯罪被害防止のための講話を実施します。	教育委員会事務局指導課
街頭指導や声掛け活動の実施	◆青少年の健全育成のため、関係機関と連携し、不良行為少年に対する街頭指導や声掛け活動などを行います。	教育委員会事務局指導課
青少年育成団体の活動への支援	◆青少年の健全育成に対する市民の理解や自覚並びに参加を促すため、青少年育成団体の活動を支援します。	教育委員会事務局文化学習活動推進課
防犯カメラの設置の促進	◆安全・安心な市民生活を確保するため、地区防犯協会と連携し、小・中学校付近や公園等に防犯カメラを設置します。	市民部生活安心課
AEDの設置と心肺蘇生講習の開催	◆校内における児童生徒の突然死を防止するため、教職員を対象に心肺蘇生講習を実施するとともに、市立小・中学校に自動体外式除細動器（AED）を設置します。	教育委員会事務局学務課

取組	取組内容	担当課
インターネット空間の監視及び情報モラルに関する出前講座の実施	◆こどもを有害情報から守るため、インターネット空間を監視することでその利用実態を把握し、問題のある書き込みを発見した場合には学校へ情報提供するとともに、指導方法等を助言します。また、情報モラルに関する教育の普及啓発のため、児童生徒や保護者及び地域住民等を対象に、デジタルシティズンシップ等の出前講座を実施します。	教育委員会事務局指導課
性犯罪・性暴力被害相談窓口の周知	◆こども・若者の性被害の潜在化・深刻化を防ぐため、市ホームページや広報あおもりなどを活用し、性犯罪・性暴力被害の相談窓口の周知に努めます。	市民部人権男女共同参画課
カダールにおける講座等の実施	◆こどもたちが自分の身体に関する知識を習得し、性的虐待などの危険を回避できる力を身につけるため、青森市男女共同参画プラザ「カダール」において、児童・保護者を対象とした包括的性教育に関する講座等を実施します。	市民部人権男女共同参画課
青森市子どもの権利相談センター及び青森市子どもの権利擁護委員の活動の推進（再掲） ※ I-1-1 (1)、I-1-3、I-2-4 (2)、I-6-2、I-7-1、II-2-1 (5)にも記載	◆「青森市子どもの権利条例」に基づき、子どもの権利相談センターの活動を通じて、権利侵害を受けたこどもを迅速かつ適切に救済し、権利の回復を図ります。	福祉部子育て支援課
健康や妊娠・出産に関する正しい知識の啓発（再掲） ※ I-2-1 (3)、I-3 (1)、II-1-1 (1)、II-2-3 (2)にも記載	◆こどもたちが、健康や妊娠・出産に関する正しい知識や、健康への意識を高めることができるよう、思春期における心と体の変化、性感染症、生活習慣病予防などを学習する機会を提供します。	保健部青森市保健所あおもり親子はぐくみプラザ
青森市再犯防止推進計画の推進	◆青森市再犯防止推進計画に掲げた5つの重点事項に取り組み、犯罪をした者等の再犯防止に努めます。	福祉部福祉政策課

（2）交通安全対策

取組	取組内容	担当課
交通安全啓発・教育の推進	◆交通事故のない安全で住みよい地域社会づくりを進めるため、市民の交通安全意識の高揚を図り、市民一人ひとりが正しい交通ルールとマナーを実践できるよう、交通安全思想の普及・啓発活動及び交通安全教室を実施します。また、交通安全啓発に努める関係団体の活動を支援します。	市民部生活安心課

取組	取組内容	担当課
新入学児童の交通安全対策の実施	◆新入学児童は交通安全の知識に乏しいため、初めての通学で交通事故に遭う危険性が高いことから、市内の新入学児童に対する交通安全対策として関係団体と連携しながら、黄色い交通安全帽などの交通安全用品を配付します。	市民部生活安心課

(3) 道路交通環境の整備

取組	取組内容	担当課
放置自転車等の防止	◆歩行者の安全を確保するため、「青森市自転車等の放置の防止に関する条例」に基づき、自転車等放置禁止区域での巡回指導と撤去を行うとともに、青森駅前自転車等駐車場の利用を促進します。	市民部生活安心課
交通安全施設の整備	◆交通安全確保のため、交通体系を調査し、必要に応じて危険防止のために安全施設を設置し、交通安全のため道路環境の整備を図ります。	都市整備部道路維持課
道路の舗装や側溝の改修・新設	◆誰もが、いつでも、安全、安心、快適な道路を通行することができるよう、「青森市バリアフリー推進整備計画」に基づいた道路の舗装や側溝の改修・新設により、道路機能の確保と生活環境の向上を図ります。	都市整備部道路維持課
道路照明灯等の整備	◆明るく住みよい地域社会づくりのため、道路照明灯や防犯灯を設置し、夜間の道路交通の安全を図るほか、市内の主要幹線道路に設置されている道路照明灯の不点灯等を修繕し、道路環境の維持及び道路交通安全確保を図ります。また、平成30年度に、道路照明灯及び公園照明灯の包括的なLED化にあたり、ESCO事業を導入し、平成31年1月からESCOサービスを開始しています。	都市整備部道路維持課
防犯灯の維持管理	◆明るく住みよい地域社会づくりを進め、夜間の歩行者の安全を図り、地域の防犯対策を支援するため、防犯灯の維持管理（修繕等）を行います。平成26年度に民間資本を活用したESCO事業を導入したことにより、これまで以上に効率的な防犯灯の維持管理を行うことが可能になっています。	都市整備部道路維持課

取組	取組内容	担当課
橋梁等の維持管理	◆インフラの老朽化が社会問題化されており、橋梁等の道路ストックの総点検を実施し、点検結果を踏まえた緊急的な補修など必要な対策を講じます。	都市整備部道路維持課
除排雪作業の実施	◆地域や除排雪事業者等との連携のもと、除排雪関連情報の更なる共有化や除排雪業務の効率化を図りながら市内各地域の実情や特性に合わせた除排雪作業を実施します。	都市整備部道路維持課
流雪溝の整備	◆冬期間の移動を円滑にし、快適な歩行者空間などの拡大を図るため、青森・浪岡地区の流・融雪溝の整備を計画的に行います。	都市整備部道路建設課
流雪溝施設の管理	◆冬期間の移動を円滑にし、快適な歩行者空間などの拡大を図るため、青森地区内に設置してある流融雪溝の維持管理を行います。	都市整備部道路維持課
町会等への除雪機の貸与	◆冬期積雪期における安全・安心で快適な歩行者空間を確保するため、町会等に対し小型除雪機の貸与を実施し、地域住民等の協力による歩道除雪を支援します。	都市整備部道路維持課
除雪協力会への除雪機の貸与	◆冬期間の登下校時における児童の安全を確保するため、市立小学校においてPTA・学校関係者・地域住民等で結成された除雪協力会（ボランティア）に除雪機を貸与し、通学路の除雪を行います。	教育委員会事務局学務課

(4) 災害に対する備え

取組	取組内容	担当課
保育所等における災害に備えた取組	◆災害発生時に、こどもたちが自らの安全を確保できるよう、避難訓練実施計画を作成し、定期的に避難訓練を実施します。	福祉部子育て支援課
学校における災害に備えた取組	◆市立小・中学校に対し、災害や事故等からこどもたちを守り、安心して学ぶことができる環境を確保するための危機管理体制を構築するよう指導・助言します。	教育委員会事務局指導課
学校課題解決リーフ「防災教育」の配付	◆市立小・中学校長に対し、学校課題解決リーフ「防災教育」を配付し、本市において予想される自然災害やハザードマップ、防災訓練等について記載し、校長会において周知します。	教育委員会事務局指導課

取組	取組内容	担当課
避難所運営訓練の実施	◆ 地震や豪雨等の自然災害が頻発している現況のもと、津波及び洪水被害が予想される市立中学校区において、実践的・実効的な防災教育を推進するため、地域住民と連携し、かつ、避難者の多様性に配慮した避難所運営訓練を実施します。	教育委員会事務局指導課
青森市医療的ケア児災害時マニュアルの作成	◆ 医療的ケア児とその家族が災害に対応するための知識、情報及び物品等を共有し、平時からどのような準備を進めるか、当事者・家族と支援者が協力して取り組むための情報をまとめ、災害時に最適な行動ができるよう、「青森市医療的ケア児災害時マニュアル」を作成し、その周知を図ります。	福祉部障がい者支援課
避難所の整備	◆ 災害が発生した場合に、地域住民が災害から逃れるための避難場所や、災害により自宅での生活が困難になった場合の避難所を確保するとともに、日頃から災害の種類に応じた安全な避難先を確認し、安全な避難行動を取ることができるよう、市立小学校等に避難所標識板を設置し、必要に応じて更新します。	総務部危機管理課
防災拠点機能の整備	◆ 災害における多様な災害事象に対処できる防災体制を整備するため、応急復旧活動の拠点となる市立小学校等の施設に、非常用の食糧の備蓄、生活必需物資、災害応急活動に必要とされる救助工具・照明器具等の防災資機材等を整備します。	総務部危機管理課
自主防災活動の促進	◆ 災害においては、地域住民が「自分の地域は自分で守る」という意識のもと、共助による防災対策を実施することが重要であることから、町(内)会を母体とした地域コミュニティ活動を活かした自主防災組織の結成・育成を推進します。	総務部危機管理課

目標とする指標

指標とその説明	現状値	参考値	目標値
防犯教室等を実施した小・中学校の割合 防犯教室等を実施した小・中学校の割合	小：100.0% 中：100.0% (令和5年度)	小：100.0% 中：100.0% (過去5年平均)	小：100.0% 中：100.0% (令和10年度)
交通安全教室の実施回数 青森市交通安全教育指導員による小・中学校や幼稚園・保育園等を対象とした交通安全教室の実施回数	127回 (令和5年度)	115回 (過去5年平均)	123回 (令和10年度)
防災活動への参加者数 自主防災組織、町（内）会及び民間団体等が市と連携して実施する防災訓練や防災研修会等への延べ参加者数	2,523人 (令和5年度)	1,622人 (過去5年平均)	2,523人 (令和10年度)

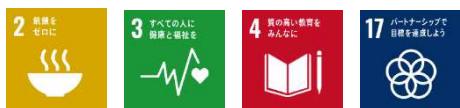
参考指標とその説明	現状値	参考値
交通安全教室の参加者数 青森市交通安全教育指導員による小・中学校や幼稚園・保育園等を対象とした交通安全教室の参加者数	7,629人 (令和5年度)	7,928人 (過去5年平均)
交通事故による死傷者数 (30歳未満) 交通事故による年間の死傷者数 (30歳未満)	187人 (令和5年)	188人 (過去5年平均)

II ライフステージ別の支援

「1 こどもの誕生前から幼児期まで」、「2 学童期・思春期」、「3 青年期」など、それぞれのライフステージの特有の課題を捉え、ライフステージごとに必要な支援に取り組みます。

II - 1 こどもの誕生前から幼児期まで

II - 1 に関連する SDGs の開発目標



1 妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない保健・医療の充実

現状と課題

(1) 妊娠前から妊娠期、出産、子育て期の母子保健の充実

- 児童福祉法及び母子保健法の一部改正に伴い、保健師、助産師、保育士、社会福祉士、公認心理師等の専門職が、児童福祉（子ども家庭総合支援拠点）と母子保健（母子健康包括支援センター）の一体的な相談支援等を行う「あおもり親子はぐくみプラザ」を、令和6年4月1日から「こども家庭センター」として位置づけ、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を行っています。
- 少子化が進行し、こどもやその保護者並びに妊産婦を取り巻く環境が変化している中、成育医療等の提供に当たっては、医療、保健、教育、福祉などの関係機関との連携が重要です。
- 青森県立中央病院の「総合周産期母子医療センター」において、ハイリスクの妊婦や新生児の診療を行う体制が整っており、乳児の死亡率は低下しています。
- 健康問題や経済的問題等を抱える妊婦に対しては、医療、保健、福祉等の関係機関が連携し支援する必要があります。

- 核家族化や地域のつながりの希薄化などにより、子育て家庭が不安等を抱え、地域で孤立しないよう、引き続き切れ目のない包括的な子育て支援を行う必要があります。
- 不妊に悩む夫婦などを対象に、専門の医師などによる「不妊専門相談」を引き続き実施し、不妊治療に関する情報提供や不安の軽減を図る必要があります。
- 妊婦は、ホルモンバランスや食生活の変化により、歯周病やう歯（むし歯）が進行しやすく、歯周病菌は早産や低出生体重児出産のリスクを高めることから、引き続き、妊婦の口腔の健康管理の重要性について周知していく必要があります。
- 本計画策定に当たって実施したアンケート調査（令和5年度実施）によると、「産後ケア事業」を「利用したい・利用させたい」と回答した乳幼児の保護者の割合は62.5%となっており、そのうち「どのような産後ケア事業を利用したいか」の設問には、「訪問型」が45.8%と最も多く、次いで「宿泊型」が26.6%、「デイサービス型」が25.6%となっています。
- 産後ケア事業のニーズが高まっていることから、「訪問型」「デイサービス型」の産後ケアに加え、令和6年度から「宿泊型」を開始しました。
- 乳幼児の疾患や発達の遅れ等を早期発見するために乳幼児健康診査の充実を図り、専門職による保健指導や個別相談等を引き続き実施し、適切な治療や訓練等につながるよう支援する必要があります。
- 本市の3歳児のう歯（むし歯）有病率は全国平均より高い状況が続いているため、う歯（むし歯）予防対策の推進が必要です。

（2）妊産婦の医療費助成

- 国は、出産費用について、出産育児一時金48万8千円（産科医療補償制度に加入の医療機関などの出産については、50万円）を上限として、医療機関へ直接支払う仕組み（直接支払制度）を実施するなど、妊産婦の経済的負担を軽減しています。
- 本市においては、国民健康保険加入の妊産婦を対象に、国と同様の対策のほか、外来受診の医療費助成や出産費資金の融資あっせんを行っていますが、これらの対策は、疾病の早期発見・早期治療を促し、妊産婦の健康保持や経済的負担の軽減にもつながることから、継続して実施していく必要があります。

施策の方向性

妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない保健・医療の充実を図るために、「(1) 妊娠前から妊娠期、出産、子育て期の母子保健の充実」や「(2) 妊産婦の医療費助成」に取り組みます。

主な取組

(1) 妊娠前から妊娠期、出産、子育て期の母子保健の充実

取組	取組内容	担当課
こども家庭センターにおける支援（再掲） ※ I-3 (1)、I-6-1 (1)にも記載	◆児童福祉と母子保健の一体的な相談支援等を行うあおもり親子はぐくみプラザを「こども家庭センター」と位置づけ、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を行います。	保健部青森市保健所あおもり親子はぐくみプラザ
不妊専門相談の実施（再掲） ※ I-3 (1) にも記載	◆不妊に悩む夫婦等を対象に、医師等の専門職が不妊に関する相談や情報提供を行い、相談者の不安の軽減を図ります。	保健部青森市保健所あおもり親子はぐくみプラザ
医療機関との情報共有（再掲） ※ I-3 (1) にも記載	◆産科医療機関から送付される「要連絡・指導妊娠連絡票」などにより、妊娠婦や新生児の情報を医療機関と共有し、連携しながら支援を行います。	保健部青森市保健所あおもり親子はぐくみプラザ
助産施設への入所支援	◆妊娠婦が、保健衛生上必要があるにもかかわらず、経済的理由により入院助産ができないと認められるとき、助産施設に入所させ助産を受けられるように支援します。	福祉部子育て支援課
母子健康手帳の交付（再掲） ※ I-3 (1) にも記載	◆母子健康手帳を交付し、安心して妊娠、出産ができるよう、保健師や助産師が保健指導を行います。	保健部青森市保健所あおもり親子はぐくみプラザ
妊娠健康診査の実施	◆妊娠婦が安心して妊娠・出産ができるよう、公費負担による妊娠健康診査を実施し、母体の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図ります。	保健部青森市保健所あおもり親子はぐくみプラザ
あおもり親子はぐくみプランの作成（再掲） ※ I-3 (1) にも記載	◆保健師等の専門職が、妊娠届出をしたすべての妊娠に対して、妊娠期から子育て期を安心して過ごせるよう「あおもり親子はぐくみプラン」を作成し、妊娠婦の状況に応じてプランを見直し、関係機関と連絡調整を行います。	保健部青森市保健所あおもり親子はぐくみプラザ

取組	取組内容	担当課
マタニティ講座の実施（再掲） ※ I-3(1)にも記載	◆妊婦やその家族等を対象に、安心して出産ができる、健やかに赤ちゃんを産み育てられるよう、保健師・助産師・栄養士・歯科医師等によるマタニティ講座を実施します。	保健部青森市保健所あおもり親子はぐくみプラザ
産前・産後の心と体に関する相談体制の整備（再掲） ※ I-3(1)にも記載	◆妊産婦が抱える産前・産後の心と体の変化や妊娠・出産・子育てに関する悩み等について、助産師等が訪問や来所・電話等で相談に応じ、妊娠産婦の不安の軽減や孤立感の解消を図ります。	保健部青森市保健所あおもり親子はぐくみプラザ
妊産婦・新生児及び未熟児訪問指導（再掲） ※ I-3(1)にも記載	◆妊娠・出産・育児に関する不安の軽減や新生児、未熟児の健やかな成長・発達を支援するため、保健師等による訪問指導を行います。	保健部青森市保健所あおもり親子はぐくみプラザ
新生児聴覚検査の実施（再掲） ※ I-5(1)にも記載	◆令和6年度においては、県学校給食費無償化等子育て支援市町村交付金を活用し、新生児聴覚検査を実施しています。	保健部青森市保健所あおもり親子はぐくみプラザ
産後ケアの実施（再掲） ※ I-3(1)にも記載	◆出産後1年未満の母子を対象に、市内のホテル等を使用して実施する「宿泊型」や「デイサービス型」、対象者の自宅を訪問する「訪問型」により、産後に必要な心身のケアや育児サポートを行います。	保健部青森市保健所あおもり親子はぐくみプラザ
乳幼児健康診査の実施（再掲） ※ I-5(1)、I-6-1(1)にも記載	◆障がいや疾病などの早期発見を図るため、乳幼児健康診査を実施し、適切な治療等につながるよう支援します。	保健部青森市保健所あおもり親子はぐくみプラザ
幼児へのフッ素塗布の実施	◆幼児期におけるう歯予防の徹底と歯質の向上を図るために歯科医療機関に委託してフッ素（フッ化物）塗布を行い、幼児の健全な成長を図ります。	保健部青森市保健所あおもり親子はぐくみプラザ
子育てや健康に関する相談支援（再掲） ※ I-3(1)にも記載	◆保健師・栄養士・歯科衛生士による専門相談と情報提供を行い、妊娠・出産・育児等の悩みや不安の軽減を図ります。	保健部青森市保健所あおもり親子はぐくみプラザ
健康や妊娠・出産に関する正しい知識の啓発（再掲） ※ I-2-1(3)、I-3(1)、I-7-2(1)、II-2-3(3)にも記載	◆こどもたちが、健康や妊娠・出産に関する正しい知識や、健康への意識を高めることができるよう、思春期における心と体の変化、性感染症、生活習慣病予防などを学習する機会を提供します。	保健部青森市保健所あおもり親子はぐくみプラザ
伴走型相談支援と経済的支援の一体的実施（再掲） ※ I-3(1)にも記載	◆すべての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう、妊娠期から出産・子育てまで一貫して相談に応じ、必要な支援につなぐ伴走型の相談支援と経済的支援を一体的に実施します。	保健部青森市保健所あおもり親子はぐくみプラザ

取組	取組内容	担当課
各種予防接種の実施	◆ こどもの健康を保持するため、各種定期予防接種を実施することにより、感染を予防し、感染症の発生及びまん延を防止します。	保健部青森市保健所あおもり親子はぐくみプラザ

(2) 妊産婦の医療費助成

取組	取組内容	担当課
出産費資金の融資のあっせん	◆ 国民健康保険の被保険者で、出産育児一時金の支給を受けることが見込まれる世帯主に対して、出産育児一時金の8割を限度額とし、出産費資金の融資をあっせんし、利息の補給を行い、安心して出産できる環境の確保と生活の安定を図ります。	税務部国保医療年金課
出産育児一時金の支給	◆ 青森市の国民健康保険被保険者が出産した場合、出産育児一時金を支給します。	税務部国保医療年金課
妊婦・産婦の医療費の助成	◆ 国民健康保険に加入している妊産婦に対して、青森市妊産婦十割給付医療証を交付します。	税務部国保医療年金課

目標とする指標

指標とその説明	現状値	参考値	目標値
乳幼児健康診査の受診率 乳幼児健康診査を受診した子どもの割合	100.4%* (令和5年度)	99.0% (過去5年平均)	100.0% (令和10年度)
妊産婦への伴走型相談支援実施率（再掲） ※I-3にも記載 保健師等による妊産婦への妊娠期から子育て期を通じた伴走型相談支援を実施した割合	100.0% (令和5年度)	100.0% (過去5年平均)	100.0% (令和10年度)

*乳幼児健康診査の受診率が100.0%を超える場合があるのは、転入等により受診者数と対象者数が必ずしも一致しないため。

2 こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実

現状と課題

(1) 乳幼児期の教育・保育

- 少子化が進行する一方で、女性の就業率の上昇などによる共働き世帯の増加、地域のつながりの希薄化など、家族の在り方や家族を取り巻く環境が多様化してきている状況を踏まえ、平成 27 年度の「子ども・子育て支援新制度」以後、これまでの認定こども園、幼稚園、保育所に加え、小規模保育事業や企業主導型保育事業など、幼児期の教育・保育の量の確保や質の向上を図るため、様々な保育ニーズに対応するための環境整備を計画的に実施してきています。
- 国では、令和 5 年 12 月 22 日に閣議決定した「子ども未来戦略」のなかで、すべての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位で柔軟に利用できる新たな通園給付「子ども誰でも通園制度」を創設することを掲げ、令和 8 年度からの本格実施に向け、試行的事業を実施しています。
- また、「子ども未来戦略」においては、質の高い教育・保育の向上のため、保育士等の配置基準の改善と処遇改善を進めることとしています。
- 本計画策定に当たって実施したアンケート調査（令和 5 年度実施）によると、「子ども誰でも通園制度」を「利用したい」と回答した乳幼児の保護者の割合は 76.9% となっています。
- 本市においても、令和 6 年度から「子ども誰でも通園制度」の試行的事業を実施しています。
- 障がいのあるこどもや医療的ケア児も含め、子育て家庭の保育ニーズに対応できるよう、子育て支援サービスの「提供体制の確保」と「質の向上」を図っていく必要があります。

(2) 幼児教育・保育と小学校教育の円滑な接続

- 乳幼児期の教育・保育（認定こども園・幼稚園・保育所（園）などにおける教育・保育）と児童期の教育（小学校の教育）は、それぞれの段階において、お互いの役割と責任を果たすことが重要です。
- 子どもの発達や学びの連続性を確保するためには、乳幼児期の教育・保育と児童期の教育が円滑に接続することが極めて重要とされています。
- 幼児教育と義務教育の接続部分においては、すべての小学校で架け橋プログラムを作成し、学区内の認定こども園・幼稚園・保育所（園）などとオアシス会議や様々な交流を行っており、各小学校及び各園と関係機関が連携を深められるよう取り組んでいます。

(3) 地域における子育て当事者の孤立対策

- 少子高齢化の進展や核家族化、地域における連帯感の希薄化、女性の社会進出の増加など、こどもやその保護者を取り巻く社会情勢の変化に伴い、子育て家庭が子育ての不安を抱え、地域で孤立することがないよう、子育てを地域で支え、こどもを安心して産み育てられる環境をつくるとともに、子育てに関する相談支援体制の充実が求められています。
- 地域の福祉課題が複雑化・複合化する中、属性や世代を問わずに包括的に相談を受け止める体制整備や、複雑化・複合化した課題について適切に連携して対応する必要があります。
- あおもり親子はぐくみプラザや市内6か所に設置している地域子育て支援センター、つどいの広場「さんぽば」において、子育て親子の交流の場の提供、子育てに関する相談、地域の子育て関連情報の提供、子育てに関する講座の実施などにより、地域の子育て支援に努めています。
- 妊娠・出産・子育てに関する各種相談窓口や、保健・医療・福祉等のサービスなどについて、子育て情報誌「Let's げんき！」、広報あおもり、市ホームページ、青森市子育て支援アプリ「AOMOTTO」などで幅広く情報提供しています。

施策の方向性

子どもの誕生前から幼児期までの子どもの成長の保障と遊びの充実を図るために、「(1) 乳幼児期の教育・保育」、「(2) 幼児教育・保育と小学校教育の円滑な接続」、「(3) 地域における子育て当事者の孤立対策」に取り組みます。

主な取組

(1) 乳幼児期の教育・保育

取組	取組内容	担当課
子ども・子育て支援事業計画の進行管理	◆子ども・子育て支援法に基づき策定している「青森市子ども・子育て支援事業計画」の進行管理のため、特定教育・保育施設等の利用定員の設定について青森市子ども・子育て会議から意見を聴取するほか、計画に基づく施策の実施状況等について、青森市子ども・子育て会議において点検及び評価を実施し、その結果を公表します。	福祉部子育て支援課
一時預かりの実施 (再掲) ※ I-4 (3)、III-2 (1) にも記載	◆乳幼児が家庭において保育を受けることが一時的に困難となった場合、若しくは子育てにかかる保護者の負担軽減のため、保育所等において乳幼児を一時的に預かり必要な保護を行います。	福祉部子育て支援課
延長保育の実施 (再掲) ※ I-4 (3) にも記載	◆保育所等が保護者の需要に対応するため、自主的に延長保育に取り組むことで、児童の福祉の増進を図ります。	福祉部子育て支援課
病児一時保育の実施 (再掲) ※ I-4 (3)、III-2 (1) にも記載	◆保護者が就労している等の理由により、児童が病気の際に自宅での保育が困難な場合において一時的に保育する病児一時保育所の運営を委託により、市内4か所で実施します。	福祉部子育て支援課
ファミリー・サポート・センターの運営 (再掲) ※ I-4 (3)、III-2 (1) にも記載	◆地域における子育て支援の環境づくりの促進を図るため、育児に関する援助を受けたい人と援助を行いたい人を組織化し、会員同士が相互援助活動を行うことにより、保護者の子育てと就労の両方を支援します。	福祉部子育て支援課
認可外保育施設への助成 (再掲) ※ I-4 (3) にも記載	◆保護者が安心して子育てできる環境づくりを推進するため、認可外保育施設が入所児童を対象に行う健康診断にかかる費用や、処遇向上のために購入する保育材料費の一部を助成します。	福祉部子育て支援課

取組	取組内容	担当課
保育所等の入所・退所	◆子ども・子育て支援法に基づき、教育・保育施設等の利用にかかる給付費の支給認定を行うとともに、児童福祉法に基づき保育所、認定こども園、地域型保育事業の新規利用・継続利用・退所に関する事務を行います。	福祉部子育て支援課
保育所等の整備	◆保育所等の整備の促進を図るため、整備にかかる経費の一部を支援します。	福祉部子育て支援課
保育所等への運営費の支給	◆国の基準に基づき、保育所等に対して、入所児童を保育するために必要な運営費を支給します。	福祉部子育て支援課
産休等代替職員の任用の支援	◆特定教育・保育施設等において、産休又は病休にかかる職員の母体の保護又は専心療養の保障を図りつつ、乳幼児期の教育・保育を充実させるため、出産又は傷病による長期間にわたって継続する休暇を要する場合に、その職員の職務を行わせるための代替職員を臨時に雇用する特定教育・保育施設等を支援します。	福祉部子育て支援課
保育士資格取得の支援	◆乳幼児期の教育・保育の質的向上を図るために、幼保連携型認定こども園に勤務し、幼稚園教諭免許状を有しているが保育士資格を有していない者が保育士資格を取得する場合において、幼保連携型認定こども園が負担した保育士資格を取得するために必要な受講料、代替職員の雇上費の一部を支援します。	福祉部子育て支援課
幼稚園教諭の免許状取得への支援	◆乳幼児期の教育・保育の質的向上を図るために、幼保連携型認定こども園に勤務し、保育士資格を有しているが幼稚園教諭免許状を有していない者が幼稚園教諭免許状を取得する場合において、幼保連携型認定こども園が負担した幼稚園教諭免許状を取得するために必要な受講料、代替職員の雇上費の一部を支援します。	福祉部子育て支援課
保育所等の指導監査の実施	◆特定教育・保育施設等に対し、法令等に定める確認基準及び各種通知等の遵守並びに給付費等の請求に関する事項について周知徹底させるとともに、給付費等の過誤・不正の防止を図るため、法に基づく指導監査を実施します。	福祉部指導監査課
認可外保育施設等の実地調査や指導の実施	◆児童の安全確保、処遇及び保育の質の維持・向上のため、民間託児施設（認可外保育施設等）に対し実地調査、指導を行います。	福祉部指導監査課

取組	取組内容	担当課
青森市私立幼稚園協会の活動への支援	◆乳幼児期の教育・保育の質的向上を図るために、教職員研修会等を行う青森市私立幼稚園協会を支援します。	福祉部子育て支援課
幼稚園教諭、保育士等への研修の実施	◆幼児期の一体的な教育・保育の推進及び質の高い教育・保育を提供するとともに、発達上の課題がみられる子どもの特性と発達段階に応じた支援を行うため、幼稚園教諭、保育士等の子どもの育ちを支援する者に対する研修を実施します。	福祉部子育て支援課
こども誰でも通園制度の試行的実施	◆すべての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず、時間単位で柔軟に利用できる新たな通園給付の創設を見据えた試行的事業を実施します。	福祉部子育て支援課
保育所等における障がいのある子どもや医療的ケア児の受入体制整備への支援（再掲） ※ I-5(2) にも記載	◆保育所等に入所している軽度・中程度の障がいのある児童に保育を行うため、受入体制の整備にかかる経費の助成を行います。 ◆保育所等に入所している医療的ケア児に保育を行うため、受入体制の整備にかかる経費の助成を行います。	福祉部子育て支援課
保育士等の待遇改善	◆教育・保育の提供に従事する人材の確保及び質の向上を図り、質の高い教育・保育の安定的な供給に資するため、職員の技能・経験などに応じた賃金体系の改善を行います。	福祉部子育て支援課

(2) 幼児教育・保育と小学校教育の円滑な接続

取組	取組内容	担当課
学校訪問における幼・保・小連携に関する指導・助言	◆市立小・中学校を訪問し、学校運営上及び生徒指導、学習指導上の諸課題の解決に向け、適切な指導・助言等の支援を行い、この中で、幼児教育・保育と小学校教育の円滑な接続を図るために、小学校教員と認定こども園・幼稚園・保育所(園)などの教員との合同研究会や情報交換、こども同士の交流活動の実施などについて指導・助言します。	教育委員会事務局指導課

取組	取組内容	担当課
合同学習会の実施	◆市立小学校に対し、乳幼児の発達段階を踏まえ、幼保小の架け橋プログラムに基づいて、小学校の生活に円滑に適応できるよう、スタートカリキュラムを作成するように指導するほか、作成したスタートカリキュラムの実施、評価、改善のため、認定こども園・幼稚園・保育所（園）などとの幼保小の合同会議（オアシス会議）を設けるなどして実効性を高めるよう指導・助言します。	教育委員会事務局指導課
幼児教育・保育と小学校教育の連携に向けた情報交換会の開催	◆幼児教育・保育と小学校教育の円滑な接続を図るため、市立小学校と学区内の認定こども園・幼稚園・保育所（園）などが情報交換等を行う幼・保・小連携にかかる情報交換会を開催します。	教育委員会事務局指導課
青森圏域医療的ケア児支援体制協議の場の設置（再掲） ※ I-5 (1)、II-2-3 (1) にも記載	◆青森圏域医療的ケア児支援体制協議の場において、医療的ケア児にかかわる行政、関係機関及び関係団体等が協働し、意見交換や課題の把握などを行うことで、医療的ケア児のライフステージを通じた切れ目のない支援体制の構築を図ります。	福祉部障がい者支援課
保育所等から小学校への要録の提供	◆幼児教育・保育と小学校教育の円滑な接続を図るため、認定こども園・幼稚園・保育所（園）などにおける教育・保育の状況の記録である「要録」を、就学先の小学校に提供します。	福祉部子育て支援課

（3）地域における子育て当事者の孤立対策

取組	取組内容	担当課
青森市子育て応援隊の育成及び活動支援 ※ III-2 (1) にも記載	◆地域で子育て支援活動を行う「青森市子育て応援隊」の育成や地域において親子交流の場を提供するなど、地域の子育て支援を行います。	保健部青森市保健所あおもり親子はぐくみプラザ
地域支え合い活動の推進 ※ III-2 (1) にも記載	◆地域の「困りごと」の相談先の情報共有や災害時の防災体制について各地域で情報共有を図るとともに、地域の課題に対し、地域包括支援センターや町会、民生委員児童委員協議会など多くの団体の参加により、地域住民を地域ぐるみで支える体制づくりに努めます。	福祉部福祉政策課 高齢者支援課
地域子育て支援拠点の運営（再掲） ※ I-6-1 (1)、III-2 (1) にも記載	◆子育て中の保護者の孤立予防や育児不安を軽減するため、地域子育て支援拠点において、親子交流の場の提供や子育てに関する相談、情報提供、子育て講座などを実施し、地域の子育て支援を行います。	保健部青森市保健所あおもり親子はぐくみプラザ

取組	取組内容	担当課
子育てワンストップサービスの実施 ※Ⅲ-2(1)にも記載	◆保護者が子育て支援サービスに関する情報を必要な時に気軽に入手できるよう、国が運営するオンラインサービス「マイナポータル」のぴったりサービスから、マイナンバーカードを使って自宅のパソコンなどで子育てに関する行政手続の一部を電子申請できる「子育てワンストップサービス」を実施します。	福祉部子育て支援課
利用者支援の実施 (再掲) ※I-5(1)、Ⅲ-2(1)にも記載	◆子育て家庭からの相談に応じ、教育・保育施設等の地域の子育て支援事業等の情報提供を行うとともに、必要に応じて関係機関との連絡調整等を行います。	保健部青森市保健所あおもり親子はぐくみプラザ

目標とする指標

指標とその説明	現状値	参考値	目標値
乳幼児の就園率 乳幼児数に対する保育施設等の利用者の割合	82.4% (令和5年度)	80.7% (過去5年平均)	85.1% (令和10年度)
幼保小の合同会議の実施率 小学校と学区内の幼稚園・保育所・認定こども園等が円滑な接続を図るための幼保小の合同会議（オアシス会議）を実施した小学校区の割合	100.0% (令和5年度)	100.0% (過去2年平均)	100.0% (令和10年度)
地域子育て支援拠点の利用者数 ※Ⅲ-2にも記載 市内8か所（あおもり親子はぐくみプラザ、つどいの広場「さんぽぽ」、市内6か所の地域子育て支援センター）の地域子育て支援拠点の延べ利用者数	45,145人 (令和5年度)	35,539人 (過去5年平均)	39,802人 (令和10年度)

II-2**学童期・思春期****II-2 に関連する SDGs の開発目標****1 こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育****現状と課題****(1) 個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実**

- 本市の児童生徒の学力について、全国学力・学習状況調査※における結果によると小・中学校ともに全国平均を上回っている状況です。
- また、基礎的・基本的な知識や技能については、正答率が高い傾向にありますが、「思考力・判断力・表現力」については、低い傾向にあります。
- このことから、こどもたちに確かな学力を身につけさせるため、国の学習状況調査の結果に基づいた、各学校単位での学力向上に向けた取組を充実させるとともに、個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実させ、「思考力・判断力・表現力」を育成する必要があります。

(2) 教育環境の整備・強化

- 知・徳・体のバランスの取れた児童生徒を育成する教育を実現するためには、小・中学校において、ある程度の集団の中でのきめ細かで質の高い教育を実現する指導体制を整える必要があります。
- しかしながら、学校現場においては教職員の多忙化が問題となっており、国・県においてもその解決策が調査・検討されています。
- そのため、国・県では、引き続き、ICT環境の充実や校務DXの推進、学校規模や教職員配置の適正化に努めるとともに、本市では、教員の指導力の向上、教職員自身の健康の保持増進に向けた取組の推進など、教職員の働き方改革を継続して推進します。

※全国学力・学習状況調査：義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図るため、文部科学省が実施する調査（調査の対象学年：小学校第6学年、中学校第3学年）。

- また、児童生徒が学ぶ学校を安全・安心で、質の高い教育を受けられる環境とする必要があることから、小・中学校において、学校施設や教材などの充実、通学から帰宅に至るまでの安全な教育環境が求められています。
- 全国的に公立小・中学校施設は、昭和40年代後半から50年代の児童生徒数の急増期に建設されたものが多く、国・地方とも厳しい財政状況の中、これらの施設が一斉に更新時期を迎えることが大きな課題となっています。
- 本市においても築年数が40年以上経過している学校施設が半数を超える状況となっており、公共施設など全体の統一的なマネジメントの取組方針を定める「青森市ファシリティマネジメント推進基本方針」を踏まえた老朽化などへの対応を計画的に進めていく必要があります。

(3) 学校における障がいのあるこどもなどへの支援

- 本市の小・中学校では、特別支援学級の児童生徒及び通常学級にいながら特別な支援を必要とする児童生徒（発達障がいのある児童生徒又は疑われる児童生徒）が増加傾向にあります。
- このことから、本市におけるインクルーシブ教育システムの実現に向け、これらの障がいのあるこどもや医療的ケアが必要な児童生徒に対し、望ましい就学環境を提供し、将来的な自立と社会参加に向けた能力を育む必要があります。

(4) 学校・家庭・地域の連携・協働の推進

- いじめ、暴力行為、不登校などといった学校における様々な課題や教職員の多忙化などにより、学校の教職員だけでは義務教育段階におけるすべての課題を解決することは難しくなってきている状況にあり、家庭や地域と連携した対応が必要となっています。
- このことから、学校・家庭・地域における連携の下、良質できめ細かな学校教育を行うため、保護者や地域住民の力を学校運営に生かす仕組みや地域住民の参画によりこどもたちの学びを支援する体制づくりを進めるとともに、家庭における親子の育ちを支援する家庭教育支援の取組が求められています。

○また、子どもたちがスポーツ・文化芸術に継続して親しむことができる機会を確保するため、本市の「休日における部活動の地域移行の推進方針」を見直し、地域の実情に応じながら、関係団体と連携し、休日の部活動の地域連携や地域移行に向けた環境の一体的な整備を進める必要があります。

(5) いじめ防止・不登校の子どもへの支援や体罰等の防止

- 少子化が進行する中で、子どもの生活体験や体験活動が不足し、規範意識の低下やマナーの欠如が指摘されており、また、学校においては、いじめ、暴力行為、不登校などの様々な課題があります。
- とりわけ、不登校児童生徒については、全国の傾向と同様年々増加傾向にあります、「指導の結果登校する又はできるようになった児童生徒の割合」、いわゆる復帰率は、約70%となっています。
- 学校における体罰については、未だ全国的に報道される事案がありますが、本市では体罰ゼロの状態が継続しています。引き続き、教職員の非道行為根絶のための取組計画に基づき進めています。
- このような環境において、子どもたちの豊かな心を育むため、引き続き、児童生徒の心を育む指導が求められています。

(6) 子どもの健康や体力の向上

- 本市の児童生徒の体力の状況は、全国と同水準となっているものの、体力水準が高かった昭和60年頃と比較すると依然として低い状況となっており、今後とも筋力、持久力、柔軟性など体力向上にバランスよく取り組むことが必要です。
- また、健康面においても、本市の児童生徒は、これまで同様、う歯や低視力、肥満傾向、アレルギー疾患などが課題となっています。
- さらに、近年、子どもを取り巻く様々な不安や悩み、ストレスなどに対応するため、心と体の健康に関する知識や理解、心の健康を維持していく力を持つことが必要とされています。
- このことから、子どもたちの健やかな体を育むため、健康・安全意識、学校給食及び各教科等を通じた食に関する指導や体育活動の充実が求められています。

(7) 主権者教育

○平成27年6月に公職選挙法等の一部を改正する法律が成立・施行され、選挙権年齢が満18歳以上に引き下げられたことを受け、高校生だけでなく、より早い時期から主権者教育を推進する必要があります。

施策の方向性

子どもが安心して過ごし、学ぶことのできる質の高い公教育の推進を図るため、「(1) 個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実」、「(2) 教育環境の整備・強化」、「(3) 学校における障がいのある子どもなどへの支援」、「(4) 学校・家庭・地域の連携・協働の推進」、「(5) いじめ防止・不登校の子どもへの支援や体罰等の防止」、「(6) 子どもの健康や体力の向上」、「(7) 主権者教育」に取り組みます。

主な取組

(1) 個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実

取組	取組内容	担当課
学校訪問における指導・助言	◆市立小・中学校を訪問し、学校運営上及び生徒指導、学習指導上の諸課題の解決に向け、適切な指導・助言等の支援を行います。	教育委員会事務局指導課
教職員に対する研修等の実施	◆教育課題に対応できる教職員の資質向上を図り、児童生徒の学力向上につなげるため、教職員の研修を実施します。	教育委員会事務局指導課

(2) 教育環境の整備・強化

取組	取組内容	担当課
通学区域の再編	◆「通学区域再編による教育環境の充実に関する基本計画」に基づき、複式学級を有する市立小学校と全学年単学級の市立中学校を対象校とし、保護者や地域の皆様と十分な話し合いを行い、関係する皆様への情報提供と意向把握に努めながら、通学区域再編に取り組みます。	教育委員会事務局学務課

取組	取組内容	担当課
学校訪問における教職員の資質向上に関する指導・助言	◆市立小・中学校を訪問し、学校運営上及び生徒指導、学習指導上の諸課題の解決に向け、適切な指導・助言等の支援を行い、この中で、教職員の資質向上のため、実践的な校内研修、経験年数や職務、本市の課題に対応した校外研修の実施のほか、OJTによる人材育成の在り方について指導・助言します。	教育委員会事務局指導課
教職員の健康の保持増進	◆教職員の健康の保持増進のため、健康診断の実施とともに、診断結果に基づき、精密検査や医療機関の受診勧告を行うほか、「教職員の多忙化解消に関する指針」に基づいた「週1回の定時退下」や教職員のストレスチェックの実施、市立小・中学校の夏季休業中において3日間の学校閉庁日を実施します。	教育委員会事務局学務課
GIGAスクール構想の推進	◆Society 5.0※時代に生きるこどもたちの未来を見据え、教育系のネットワークの環境整備や児童生徒向けの1人1台端末の運用管理等を行います。	教育委員会事務局総務課
小・中学校校舎等の改築	◆市立小・中学校の学校施設の老朽化に対応するため、市立小・中学校の改築事業を実施します。	教育委員会事務局総務課
小・中学校の施設整備	◆市立小・中学校の教育環境の改善を図るために、学校施設の整備を行います。	教育委員会事務局総務課

※Society 5.0：狩猟社会（Society 1.0）、農耕社会（Society 2.0）、工業社会（Society 3.0）、情報社会（Society 4.0）に続く新たな社会。我が国が目指すべき未来社会の姿であり、令和3年3月26日に閣議決定された第6期科学技術・イノベーション基本計画では、「持続可能性と強靭性を備え、国民の安全と安心を確保するとともに、一人ひとりが多様な幸せ（well-being）を実現できる社会」と表現している。

(3) 学校における障がいのあるこどもなどへの支援

取組	取組内容	担当課
特別支援教育支援員の配置（再掲） ※I-5(3)にも記載	◆市立小・中学校に在籍する教育上特別な支援を必要とする普通学級の児童生徒に対し、学校に「支援員」を配置し、適切な学校生活上の介助や学習活動上の支援を行います。	教育委員会事務局学務課
教育支援委員会の設置（再掲） ※I-5(3)にも記載	◆障がいのある子どもの望ましい就学について、教育支援委員会を設置して調査審議し、障がいの状態に応じた適切な教育について保護者に助言します。	教育委員会事務局指導課
教職員に対する特別支援教育に関する研修等の実施（再掲） ※I-5(3)にも記載	◆通常学級に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒のための効果的な支援や指導、個別の指導計画等の作成について理解を深めるため、市立小・中学校の管理職と特別支援教育コーディネーターを対象とした特別支援教育研修講座を実施します。	教育委員会事務局指導課
学校訪問における特別支援教育に関する指導・助言（再掲） ※I-5(3)にも記載	◆市立小・中学校を訪問し、学校運営上及び生徒指導、学習指導上の諸課題の解決に向け、適切な指導・助言等の支援を行い、この中で、個別の教育支援計画や指導計画を活用した指導や支援が充実するよう指導・助言します。	教育委員会事務局指導課
青森市特別支援教育ガイドブックの作成・配付（再掲） ※I-5(3)にも記載	◆通常学級における特別な教育支援を必要とする児童生徒一人ひとりに適切な指導や支援を行うため、「青森市特別支援教育ガイドブック」の冊子を作成し、市立小・中学校に配付します。	教育委員会事務局指導課
学校における医療的ケア児支援のための体制整備（再掲） ※I-5(2)にも記載	◆「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（令和3年9月18日施行）」に基づき、医療的ケア児が医療的ケア児でない児童と共に教育を受けられるよう、市立小・中学校に在籍する医療的ケア児に対し、適切な教育にかかる支援を行うための体制を整備します。	教育委員会事務局学務課

(4) 学校・家庭・地域の連携・協働の推進

取組	取組内容	担当課
地域ぐるみで学校運営を支援する体制の整備	◆家庭や地域の教育力の低下が指摘されていることから、地域ぐるみで学校運営を支援する体制の整備を推進し、地域の住民が、学習支援や部活動の指導、環境整備等の学校支援活動を行うことで、教員の子どもと向き合う時間の拡充、地域住民の能力や学習成果の活用機会の拡充、地域の教育力の向上を図ります。	教育委員会事務局文化学習活動推進課
生涯学習推進員の設置	◆市民の学習活動や社会教育関係団体等の社会教育活動を支援するため、情報提供や相談業務及び市民センター等の学習プログラム充実に向けた取組等をサポートする生涯学習推進員を配置し、市立小・中学校等が行う社会教育活動等へ指導・助言・協力します。	教育委員会事務局文化学習活動推進課
コミュニティ・スクールの活動の推進	◆目標やビジョンを共有し、学校・家庭・地域が一体となって子どもたちの豊かな学びと育ちの環境づくり、地域とともにある次世代の学校づくりのため、教育委員会から委嘱された保護者や地域住民などが、一定の権限と責任をもって学校運営に参画する「コミュニティ・スクール」の活動を推進します。	教育委員会事務局文化学習活動推進課
部活動指導員の配置	◆市立中学校への部活動指導員の配置等により、生徒のスポーツ活動及び芸術文化等の活動に親しむ機会を充実させるとともに、スポーツ活動及び芸術文化等の活動の維持・継続を図ります。	教育委員会事務局指導課

(5) いじめ防止・不登校の子どもへの支援や体罰等の防止

取組	取組内容	担当課
教育委員会におけるいじめ防止対策(再掲) ※ I-7-1 にも記載	◆いじめの予防・防止を目指し、児童生徒の夢や志、挑戦について話し合う対話集会及びいじめ対策啓発冊子等の作成・配付を行います。また、保護者と教員が共に学ぶ機会を設定するとともに、緊急支援チームによる積極的な学校支援の実施によるいじめの早期対応の取組、ネットいじめ防止対策に関する出前講座等を実施します。さらには、1人1台端末を活用し、いじめ相談対策の充実を図ります。	教育委員会事務局指導課

取組	取組内容	担当課
教育相談や適応指導の実施	◆不登校等の問題を抱える保護者、教職員、児童生徒を対象に教育相談を行うとともに、不登校児童生徒の学校復帰を目的とする集団生活への適応指導や学習支援、生活体験活動等を行い、学校復帰、社会参加、自立を促します。	教育委員会事務局指導課
スクールカウンセラー等の配置（再掲） ※ I-6-2、I-7-1にも記載	◆県からスクールカウンセラーを派遣していたとき、加えて本市の臨床心理士やスクールソーシャルワーカーを市立小・中学校に派遣することにより、児童生徒、保護者、教職員の心のケアや相談に対応します。	教育委員会事務局指導課
学校訪問における道徳の授業に関する指導・助言	◆市立小・中学校を訪問し、学校運営上及び生徒指導、学習指導上の諸課題の解決に向け、適切な指導・助言等の支援を行い、この中で、道徳の授業を教職員が効果的に指導できるように、道徳の時間の展開について指導・助言します。	教育委員会事務指導課
情報モラル教育に関する講話の実施	◆市立中学校において情報モラル教育によるネット犯罪被害防止のための講話を実施します。	教育委員会事務局指導課
子ども・若者支援地域協議会の設置 ※ II-3-2 にも記載	◆ひきこもり等の問題を抱えるかたやそのご家族、支援者等を対象に、相談者の精神的な負担軽減と問題解決の糸口を探ることを目的として、相談会や家族交流会等を実施します。	福祉部障がい者支援課
体罰を防止するための取組	◆市立小・中学校において、教職員の非道行為根絶のための取組計画に基づき、体罰の防止に取り組みます。	教育委員会事務局学務課指導課
青森市子どもの権利相談センター及び青森市子どもの権利擁護委員の活動の推進（再掲） ※ I-1-1 (1)、I-1-3、I-2-4 (2)、I-6-2、I-7-1、I-7-2 (1)、にも記載	◆「青森市子どもの権利条例」に基づき、子どもの権利相談センターの活動を通じて、権利侵害を受けたこどもを迅速かつ適切に救済し、権利の回復を図ります。	福祉部子育て支援課

(6) 子どもの健康や体力の向上

取組	取組内容	担当課
家庭における食育の推進（再掲） ※ I-2-1(3)にも記載	◆家庭における食育の推進を図るため、小学校給食センターの施設機能を活用し、児童と保護者が食について学ぶ機会を提供します。	教育委員会事務局学校給食課
教職員に対する子どもの健康や体力の向上に関する研修等の実施	◆適切な栄養摂取による健康の保持増進についての実践例などを紹介し、肥満防止、食べ残しを減らすための取組として、「学校給食主任等研修講座」及び「栄養教諭・学校栄養職員研修講座」を開催します。また、市立小学校の体育科や市立中学校の保健体育科の教科指導の充実のため、指導方法の工夫や改善を図り、教職員の指導力の向上に向け研修講座を開催します。	教育委員会事務局指導課
生活習慣に関する指導の充実を図る取組（再掲） ※ I-2-1(3)にも記載	◆学校保健安全推進校の指定や、青森市学校保健研究大会の開催などにより、生活習慣に関する指導の充実を図るとともに、生活習慣の改善に向けて、関係部局と連携しながら、指導の強化を図ります。	教育委員会事務局学務課
学校医等による健康指導（再掲） ※ I-2-1(3)にも記載	◆学校保健安全法に基づき、市立小・中学校に学校医（内科・眼科・耳鼻科）、学校歯科医、学校薬剤師を配置し、学校医による健康指導を図ります。	教育委員会事務局学務課
安全・安心な給食及び食物アレルギー対応食の提供	◆安全・安心な給食を安定的に提供するため、学校給食施設の運営等を行います。また、小学校給食センターにおいて、市立小・中学校への食物アレルギー対応食を提供します。	教育委員会事務局学校給食課
学校訪問における体育科の授業に関する指導・助言 ※ II-2-3(2)にも記載	◆市立小・中学校を訪問し、学校運営上及び生徒指導、学習指導上の諸課題の解決に向け、適切な指導・助言等の支援を行い、この中で、小学校の体育科や中学校の保健体育科の教科指導の充実のため、指導方法の工夫や改善を図り、教職員の指導力の向上に向け指導・助言します。	教育委員会事務局指導課
薬物乱用防止教室の実施	◆市立中学校において薬物乱用防止教室を実施します。	教育委員会事務局指導課
児童生徒の体力向上につながる取組の紹介	◆児童生徒の体力向上につながる様々な取組を積極的に行うことができるよう、多様な実践例を総合的に紹介します。	教育委員会事務局指導課

(7) 主権者教育

取組	取組内容	担当課
学校訪問における主権者教育に関する指導・助言	◆市立小・中学校を訪問し、学校運営上及び生徒指導、学習指導上の諸課題の解決に向け、適切な指導・助言等の支援を行い、この中で、児童生徒が、良識ある主権者としての意識を高められるよう、社会科の授業において話し合いを通してより良い集団や社会づくりについて考え、判断する授業づくりに努めるよう指導・助言します。	教育委員会事務局指導課
主権者教育の指導事例の配付	◆主権者教育にかかる指導の際の参考となるよう、社会科における主権者教育の指導事例を、市立小・中学校に配付します。	教育委員会事務局指導課
若年者の投票率の向上のための出前講座の実施	◆平成28年7月に行われた参議院議員通常選挙から選挙権年齢が18歳に引き下げられ、新たに選挙権を有するものを含めた若年層の投票率向上が求められていることから、将来の有権者となる小・中学生に政治や選挙に対する関心を高めてもらうことを目的として、市教育委員会や選挙啓発団体と協力して、出前講座における模擬投票を実施します。	選挙管理委員会事務局

目標とする指標

指標とその説明	現状値	参考値	目標値
学習指導への評価 全国学力・学習状況調査等の「先生は、授業やテストで間違えたところや理解していないところについてわかるまで教えてくれていると思いますか。」という質問に対して「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と回答した小学校6年生及び中学校3年生の割合	小：95.9% 中：90.2% (令和5年度)	小：88.6% 中：89.0% (過去2年平均)	小：95.9% 中：90.2% (令和10年度)
ICTを活用した学習状況 全国学力・学習状況調査等の「ICTを活用した学習状況」に関する項目について、「ICT機器を授業でほぼ毎日活用した」と回答した小・中学校の割合	小：88.1% 中：89.5% (令和5年度)	小：86.9% 中：86.9% (過去2年平均)	小：88.1% 中：89.5% (令和10年度)
校内教育支援センターの設置率 校内教育支援センターを設置している小・中学校の割合	小：100.0% 中：100.0% (令和6年度)	—	小：100.0% 中：100.0% (令和10年度)

2 こども・若者の視点に立った居場所づくり

現状と課題

- すべてのこどもが放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後のこどもの遊びと生活の場の整備を進めていくことが求められています。
- 身近なこどもの安心や成長につながる居場所としては、放課後児童会や、児童館・児童室・児童センター、市民センター、都市公園・児童遊園などがあり、また、令和6年7月に供用開始した青森市総合体育館に、ネット遊具や滑り台など大型遊具を常設した空間と、乳幼児が玩具で遊んだり、読書ができる空間にエリア分けされた県内最大級のキッズルームを備えています。
- 本計画策定に当たって実施したアンケート調査（令和5年度実施）によると、行政サービスに期待することとして、乳幼児及び小学生の保護者では、「子どもの活動機会の充実」に関する意見が最も多くなっています。
- 国や地方公共団体、地域、学校・園、家庭、若者、民間団体、民間企業等が連携・協働して、こども・若者のすべてのライフステージにおいて、年齢や発達の程度に応じて、自然体験、職業体験、文化芸術体験など多様な体験・外遊びを含む様々な遊びができるよう、地域資源を生かした遊びや体験の機会や場を意図的・計画的に創出することが求められています。
- 国では、誰一人取り残さず、こども・若者の視点に立った多様な居場所づくりが行われるよう、「子どもの居場所づくりに関する指針」を策定し、市町村に対して、こども・若者の声を聴きながら、子どもの居場所づくりを計画的に推進することを求めています。

施策の方向性

地域ぐるみでこどもを育て、また、こどもの健やかな成長を支援していくため、こども・若者の声を聴きながら、「こども・若者の視点に立った居場所づくり」に取り組みます。

主な取組

取組	取組内容	担当課
子どもの居場所づくり支援	<p>【子どもの居場所づくり・学習応援】</p> <p>◆家庭の経済状況にかかわらず、学ぶ意欲のある子どもが、能力・可能性を伸ばすことができるよう、ひとり親家庭等、生活保護受給世帯及び就学援助受給世帯の中学生を対象に学習支援のほか、日常的な生活支援や仲間と出会い、活動ができる居場所づくりにつながるような支援を行います。</p> <p>【モデル事業の実施（R6）】</p> <p>◆国の事業に呼応して、不登校、発達障がいなど、孤独・孤立を抱えている子ども・若者が、安心・安全な居場所で、様々な学びや多様な体験活動を通じ、社会で生き抜く力が培われる新たな居場所づくりを、NPO 法人と連携してモデル的に行います。</p> <p>【子ども第三の居場所】</p> <p>◆NPO 法人が運営する「子ども第三の居場所」の活動に対し、対象者への事業の周知を行うなどし、その活動に協力します。</p>	福祉部子育て支援課
放課後児童会の運営 (再掲) ※ I -2-1 (1) にも記載	<p>◆保護者が就労等により日中家庭にいない小学校に就学している児童を対象に、家庭の代わりとなる安全で安心な居場所として、学校や福祉館などに開設する放課後児童会において、遊びや生活の場を提供します。</p> <p>◆放課後児童会におけるサービスの向上を図るために、ICT の活用や民間事業者のノウハウを活用した外部委託の検討を行います。</p>	福祉部子育て支援課
児童館等の運営 (再掲) ※ I -2-1 (1) にも記載	◆地域における 18 歳未満の児童の遊びの拠点となる児童館等の管理運営及び各種イベントやクラブ活動を実施します。	福祉部子育て支援課
福祉増進センターの運営 (再掲) ※ I -2-1 (1) にも記載	◆福祉増進センターでは、市民の福祉に対する関心・理解を深めるための機会を提供する場として、ボランティアセンターを活用した継続的なボランティア活動の支援や、福祉関係団体と連携を図りながら福祉情報の収集を行い、市民からの福祉サービスに関する相談に対応するほか、児童遊戯室を活用した子育て支援などを実施します。	福祉部福祉政策課

取組	取組内容	担当課
総合福祉センターの運営（再掲） ※ I-2-1(1) にも記載	◆総合福祉センターは、社会福祉の一層の充実を図るため、「老人福祉センター」「身体障がい者福祉センター」「児童センター」の三つの機能を一体化した複合施設であり、児童センターでは、児童の健全な遊び場の確保と体力の増進を図るためのサービス提供を行います。	福祉部福祉政策課
市民センターや公民館における講座の開催（再掲） ※ I-2-1(1) にも記載	◆ライフスタイルが多様化する現代社会において、子どもたちが生きていく上で必要な能力等を身につけ、生活力を育めるような学習機会を提供する場として、市民センターや公民館で主に小学生を対象とする講座を開催します。	教育委員会事務局中央市民センター 浪岡教育課
学校施設を開放する取組（再掲） ※ I-2-1(1) にも記載	◆地域とともにある学校づくりのため、地域住民が学校施設を気軽に利用できるよう、各学校の協力を得ながら、市立小・中学校において、幼児や小・中学生の遊び場等として学校施設の開放を行います。	教育委員会事務局文化学習活動推進課
青森市総合体育館及び青い森セントラルパーク等の運営（再掲） ※ I-2-1(1) にも記載	◆市民の健康づくりとスポーツ振興、交流人口の拡大及び防災を目的とする拠点として、青森市総合体育館及び青い森セントラルパーク等の運営等を行います。 ◆天候に左右されることなく遊べる場を確保するため、令和6年7月に供用開始した青森市総合体育館に、ネット遊具や滑り台など大型遊具を常設した空間と、乳幼児が玩具で遊んだり、読書ができる空間にエリア分けされた県内最大級のキッズルームを備えています。	経済部地域スポーツ課 都市整備部公園河川課
交流・体験型遊び場の創出の検討（再掲） ※ I-2-1(1) にも記載	◆アンケート結果等を踏まえ、地域資源を生かした新たな子どもの交流・体験型の遊び場の創出について検討します。	福祉部子育て支援課
施策や施設の運営に当たってのこども・若者の意見を聴取する仕組みづくりの検討（再掲） ※ I-1-2(2) にも記載	◆こども・若者に関する施策や施設の運営について、様々な方法で意見を表明し、積極的に参加できるよう、その仕組みづくりについて検討します。	福祉部子育て支援課

目標とする指標

指標とその説明	現状値	参考値	目標値
放課後児童会、児童館、児童室、児童センターの利用を希望する児童の受入率（再掲） ※ I-2-1 にも記載 放課後児童会、児童室、児童センターの利用を希望する児童を受け入れた割合	100.0% (令和5年度)	100.0% (過去5年平均)	100.0% (令和10年度)

3 小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケア 現状と課題

(1) 小児医療体制の充実

- 子どもが病気などをしたときに適切な処置が受けられるよう、日頃の健康状態を把握してくれる「かかりつけ医」を持つことの普及啓発を引き続き図る必要があります。
- 青森市急病センターでは、青森市医師会の協力のもと、夜間に当番制で診療を行う小児科医を配置し、初期小児救急医療体制の充実を図ってきましたが、本市の小児科医が減少傾向にあり、小児科当番医の高齢化も進んでいることから、現在の診療体制を維持することが課題となっています。
- 初期小児救急医療から三次小児救急医療へと適切に連携できる体制の充実を図るとともに、症状に応じた小児救急医療施設を利用していただき、子育て時の不安の軽減と小児救急医療体制を維持するために、引き続き、それぞれの役割や小児救急医療施設の適正利用などについて周知を図っていく必要があります。
- 医療的ケア児への支援については、保健・福祉・医療・教育などの関係機関が連携し取り組む体制を充実させる必要があります。

(2) 心身の健康等についての情報提供やこころのケア

- 近年、様々な心と身体の健康問題が子どもたちに生じています。このことから、命や性に関する健全な意識の涵養と正しい知識の普及を図る必要があります。
- また、思春期の子どもたちに対して、性差など一人ひとりに応じたきめ細かな相談・支援ができるようにすることが重要であり、相談や情報収集を行いやすい環境づくりに取り組む必要があります。
- 望まない妊娠や出産、性感染症、未成年者の喫煙などの思春期保健が課題となっていることから、学校と地域が一体となった健康教育を展開していくことが必要です。
- 思春期の子どもたちの成長を支援するためには、思春期の子どもを持つ親への家庭教育に関する情報提供や学習機会の更なる充実を図る必要があります。
- 子どもたちが、健康や性に関して正しい知識を持ち、健康への意識を高めることができるように、思春期における心と体の変化、性感染症、予期せぬ妊娠、生活習慣病などを学習する思春期健康教室を実施します。

施策の方向性

子どもがいつでも安心して医療サービスが受けられるよう、「(1) 小児医療体制の充実」を図るとともに、様々な心や身体の健康問題に対応するため「(2) 心身の健康等についての情報提供やこころのケア」に取り組みます。

主な取組

(1) 小児医療体制の充実

取組	取組内容	担当課
かかりつけ医制度の普及啓発	◆「かかりつけ医」制度の有効活用を促進するため、広報あおもり等を活用し、啓発・広報活動を行います。	保健部青森市保健所保健予防課
急病センターの運営	◆夜間に診療を行う急病センターを運営し、市民の時間外の救急時における初期救急医療を確保します。	保健部青森市保健所保健予防課
医師の確保対策	◆青森県における深刻な医師不足を解消するため、県内医師の最大供給源である弘前大学医学部との連携を促進し、同大学医学部への本県人材の進学誘導及び県内定着並びに地域医療の確保を図ります。	保健部青森市保健所保健予防課
在宅当番医制の実施	◆休日及び夜間に怪我や病気をしたかたの治療を行うため、青森市医師会員の医療機関を当番制で開院します。	保健部青森市保健所保健予防課
病院郡輪番制の実施	◆急病センター等からの重症患者搬送先である病院群輪番制病院において、休日・夜間における入院等を必要とする重症救急患者の医療を確保します。	保健部青森市保健所保健予防課
休日の歯科医院の開院	◆休日に救急の歯科治療を行うため、青森市歯科医師会員の歯科医院を当番制で開院します。	保健部青森市保健所保健予防課
救急医療に関する情報の提供	◆厚生労働省が運用する医療情報ネットを活用し、救急患者が状態に応じた適切な医療を受けられるよう、夜間・休日に開院している医療機関等の情報を提供します。 ◆保護者が、子どもの急な病気やけが等への応急的な対処方法等に関する助言や情報が得られるよう、青森県が運用する「子ども医療でんわ相談(#8000)」について、市ホームページや広報あおもりへの掲載、公共施設等へのポスター等の掲示、青森市子育て支援アプリ「AOMOTTO」などで周知を図ります。	保健部青森市保健所保健予防課

取組	取組内容	担当課
応急手当の普及啓発	◆応急手当の普及啓発のため、受講者のニーズに応じた救命講習を実施します。	消防本部警防課
AED の設置	◆万が一に備え、自動体外式除細動器（AED）を公共施設に設置します。	総務部管財課
AED の貸出	◆市民が参加するイベント等を開催する団体等に対し、医療従事者または普通救命講習の修了者をイベント等の会場に配置すること及び営利を目的としていないことを要件に、自動体外式除細動器（AED）の貸し出しを行います。	保健部青森市保健所保健予防課
青森圏域医療的ケア児支援体制協議の場の設置（再掲） ※ I-5 (1)、II-1-2 (2) にも記載	◆青森圏域医療的ケア児支援体制協議の場において、医療的ケア児にかかわる行政、関係機関及び関係団体等が協働し、意見交換や課題の把握などを行うことで、医療的ケア児のライフステージを通じた切れ目のない支援体制の構築を図ります。	福祉部障がい者支援課

(2) 心身の健康等についての情報提供やこころのケア

取組	取組内容	担当課
学校における薬物乱用防止教室等の出前講座の実施	◆学校保健委員会や外部講師による出前講座などで、薬物乱用防止教室や思春期健康教室等に積極的に取り組みます。	教育委員会事務局指導課
学校訪問における体育科の授業に関する指導・助言（再掲） ※ II-2-1 (6) にも記載	◆市立小・中学校を訪問し、学校運営上及び生徒指導、学習指導上の諸課題の解決に向け、適切な指導・助言等の支援を行い、この中で、小学校の体育科や中学校の保健体育科の教科指導の充実のため、指導方法の工夫や改善を図り、教職員の指導力の向上に向け指導・助言します。	教育委員会事務局指導課
家庭教育学級等における思春期をテーマとした講座の開催	◆思春期のこどもを持つ親が、思春期特有の問題を抱えたこどもたちと正しく向き合うことができるよう、市立小・中学校で実施している家庭教育学級や市民センターで実施している子育て講座において、思春期をテーマとした講座を実施します。	教育委員会事務局文化学習活動推進課
健康や妊娠・出産に関する正しい知識の啓発（再掲） ※ I-2-1 (3)、I-3 (1)、I-7-2 (1)、II-1-1 (1) にも記載	◆こどもたちが、健康や妊娠・出産に関する正しい知識や、健康への意識を高めることができるよう、思春期における心と体の変化、性感染症、生活習慣病予防などを学習する機会を提供します。	保健部青森市保健所あおもり親子はぐくみプラザ

目標とする指標

指標とその説明	現状値	参考値	目標値
青森市急病センターにおける小児科医の配置日数 青森市急病センターに小児科医を配置した年間日数	366 日 (令和 5 年度)	365 日 (過去 5 年平均)	314 日 (令和 10 年度)
思春期健康教室の実施回数 (再掲) ※ I-3 にも記載 思春期における心と体の変化、性感染症、生活習慣病予防などを学習する思春期健康教室の実施回数	33 回 (令和 5 年度)	31 回 (過去 5 年平均)	34 回 (令和 10 年度)

II-3**青年期****II - 3 に関する SDGs の開発目標****1 高等教育の修学支援****現状と課題**

○若者が、家庭の経済状況にかかわらず、大学等の高等教育機関に進学するチャンスを確保できるよう、高等教育段階の修学支援を着実に実施する必要があります。

施策の方向性

若者が、家庭環境に左右されず、若者の学習機会が保障されるよう、「高等教育の修学支援」に取り組みます。

主な取組

取組	取組内容	担当課
奨学資金の貸付 (再掲) ※ I -4 (1)、(4)、III -1 (1) にも記載	◆本市に在住する者の子で、高校・大学等に在学している者の経済的負担の軽減と修学機会の確保のため奨学金を無利子で貸与します。	教育委員会事務局学務課
母子・父子・寡婦福祉資金の貸付（再掲） ※ I -4 (4)、III -4 にも記載	◆ひとり親家庭等の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、その扶養している児童の福祉を増進するため、各種資金の貸付を行います。	福祉部子育て支援課

目標とする指標

指標とその説明	現状値	参考値	目標値
母子父子寡婦福祉資金修学資金の貸付を認められた者の割合 (再掲) ※ I - 4 にも記載 母子父子寡婦福祉資金修学資金貸与基準を満たす希望者の中、資金貸与を認められた者の割合	母子 : 100.0% 父子 : 100.0% 寡婦 : ----- (令和 5 年度)	母子 : 100.0% 父子 : 100.0% 寡婦 : ----- (過去 5 年平均)	母子 : 100.0% 父子 : 100.0% 寡婦 : 100.0% (令和 10 年度)

参考指標とその説明	現状値	参考値
母子父子寡婦福祉資金修学資金の貸付を認められた者の人数 母子父子寡婦福祉資金修学資金貸与基準を満たす希望者の中、資金貸与を認められた者の実人数	母子 : 19 人 父子 : 2 人 寡婦 : --- (令和 5 年度)	母子 : 33 人 父子 : 5 人 寡婦 : --- (過去 5 年平均)

2 ニートやひきこもりなどの悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実

現状と課題

- 全国的に、核家族化や地域のつながりの希薄化などに伴うこども・若者の孤独・孤立の問題が顕在化してきており、ひきこもり状態にあるこども・若者が相当数存在しています。
- 青森県においても、「子ども・若者総合案内」を設置し、相談窓口と専門機関を案内しています。
- 本市においては、不安や悩みを抱えている人や家族に対する相談窓口として、「こころの相談窓口」を設置し、専門職が相談に応じています。
- また、日常生活や社会生活を営む上で困難を有するこども・若者を支援するため「青森市子ども・若者支援地域協議会」を設置し、ひきこもり等の問題を抱えるこども・若者やその家族をサポートするための相談会や家族交流会等を実施しています。

施策の方向性

ニートやひきこもりをはじめとする困難な状況に置かれた若者やその家族が気軽に相談できる場や人とのつながりを持てる場を提供するなど、関係機関と連携しながら、「ニートやひきこもりなどの悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実」に取り組みます。

主な取組

取組	取組内容	担当課
子ども・若者支援地域協議会の設置 (再掲) ※ II-2-1 (5) に記載	◆ひきこもり等の問題を抱えるかたやそのご家族、支援者等を対象に、相談者の精神的な負担軽減と問題解決の糸口を探ることを目的として、相談会や家族交流会等を実施します。	福祉部障がい者支援課
こころの相談窓口の設置	◆専門職を配置した「こころの相談窓口」で、不安や悩みを抱えている人や家族に対する相談に応じています。	保健部青森市保健所保健予防課

目標とする指標

指標とその説明	現状値	参考値	目標値
こども・若者支援に係る相談会や家族交流会等の実施回数 ニートやひきこもりなどの悩みや不安を抱えるこども・若者やその家族を対象とした相談会や家族交流会等の実施回数	6回 (令和5年度)	5回 (過去5年平均)	9回 (令和10年度)
「こころの相談窓口」の開設箇所数（再掲） ※ I -7-1 にも記載 こころの病気や悩み・不安について保健師等が相談に応じる「こころの相談窓口」の開設箇所数	1箇所 (令和6年度)	1箇所 (過去5年平均)	1箇所 (令和10年度)

参考指標とその説明	現状値	参考値
こども・若者支援に係る相談会や家族交流会等の参加者数 ニートやひきこもりなどの悩みや不安を抱えるこども・若者やその家族を対象とした相談会や家族交流会等の延べ参加者数	48人 (令和5年度)	35人 (過去5年平均)
「こころの相談窓口」への相談件数（再掲） ※ I -7-1 にも記載 こころの病気や悩み・不安について保健師等が相談に応じる「こころの相談窓口」への相談延べ件数	1,537件 (令和5年度)	910件 (過去5年平均)

III 子育て当事者への支援

「1 子育て世帯への経済的支援」、「2 地域子育て支援、家庭教育支援」、「3 共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大」、「4 ひとり親家庭への支援」など、子育て当事者が、健康で、自己肯定感とゆとりを持って、こどもに向き合えるように支援します。

III-1 子育て世帯への経済的支援

III-1 に関連する SDGs の開発目標



現状と課題

- 子育ての経済的負担を軽減するため、家庭などにおける生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担うこどもの健やかな成長に資することを目的として、児童手当を支給しているほか、認定こども園・幼稚園・保育所（園）などの保育料の負担軽減を実施しています。
- 保育料については、令和元年 10 月から、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図る少子化対策の観点や、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の機会を保障する観点から、3 歳から 5 歳までのすべてのこどもと 0 歳から 2 歳までの住民税非課税世帯のこどもの、認定こども園・幼稚園・保育所（園）などの保育料を無償化してきましたが、これに加え、令和 6 年度においては、2 歳児クラス以上の保育料を全額公費負担とし、更なる子育ての負担軽減に取り組んでいます。
- 国では、経済状況などによる進学機会や学力などの差がその後の就労・賃金などの格差にもつながるといった、いわゆる「こどもの貧困」にかかる指摘がある中、本市では、公平な教育機会の確保を図るため、教育費負担の軽減や経済的・地理的に課題を抱えているこどもに対する支援を掲げています。

- 本市の世帯収入は、依然として全国に比べ低く、また、これらの経済的に課題を抱えているこどもたちに対し、公平な教育機会を確保するための就学援助など、引き続き、必要な支援を行っていく必要があります。
- 児童手当については、令和 5 年 12 月 22 日に閣議決定された「こども未来戦略」に基づき、令和 6 年 10 月分から、高校生の年代まで支給期間を延長とともに、所得制限を撤廃し、多子加算の増額などの拡充を行うこととなりました。
- 子どもの医療費助成については、未就学児の入院・通院及び小学生の入院時の医療費自己負担分の助成に加え、平成 27 年 8 月から、小学生の通院及び中学生の通院・入院にかかる医療費をも助成の対象とし、保護者の経済的負担の軽減を図ってきましたが、これに加え、令和 6 年度においては、高校生の年代まで対象年齢を拡大するとともに、所得制限を撤廃し、更なる子育ての負担軽減に取り組んでいます。

施策の方向性

幼児教育・保育にかかる費用の独自軽減や、学校給食費の全額公費負担の実施など、「子育て世帯への経済的支援」の充実に取り組みます。

主な取組

取組	取組内容	担当課
保育料最高限度額の独自軽減	◆子育ての経済的負担を軽減するため、保育料の最高限度額を国の 10 万 4 千円から 5 万円に設定するなど、保育所等の保育料を市が独自に軽減します。	福祉部子育て支援課
保育料の公費負担	◆子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、3 歳から 5 歳児クラスまでのすべてのこどもと 0 歳から 2 歳児クラスまでの住民税非課税世帯の子どもの認定こども園・幼稚園・保育所（園）などの保育料を無償とします。 ◆令和 6 年度においては、10 月から、県学校給食費無償化等子育て支援市町村交付金を活用し、2 歳児クラスの保育料全額公費負担を実施しています。	福祉部子育て支援課

取組	取組内容	担当課
障害児通所支援の公費負担	<p>◆子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、3歳から5歳児クラスまでのすべての子どもと0歳から2歳児クラスまでの住民税非課税世帯の子どもの障害児通所支援の利用者負担額を無償とします。</p> <p>◆令和6年度においては、10月から、県学校給食費無償化等子育て支援市町村交付金を活用し、2歳児クラスの障害児通所支援利用者負担額全額公費負担を実施しています。</p>	福祉部障がい者支援課
実費徴収額の補足給付（再掲） ※ I-4(4)にも記載	◆子育ての経済的負担を軽減するため、低所得で生活が困難である保護者の子どもが、特定教育・保育施設等を利用した場合において、日用品や文房具等の購入に要する費用等の一部を支援します。	福祉部子育て支援課
就学援助の実施（再掲） ※ I-4(1)、(4)にも記載	◆経済的理由により就学ができない児童生徒が出ないよう、要保護に準ずる程度の経済的困窮にあると認められる児童生徒の保護者に対して、学用品費や通学用品費など就学に必要な経費の一部を援助します。	教育委員会事務局学務課
スクールバス等の運営	◆遠距離通学をしている児童生徒が通学に利用できる路線バス等がない場合などに、安全な通学手段を確保するとともに、通学にかかる負担を軽減するため、スクールバス等を運行します。	教育委員会事務局学務課
学校給食費の全額公費負担	<p>◆令和4年10月1日から実施した市立小・中学校の児童生徒に提供する学校給食の全額公費負担を継続し、子育て支援の充実を図ります。</p> <p>◆要保護に準ずる程度の経済的困窮にあると認められる児童生徒の保護者に対しても学校給食費を支給します。</p>	教育委員会事務局学校給食課
東日本大震災の被災者への学校給食費の全額公費負担	◆東日本大震災により、県外から本市へ避難し、小・中学校に就学した被災者のうち、経済的理由により就学困難と認められる児童生徒の保護者に対して給食費の援助を行います。	教育委員会事務局学校給食課
奨学資金の貸付（再掲） ※ I-4(1)、(4)、II-3-1にも記載	◆本市に在住する者の子で、高校・大学等に在学している者の経済的負担の軽減と修学機会の確保のため奨学金を無利子で貸与します。	教育委員会事務局学務課
社会科副読本の支給	◆保護者の経済的負担の軽減を図るため、市立小学校3・4・6年生及び市立中学校で使用する社会科副読本を無償で支給します。	教育委員会事務局学務課

取組	取組内容	担当課
特別支援学級等の児童生徒への就学援助の実施（再掲） ※ I-4(1) にも記載	◆特別支援学級等に就学する児童生徒の保護者等に対し、就学に必要な経費の一部を支給します。	教育委員会事務局学務課
児童手当の支給	◆家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資するため、児童を養育するかたを対象に児童手当を支給します。 ◆また、令和6年10月分の児童手当から、高校生の年代まで支給期間を延長するとともに、所得制限を撤廃し、第3子以降の児童にかかる多子加算を増額します。	福祉部子育て支援課
子どもの医療費の助成	◆こどもを持つ保護者が経済的に安心してこどもを医療機関等に受診させることができるよう、こどもにかかる医療費の助成を行います。 ◆令和6年度においては、10月から、県学校給食費無償化等子育て支援市町村交付金を活用し、高校生の年代まで対象年齢を拡大するとともに、所得制限を撤廃しています。	税務部国保医療年金課

目標とする指標

指標とその説明	現状値	参考値	目標値
保育料の市独自軽減制度	継続	継続	継続
保育料の市独自軽減制度の継続	(令和6年度)	(過去5年)	(令和10年度)

III-2**地域子育て支援、家庭教育支援****III-2 に関連する SDGs の開発目標****現状と課題****(1) 地域における子育て支援**

- 少子高齢化の進展や核家族化、地域における連帯感の希薄化、女性の社会進出の増加など、こどもやその保護者を取り巻く社会情勢の変化に伴い、子育て家庭が子育ての不安を抱え、地域で孤立することがないよう、子育てを地域で支え、こどもを安心して産み育てられる環境をつくるとともに、子育てに関する相談支援体制の充実が求められています。
- 地域の福祉課題が複雑化・複合化する中、属性や世代を問わずに包括的に相談を受け止める体制整備や、複雑化・複合化した課題について適切に連携して対応する必要があります。
- あおもり親子はぐくみプラザや市内 6 か所に設置している地域子育て支援センター、つどいの広場「さんぽば」において、子育て親子の交流の場の提供、子育てに関する相談、地域の子育て関連情報の提供、子育てに関する講座の実施などにより、地域の子育て支援に努めています。
- 妊娠・出産・子育てに関する各種相談窓口や、保健・医療・福祉等のサービスなどについて、子育て情報誌「Let's げんき！」、広報あおもり、市ホームページ、青森市子育て支援アプリ「AOMOTTO」などで幅広く情報提供しています。

(2) 家庭教育支援

- いじめ、暴力行為、不登校などといった学校における様々な課題や教職員の多忙化などにより、学校の教職員だけでは義務教育段階におけるすべての課題を解決することは難しくなってきている状況にあり、家庭や地域と連携した対応が必要となっています。

○このことから、学校・家庭・地域における連携の下、良質できめ細かな学校教育を行うため、保護者や地域住民の力を学校運営に生かす仕組みや地域住民の参画によりこどもたちの学びを支援する体制づくりを進めるとともに、家庭における親子の育ちを支援する家庭教育支援の取組が求められています。

施策の方向性

地域の中で子育て家庭が支えられるよう、「(1) 地域における子育て支援」に取り組むほか、保護者が家庭においてこどもの基本的な生活習慣や自立心等を育む「(2) 家庭教育支援」に取り組みます。

主な取組

(1) 地域における子育て支援

取組	取組内容	担当課
青森市子育て応援隊の育成及び活動支援（再掲） ※ II-1-2 (3) にも記載	◆地域で子育て支援活動を行う「青森市子育て応援隊」の育成や地域において親子交流の場を提供するなど、地域の子育て支援を行います。	保健部青森市保健所あおもり親子はぐくみプラザ
地域支え合い活動の推進（再掲） ※ II-1-2 (3) にも記載	◆地域の「困りごと」の相談先の情報共有や災害時の防災体制について各地域で情報共有を図るとともに、地域の課題に対し、地域包括支援センターや町会、民生委員児童委員協議会など多くの団体の参加により、地域住民を地域ぐるみで支える体制づくりに努めます。	福祉部福祉政策課 高齢者支援課
地域子育て支援拠点の運営（再掲） ※ I-6-1 (1)、II-1-2 (3) にも記載	◆子育て中の保護者の孤立予防や育児不安を軽減するため、地域子育て支援拠点において、親子交流の場の提供や子育てに関する相談、情報提供、子育て講座などを実施し、地域の子育て支援を行います。	保健部青森市保健所あおもり親子はぐくみプラザ
一時預かりの実施（再掲） ※ I-4 (3)、II-1-2 (1) にも記載	◆乳幼児が家庭において保育を受けることが一時的に困難となった場合、若しくは子育てにかかる保護者の負担軽減のため、保育所等において乳幼児を一時的に預かり必要な保護を行います。	福祉部子育て支援課

取組	取組内容	担当課
病児一時保育の実施 (再掲) ※ I-4 (3)、II-1-2 (1) にも記載	◆保護者が就労している等の理由により、児童が病気の際に自宅での保育が困難な場合において一時的に保育する病児一時保育所の運営を委託により、市内4か所で実施します。	福祉部子育て支援課
ファミリー・サポート・センターの運営 (再掲) ※ I-4- (3)、II-1-2 (1) にも記載	◆地域における子育て支援の環境づくりの促進を図るため、育児に関する援助を受けたい人と援助を行いたい人を組織化し、会員同士が相互援助活動を行うことにより、保護者の子育てと就労の両方を支援します。	福祉部子育て支援課
子育てワンストップサービスの実施 (再掲) ※ II-1-2 (3) にも記載	◆保護者が子育て支援サービスに関する情報を必要な時に気軽に入手できるよう、国が運営するオンラインサービス「マイナポータル」のぴったりサービスから、マイナンバーカードを使って自宅のパソコンなどで子育てに関する行政手続の一部を電子申請できる「子育てワンストップサービス」を実施します。	福祉部子育て支援課
利用者支援の実施 (再掲) ※ I-5 (1)、II-1-2 (3) にも記載	◆子育て家庭からの相談に応じ、教育・保育施設等の地域の子育て支援事業等の情報提供を行うとともに、必要に応じて関係機関との連絡調整等を行います。	保健部青森市保健所あおもり親子はぐくみプラザ

(2) 家庭教育支援

取組	取組内容	担当課
家庭教育学級等の開催 (再掲) ※ I-5 (1) にも記載	◆家庭及び地域の教育力の向上のため、保護者等と教職員がともに学ぶ機会の提供や、「青森市子育てサポートセンター」を設置し、学習機会の提供や相談対応、情報提供を行うほか、発達に心配のある子どもの保護者等を対象とした「うとう家庭教育学級」を開催し、学習機会を提供します。	教育委員会事務局文化学習活動推進課
生涯学習に関する情報の提供	◆家庭における望ましい食習慣の形成を促すため、食に関連する講座・イベントなどを含む生涯学習情報を容易に入手できるよう、市ホームページに記事を掲載します。	教育委員会事務局文化学習活動推進課
カダールやアコールにおける講座等の実施	◆青森市男女共同参画プラザ「カダール」及び青森市働く女性の家「アコール」において、親子で参加できる講座等を実施するとともに、親子同士の交流や情報交換などの機会を提供します。	市民部人権男女共同参画課

目標とする指標

指標とその説明	現状値	参考値	目標値
地域子育て支援拠点の利用者数 (再掲) ※ II-1-2 にも記載 市内 8 か所（あおもり親子はぐくみプラザ、つどいの広場「さんぽば」、市内 6 か所の地域子育て支援センター）の地域子育て支援拠点の延べ利用者数	45,145 人 (令和 5 年度)	35,539 人 (過去 5 年平均)	39,802 人 (令和 10 年度)
家庭教育学級等の開催回数 家庭及び地域の教育力向上のための「家庭教育学級」等の開催回数	161 回 (令和 5 年度)	175 回 (過去 5 年平均)	168 回 (令和 10 年度)

参考指標とその説明	現状値	参考値
家庭教育学級等の参加者数 家庭及び地域の教育力向上のための「家庭教育学級」等の延べ参加者数	4,926 人 (令和 5 年度)	6,315 人 (過去 5 年平均)

III-3

共働き・共育での推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大

III-3 に関連する SDGs の開発目標



現状と課題

- 経済・産業構造の変化や就業構造の変化に伴い、労働者の意識も多様化している中で、年齢、性別を問わず、誰もが安心して働くことのできる労働環境の整備が求められています。
- 企業などに対し、妊娠や出産、育児に際して、女性が仕事を続けていけるような支援や理解を深めるための一層の啓発が必要です。
- 出産や育児を理由に離職した女性の再就職支援を促進していく必要があります。
- 「次世代育成支援対策推進法」では、すべての企業などに対して、労働者の「仕事」と「家庭生活」との両立を支援するための育児休業や短時間勤務に関する取組、所定外労働の削減や年次有給休暇の取得に関する取組などの内容を盛り込んだ「一般事業主行動計画」の策定を求めており、特に 101 人以上の労働者を雇用する企業などについては、この計画の策定が義務付けられています。
- ワーク・ライフ・バランスを実現し、男女がともに希望に応じて働き続けられるようにするためには、多様な働き方に対応した子育てや介護の支援を行う必要があるほか、家庭において、家事・育児・介護などの責任を男女が協力し合って担うことも重要であり、少子高齢化、核家族化など社会環境の変化に伴って、その重要性がさらに増していることから、男性の家事・育児・介護などへの参画を促進する必要があります。
- 本計画策定に当たって実施したアンケート調査（令和 5 年度実施）によると、「仕事と子育ての両立について、調和がとれていると思うか」について「そう思わない」と回答した人の割合は、乳幼児の保護者では 56.3%、小学生の保護者では 44.8% となっています。

○ワーク・ライフ・バランスの実現には職場の理解が不可欠であることから、企業や各種団体などへの情報提供などを通じ、ワーク・ライフ・バランスの普及に向けた働きかけを行う必要があります。

施策の方向性

夫婦が相互に協力しながら子育てし、それを職場で応援し、地域社会全体で支援するため、「共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大」に取り組みます。

主な取組

取組	取組内容	担当課
労働者の福祉の増進	◆市内企業における労働者が、心身共に健康で働き続けられるよう、労働者の余暇活動や健康増進に向けた環境づくりを推進する青森市勤労者互助会の活動を支援します。	経済部経済政策課
労働環境に関する情報提供や相談・支援制度等の周知	◆国・県や関係機関と連携し、「広報あおもり」や市ホームページを通じて、労働環境に関する情報提供や相談・支援制度等について周知します。	経済部経済政策課
仕事と家庭の両立支援	◆男女がともに希望に応じて多様な働き方を選択することができる就業環境の整備の促進に向けた支援を行います。	市民部人権男女共同参画課
男性の家事・育児等への参画促進	◆男女共同参画情報紙を活用し、男性の家事・育児等への参画や、固定的性別役割分担意識・無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消等について情報発信するほか、青森市男女共同参画プラザ「カダール」及び青森市働く女性の家「アコール」において、男性を対象とした講座等を実施し、男性の家事・育児等への参画促進を図ります。	市民部人権男女共同参画課
家庭教育学級等における男女共同参画についての意識啓発（再掲） ※ I-2-4 (1) にも記載	◆市立小・中学校の家庭教育学級担当者とPTA関係者を集めた家庭教育学級説明会を開催し、男女共同参画に関する出前講座に関する資料を配付し、こどものみならず、保護者などに対しても男女共同参画についての意識啓発を行うほか、保護者のみならず地域住民など、広く家庭教育等に関する学習機会や情報を提供します。	教育委員会事務局文化学習活動推進課

目標とする指標

指標とその説明	現状値	参考値	目標値
男女共同参画に関する講座等の満足度 青森市男女共同参画プラザ（カダール）及び青森市働く女性の家（アコール）における男女共同参画に関する講座等の内容に満足している参加者の割合（講座等アンケート）	85.1% (令和5年度)	—	90.0% (令和10年度)
男女共同参画に関する講座等への男性参加者の割合 青森市男女共同参画プラザ（カダール）及び青森市働く女性の家（アコール）における男女共同参画に関する講座等の参加者のうち男性の割合	22.5% (令和5年度)	20.7% (過去5年平均)	28.7% (令和10年度)

参考指標とその説明	現状値	参考値
男女共同参画に関する講座等への参加者数 青森市男女共同参画プラザ（カダール）及び青森市働く女性の家（アコール）における男女共同参画に関する講座等の延べ参加者数	12,419人 (令和5年度)	8,459人 (過去5年平均)

III-4**ひとり親家庭への支援****III-4 に関する SDGs の開発目標****現状と課題**

- 子育てと生計の担い手という二重の役割を1人で担っているひとり親家庭では、収入、子どもの養育などで様々な困難に直面しており、その自立に向け、「子育て・生活支援」、「就業支援」、「養育費確保支援」、「経済的支援」を総合的に展開していく必要があります。
- 本市では、ひとり親家庭等の自立のため、総合的な就業支援のための「青森市ひとり親家庭等就業・自立支援センター」を設置し、就業相談を実施するとともに、「ひとり親家庭等日常生活支援事業」や「母子父子寡婦福祉資金の貸付」などの事業を展開しています。
- 母子家庭の自立を促進するため、母子生活支援施設「すみれ寮」において、母の生活の支援及び子の養育等の支援を行っています。
- 国では、令和5年12月22日に閣議決定された「こども未来戦略」に基づき、令和6年11月分から、ひとり親家庭等に対し生活の安定と自立の促進を目的として支給する児童扶養手当について、所得制限限度額の引上げや第3子以降の児童にかかる加算額の引上げなどの拡充を行うこととしています。

施策の方向性

ひとり親家庭等の自立を促進し、ひとり親家庭等が地域の中で安定的な生活を送ることができるよう、「ひとり親家庭への支援」に取り組みます。

主な取組

取組	取組内容	担当課
ひとり親家庭等の自立に向けた支援	◆ひとり親家庭等のかたが抱えている様々な課題の解消を図るために、ひとり親家庭等就業・自立支援センターに母子・父子自立支援員を配置し、自立に必要な情報提供や生活全般の相談に応じるとともに、求職活動に関する支援を行います。	福祉部子育て支援課

取組	取組内容	担当課
ひとり親家庭等の日常生活への支援	◆ひとり親家庭等の生活の安定を図るため、ひとり親家庭等のかたが修学や疾病等により一時的に日常生活に支障をきたす場合に、生活援助や保育サービスなどを行う家庭生活支援員を派遣します。	福祉部子育て支援課
ひとり親家庭等の就業自立支援（再掲） ※ I-4(3)にも記載	◆母子家庭、父子家庭及び寡婦などのひとり親家庭等が収入や子どもの養育に関する様々な課題を抱える中で、正規雇用や所得向上などにつながる講習会を実施するなど、関係機関等と連携し、ひとり親家庭等の経済的な自立による生活の安定を図ります。	福祉部子育て支援課
母子・父子・寡婦福祉資金の貸付（再掲） ※ I-4(4)、II-3-1にも記載	◆ひとり親家庭等の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、その扶養している児童の福祉を増進するため、各種資金の貸付を行います。	福祉部子育て支援課
児童扶養手当の支給（再掲） ※ I-4(4)にも記載	◆父または母と生計を同じくしていない児童が育成されるひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図るために児童扶養手当を支給します。 ◆また、令和6年11月分の児童扶養手当から、所得制限限度額の引上げや第3子以降の児童にかかる加算額を引上げます。	福祉部子育て支援課
ひとり親家庭等の医療費の助成	◆ひとり親家庭等は経済的な自立が困難なケースが多いことから、経済的に安心して医療機関等を受診できるよう、ひとり親家庭等の父・母及び児童にかかる医療費の助成を行います。	税務部国保医療年金課
子どもの居場所づくり・学習応援（再掲） ※ I-4(1)にも記載	◆家庭の経済状況にかかわらず、学ぶ意欲のある子どもが、能力・可能性を伸ばすことができるよう、ひとり親家庭等、生活保護受給世帯及び就学援助受給世帯の中学生を対象に学習支援のほか、日常的な生活支援や仲間と出会い、活動ができる居場所づくりにつながるような支援を行います。	福祉部子育て支援課
すみれ寮の運営（再掲） ※ I-4(2)にも記載	◆配偶者のいない女性、またはこれに準じる事情がある女性からの相談を通じて、相談者の課題を正しく理解し、その者の監護すべき子どもとともに相談者を母子生活支援施設「青森市立すみれ寮」に入所させて保護し、母子の自立の促進に向けた生活支援につなげます。	福祉部子育て支援課

目標とする指標

指標とその説明	現状値	参考値	目標値
ひとり親家庭等就業・自立支援センターへの相談件数	1,724 件 (令和 5 年度)	1,844 件 (過去 5 年平均)	1,844 件 (令和 10 年度)
ひとり親家庭等就業・自立支援センターへの相談延べ件数			

参考指標	現状値	参考値
ひとり親世帯の子どもの就園率 (再掲) ※ I-4 にも記載	母子 : 93.2% 父子 : 100.0% (令和 6 年度)	母子 : 79.7% 父子 : 82.4% (過去 2 年平均)
母子父子寡婦福祉資金修学資金の貸付を認められた者の割合 (再掲) ※ I-4、II-3-1 にも記載	母子 : 100.0% 父子 : 100.0% 寡婦 : ----- (令和 5 年度)	母子 : 100.0% 父子 : 100.0% 寡婦 : ----- (過去 5 年平均)
ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業周知度 (再掲) ※ I-4 にも記載	母子 : 82.2% 父子 : 67.5% (令和 6 年度)	母子 : 80.7% 父子 : 70.5% (過去 2 年平均)
ひとり親世帯の親の就業率 (再掲) ※ I-4 にも記載	母子 : 90.6% 父子 : 85.7% (令和 6 年度)	母子 : 89.9% 父子 : 89.1% (過去 2 年平均)
ひとり親世帯のうち正社員の割合 (再掲) ※ I-4 にも記載	母子 : 48.6% 父子 : 54.8% (令和 6 年度)	母子 : 47.7% 父子 : 65.5% (過去 2 年平均)
母子父子寡婦福祉資金周知度 (再掲) ※ I-4 にも記載	母子 : 70.7% 父子 : 60.0% (令和 6 年度)	母子 : 66.7% 父子 : 78.6% (過去 2 年平均)

資料編

1 青森市子どもの権利条例

平成24年12月25日制定
平成24年青森市条例第73号

青森市は豊かな青い森に抱かれたまちです。森では、木々、草花、鳥や虫など数え切れない生きとし生けるものが生まれ、育まれています。これらが互いに深く結びつき、共に支え合う森は、新たなのちのゆりかごであり続けます。

私たちは、この青森市が、生きる力みなぎる子どもが育つ大きなゆりかごであって欲しいと願っています。

そこでは、子どもと大人が育ち合い、学び合う関係が大切にされなければなりません。そのことによって、子どもは、他者を尊重しながら共に支え合い、青森市の文化や伝統を受け継ぎ、未来を切り開いていくことができるのです。

日本は、世界の国々と児童の権利に関する条約を結び、子どもだからこそ認められるべき権利を保障し、自分らしく生きることを大切にすると約束しています。

市は、この条約に基づき「子どもに關係のあることを行うときには、子どもにとって今もっとも良いことは何かを第一に考える」という「子どもの最善の利益」（同条約第3条）を基本理念として、子どもが健やかに育つための環境づくりを進めてきました。

市が設置した青森市こども委員会の子どもたちは、子どもの権利について学ぶ中で、「人はそれぞれ個性をもち、誰もが大切な存在として同じところ、違うところを認め合うことが大事である」、「大人は、子どもの意見に最後まで耳を傾けてほしい」、「ちょっとしたことでも、『あなたには、こういう良いところがある。』と言ってほしい」と宣言しています（平成23年3月子ども宣言文）。

私たちは、子どもが他者と共に生き支え合う市民として成長する青い森のまちづくりをめざし、子どもの権利を保障することを表明し、この条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、子どもが愛情をもって育まれ、毎日をのびのびと生き、自分らしく豊かに成長し、発達していくことができるよう、子どもにとって大切な権利の保障を図ることを目的とします。

（定義）

第2条 この条例で、次に掲げる用語の意味は、それぞれ次に定めるとおりとします。

（1） 子ども 18歳未満の人その他これと等しく権利を認めることが適当であると規則に定める人をいいます。

- (2) 大人 過去に子どもであった全ての人をいいます。
- (3) 保護者 親や親に代わり子どもを養育する人をいいます。
- (4) 育ち学ぶ施設 保育所、学校、児童養護施設その他子どもが育ち、学ぶことを目的として通園し、通学し、入所し、利用する施設をいいます。

(基本的な考え方)

第3条 子どもの権利の保障は、次の基本的な考え方へ従って進められなければなりません。

- (1) 子どもの最善の利益を優先して考えること。
- (2) 子ども一人一人が権利の主体として尊重されること。
- (3) 子どもの成長と発達に配慮した支援が行われること。

(大人の責務)

第4条 保護者は、子育ての第一の責任者として、子どもの権利を尊重しなければなりません。

- 2 育ち学ぶ施設の関係者は、子どもが自分らしく成長し、発達していくために育ち学ぶ施設が大切な役割を持つことを認識し、子どもの権利を尊重しなければなりません。
- 3 地域住民は、地域が子どもの成長と発達にとって重要な場であることを認識し、子どもの権利を尊重しなければなりません。
- 4 第1項の保護者、第2項の育ち学ぶ施設の関係者、第3項の地域住民のほか、大人は子どもの権利を尊重しなければなりません。

第2章 子どもにとって大切な権利

(子どもにとって大切な権利の保障と互いの権利の尊重)

第5条 子どもには、成長し、発達していくために、この章に定める大切な権利が保障されなければなりません。

- 2 子どもは、自分の権利が尊重されるのと同じように、他人の権利を尊重しなければなりません。

(安心して生きる権利)

第6条 子どもには、安心して生きるために、次のことが保障されなければなりません。

- (1) 命が守られ、平和で安全な環境のもとで暮らすこと。
- (2) 愛情をもって育まれること。
- (3) 食事、医療、休息が保障され、健康的な生活を送ること。
- (4) いじめ、虐待、体罰その他身体的、精神的暴力と有害な環境から守られること。
- (5) 性別、国籍、障害などを理由に、いかなる差別も受けないこと。
- (6) 困っているときや不安に思っているときには、相談し、支援を受けることができること。

(自分らしく生きる権利)

第7条 子どもには、自分らしく生きるために、次のことが保障されなければなりません。

- (1) 自分の個性や他人との違いを認められ、一人の人間として尊重されること。

- (2) 自分自身の夢や希望を持ち、可能性に挑戦すること。
- (3) プライバシーや自らの名誉が守られること。
- (4) 自分が思ったことや感じたことを表現すること。
- (5) 自分にとって必要な情報や知識を得ること。
- (6) 自分にとって大事なことを年齢や成長に応じて、適切な助言や支援を受け、自分で決めること。
- (7) 安心して過ごすことができる時間や居場所を持つこと。

(豊かで健やかに育つ権利)

第8条 子どもには、豊かで健やかに育つために、次のことが保障されなければなりません。

- (1) 遊ぶこと。
- (2) 学ぶこと。
- (3) 芸術やスポーツに触れ親しむこと。
- (4) 青森の文化、歴史、伝統、自然に触れ親しむこと。
- (5) まちがいや失敗をしたとしても、適切な助言や支援を受けることができること。

(意見を表明し参加する権利)

第9条 子どもには、他人の意見を尊重しつつ、自分の意見を表明し、社会に参加するために、次のことが保障されなければなりません。

- (1) 家庭、育ち学ぶ施設、地域などで、自分の意見を表明すること。
- (2) 自分にとって重要な決定が行われる場合は、自分の意見を主張できること。
- (3) 自分の表明した意見に対し、適切に配慮されること。
- (4) 仲間をつくり、集まり、活動すること。

第3章 子どもにとって大切な権利の保障に関する市の責務と取組

(子どもの権利の普及啓発と学習支援)

第10条 市は、子どもの権利の普及を図るため、子どもと大人が共にこの条例と子どもの権利について適切に学び、理解するための機会を提供するものとします。

2 市は、毎年11月20日を「青森市子どもの権利の日」とし、この日にふさわしい活動を行うものとします。

(子どもの育ちへの支援)

第11条 市は、子どもの豊かな育ちを支援するため、次のことに取り組むよう努めなければなりません。

- (1) 子どもに健全で多様な生活体験や交流の場と機会を提供すること。
- (2) 子どもが安心して過ごすことができる居場所づくりを進めるとともに、子どもが相談できる場と意見表明し社会に参加する機会を提供すること。

(保護者への支援)

- 第12条 市は、保護者が安心して子育てができるよう支援に努めなければなりません。
- 2 市は、特別に支援が必要な保護者に対しては、それに応じた支援に努めなければなりません。

(子どもの命と安全を守る取組)

- 第13条 市は、いじめ、虐待、体罰その他身体的、精神的暴力の防止と早期発見に努めるとともに、それら子どもの権利の侵害からの救済に必要な取組を実施するものとします。
- 2 市は、子どもが薬物、犯罪などの被害を受けないように、必要な取組を実施するものとします。

(子ども会議)

- 第14条 市は、市政などについて、子どもが意見を表明し参加する場として、青森市子ども会議（以下「子ども会議」といいます。）を置きます。
- 2 市は、子どもに関わることを検討するときは、子ども会議の意見を尊重するよう努めなければなりません。

(子どもの権利の保障の行動計画と検証)

- 第15条 市は、この条例の目的を達成するため、子どもの権利の保障に関する行動計画（以下「行動計画」といいます。）を定めるものとします。
- 2 行動計画の検証は、青森市健康福祉審議会条例（平成18年青森市条例第43号）に定める児童福祉専門分科会で行うものとします。
- 3 行動計画の検証を実施するに当たっては、子ども会議の意見を尊重するよう努めなければなりません。

第4章 子どもにとって大切な権利の侵害からの救済と回復**(相談と救済)**

- 第16条 市は、子どもの権利の侵害に関する相談や救済について、関係機関などと相互に協力と連携を図るとともに、子どもの権利の侵害の特性に配慮した対応に努めなければなりません。

(子どもの権利擁護委員)

- 第17条 市長は、子どもの権利の侵害について、子どもやその関係者から相談や救済の申立てを受け、その救済と権利の回復のために必要な調査、助言、支援などをを行い、これらの調査などの結果を踏まえた是正措置や制度改善の勧告や要請を行うなどのため、青森市子どもの権利擁護委員（以下「委員」といいます。）を置きます。

(委員の職務)

- 第18条 委員の職務は、次に掲げるとおりとします。
- (1) 子どもやその関係者から相談を受け、助言、支援、関係者間の調整を行うこと。
- (2) 子どもやその関係者から救済の申立てを受け、事実の調査や関係者間の調整を行うこと。

- (3) 子どもやその関係者から救済の申立てがなくても、その救済と権利の回復のために必要があると認めるときは、事実の調査や関係者間の調整を行うこと。
- (4) 第2号、第3号の規定による調査などの結果、必要があると認めるときは、是正措置や制度改善について、関係する市の機関に対する勧告や市の機関以外のものに対する要請を行うこと。
- (5) 第4号の規定により勧告や要請を行った後に、必要があると認めるときは、その是正措置などの状況に關しこれらの勧告などを受けたものに報告を求め、その内容を救済の申立てを行った人などに伝えること。
- 2 委員は、第1項第2号、第3号の事実の調査を次の方法により行うことができます。
- (1) 関係する市の機関に対し説明を求め、その保有する文書その他の記録の閲覧や提出を要求し、実地に調査すること。
- (2) 必要な限度において市の機関以外のものに対し、資料の提出、説明その他の必要な協力を求めること。

(委員の人数、任期など)

第19条 委員は、3人以内とします。

- 2 委員は、人格が優れ、子どもの権利に関し専門的知識と経験を持つ人のうちから、市長が委嘱します。
- 3 委員の任期は3年とし、再任を妨げません。
- 4 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはなりません。委員の職を離れた後も同様とします。
- 5 委員は、第4項に定めるもののほか、その職務を遂行するに当たって、次のことを守らなければなりません。
- (1) 子どもやその関係者の人権について、十分に配慮すること。
- (2) 相談や救済の申立てなどの内容に応じ、関係機関などと協力して、その職務を行うこと。
- 6 市長は、委員が第4項前段の規定に違反したことが判明したときやその職務の遂行に必要な適格性を欠くと認めるときは、これを解嘱するものとします。

(勧告の尊重と委員への協力)

- 第20条 第18条第1項第4号の規定により勧告を受けた市の機関は、その勧告の内容を十分に尊重しなければなりません。
- 2 第1項に定めるもののほか、市の機関は、委員の職務に積極的に支援や協力をしなければなりません。
- 3 市の機関以外のものは、委員の職務に協力をするよう努めなければなりません。

(調査相談専門員)

第21条 市長は、子どもの権利の侵害について、子どもやその関係者から相談を受け、委員と連携し、必要な調査、助言、支援を行うため、調査相談専門員を置きます。

第5章 雜則

(委任)

第22条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定めます。

附 則

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行します。ただし、第4章の規定は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行します。

2 青森市子ども会議からの意見聴取

本計画の策定に当たり、子どもの意見を聴取するため、青森市子ども会議において、ワークショップを実施しました。

(1) 日時

令和6年10月19日（土） 9時30分～11時00分

(2) 場所

総合福祉センター 2階 大集会室



(3) 参加者

青森市子ども会議委員 9名（小学生 5名、中学生 3名、高校生 1名）

当日は、青森市子どもの権利擁護委員の 小林 央美 委員をコーディネーターとしてお招きし、本計画について説明していただいた後、3つのグループに分かれてグループワークを行いました。

グループワークでは、「毎日の生活で感じていることや、もっとこうだったらいいのになどと思うことを出し合い、グループごとに発表してみよう。」のテーマのもと、青森市の課題などについて意見を出し合いました。

＜主な意見＞

- ・1つの施設内で色々な習い事ができたり、みんなで集まれる場所があればいい。
- ・年齢や障がいの有無に関わらず、みんなで遊べる大きな公園がほしい。
- ・自然にふれる体験活動をしてみたい。
- ・生物、環境、SDGsなどについて、専門家の講義を受けてみたい。
- ・色々な職種の人の話を聞いてみたい。
- ・通学路で、歩道が無いところや道が暗いところがあって危ない。
- ・通学路の除雪をしてほしい。
- ・災害時に多くの人が情報を得られるよう、防災放送用のスピーカーを増やしてほしい。

これらの意見は、今後、子ども会議で議論を深めながら、本計画の各取組を推進していく中で、その反映について検討していきます。

3 策定経過

年月日	事項
令和5年10月10日	令和5年第6回定例庁議にて青森市子ども総合プラン策定について決定
令和5年10月20日	民生環境常任委員協議会へ「(仮称)青森市子ども総合プラン」の策定について報告
令和5年10月24日	青森市健康福祉審議会児童福祉専門分科会臨時委員の委嘱
令和5年11月24日	令和5年度第1回青森市健康福祉審議会児童福祉専門分科会開催(1回目)
令和5年12月15日～ 令和6年1月15日	アンケート調査実施
令和6年5月24日	令和6年度第1回青森市健康福祉審議会児童福祉専門分科会開催(2回目)
令和6年8月21日	令和6年度第2回青森市健康福祉審議会児童福祉専門分科会開催(3回目)
令和6年8月28日	令和6年度第5回定例庁議にて「青森市こども計画」(素案)について決定
令和6年9月10日	民生環境常任委員協議会へ「青森市こども計画」(素案)について報告
令和6年10月1日～ 令和6年10月31日	わたしの意見提案制度(パブリックコメント)実施
令和6年10月19日	青森市子ども会議開催 ※青森市子ども会議委員に「青森市こども計画(素案)」を説明し、意見を聴取
令和6年11月19日	令和6年度第3回青森市健康福祉審議会児童福祉専門分科会開催(4回目)
令和6年11月28日	令和6年度第9回定例庁議にて「青森市こども計画」について決定
令和6年12月12日	民生環境常任委員会へ「青森市こども計画」の策定について報告

4 青森市健康福祉審議会条例

平成十八年六月二十八日
条例第四十三号

(趣旨)

第一条 この条例は、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号。以下「法」という。）第七条第一項の規定に基づく青森市健康福祉審議会の設置及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第二条 法第七条第一項の規定に基づく社会福祉に関する審議会その他の合議制の機関として、広く健康福祉に関する事項を調査審議する青森市健康福祉審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(調査審議事項の特例)

第三条 審議会は、法第十二条第一項の規定に基づき、児童福祉に関する事項を調査審議するものとする。

2 審議会は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二十五条の規定に基づき、幼保連携型認定こども園（同法第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。）に関する事項を調査審議するものとする。

(組織)

第四条 審議会は、委員五十人以内をもって組織する。

(任期等)

第五条 審議会の委員の任期は、三年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時委員の任期は、当該臨時委員の任命に係る特別の事項に関する調査審議が終了するときまでとする。

(委員長の職務の代理)

第六条 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第七条 審議会の会議は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 臨時委員は、当該特別の事項について会議を開き、議決を行う場合には、前二項の規定の適用については、委員とみなす。

(専門分科会)

第八条 審議会の専門分科会（民生委員審査専門分科会を除く。以下この条において同じ。）に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

2 審議会の各専門分科会に専門分科会長を置き、当該専門分科会に属する委員及び臨時委員の互選によってこれを定める。

3 専門分科会長は、当該専門分科会の事務を掌理する。

4 専門分科会長に事故があるとき、又は専門分科会長が欠けたときは、あらかじめ専門分科会長の指名する委員又は臨時委員がその職務を代理する。

(準用規定)

第九条 前条第二項の規定は、民生委員審査専門分科会について準用する。この場合において、同項中「委員及び臨時委員」とあるのは、「委員」と読み替えるものとする。

2 前項において準用する前条第二項の規定により民生委員審査専門分科会に置かれる専門分科会長については、同条第三項及び第四項の規定を準用する。この場合において、同項中「委員又は臨時委員」とあるのは、「委員」と読み替えるものとする。

(委任)

第十条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十八年十月一日から施行する。

(青森市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

2 青森市特別職の職員の給与に関する条例（平成十七年青森市条例第四十九号）の一部を次のように改正する。

〔次のように〕 略

(青森市費用弁償条例の一部改正)

3 青森市費用弁償条例（平成十七年青森市条例第五十号）の一部を次のように改正する。

〔次のように〕 略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十六号）の施行の日から施行する。ただし、第九条を第十条とし、第五条から第八条までを一条ずつ繰り下げ、第四条を第五条とし、同条の前に一条を加える改正規定及び次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の青森市健康福祉審議会条例第三条第二項の規定による調査審議（幼保連携型認定こども園の設置等の認可に係るものに限る。）は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

5 青森市健康福祉審議会規則

平成十八年九月十九日
規則第八十号

(趣旨)

第一条 この規則は、青森市健康福祉審議会条例（平成十八年青森市条例第四十三号。以下「条例」という。）第十条の規定に基づき、青森市健康福祉審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(専門分科会)

第二条 審議会に、次の各号に掲げる専門分科会を置き、当該各号に掲げる事項を調査審議させるものとする。

- 一 民生委員審査専門分科会 民生委員の適否の審査に関する事項
 - 二 障がい者福祉専門分科会 障害者の健康福祉に関する事項
 - 三 児童福祉専門分科会 児童及び母子の健康福祉に関する事項
 - 四 高齢者福祉専門分科会 高齢者の健康福祉に関する事項
 - 五 地域保健専門分科会 地域住民の健康の保持及び増進に関する事項
- 2 前項に規定する事項以外の事項を調査審議するため、必要があるときは、その他の専門分科会を置くことができる。

(専門分科会の会議等)

第三条 専門分科会の会議については、条例第七条（民生委員審査専門分科会にあっては、同条第四項を除く。）の規定を準用する。この場合において、同条中「審議会」とあるのは「専門分科会」と、「委員長」とあるのは「専門分科会長」と読み替えるものとする。

- 2 専門分科会（民生委員審査専門分科会を除く。）の決議は、これをもって審議会の決議とする。
ただし、重要な事項についてはこの限りでない。

(部会)

第四条 障がい者福祉専門分科会に、審査部会を置き、次の各号に掲げる事項を調査審議させるものとする。

- 一 身体障害者の障害程度の審査に関する事項
 - 二 身体障害者手帳の交付申請に係る医師の指定及び指定の取消しに関する事項
 - 三 指定自立支援医療機関（精神通院医療に係るものを除く。）の指定及び指定の取消し又は効力の停止に関する事項
- 2 専門分科会（民生委員審査専門分科会を除く。）に、前項に規定する部会のほか、必要があるときは、その他の部会を置くことができる。
- 3 部会（審査部会を除く。）に属すべき委員及び臨時委員は、専門分科会に属する委員及び臨時委員のうちから委員長が指名する。
- 4 部会に部会長を置き、部会に属する委員及び臨時委員の互選によってこれを定める。
- 5 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 6 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長が指名する委員又

は臨時委員がその職務を代理する。

(部会の会議等)

第五条 部会の会議については、条例第七条の規定を準用する。この場合において、「審議会」とあるのは「部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

2 審査部会の決議は、これをもって審議会の決議とする。

3 前条第二項に規定する部会の決議は、これをもって審議会の決議とする。ただし、重要な事項についてはこの限りでない。

(庶務)

第六条 審議会、専門分科会及び部会の庶務は、福祉部において処理する。ただし、地域保健専門分科会の庶務は、保健部において処理する。

(委任)

第七条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成十八年十月一日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

6 青森市健康福祉審議会 児童福祉専門分科会 委員名簿

(五十音順)

区分	氏名	所属団体・役職名	備考
委員	大友 啓文	青森市立甲田中学校 校長	
委員	北山 麻里	青森市私立幼稚園協会 会員	
委員	木津谷 春樹	青森市P T A連合会 副会長	
委員	工藤 志穂	青森市私立幼稚園協会 理事	委嘱期間 R5.12.10まで
委員	佐藤 洋子	青森市保育連合会 会長	
委員	清水 和秀	青森県弁護士会 小野・清水共同法律事務所 弁護士	
委員	天間 美由紀	学校法人青森田中学園 青森中央短期大学 講師	
委員	林 丈夫	青森市P T A連合会 副会長	委嘱期間 R6.5.13まで
委員	町田 徳子	青森県発達障がい者支援センター 「ステップ」 所長	
臨時委員	秋田谷 洋子	青森県母子寡婦福祉連合 会長	委嘱期間 R6.7.8まで
臨時委員	大村 ミツ	青森県母子寡婦福祉連合 会長	
臨時委員	佐藤 正	青森警察署生活安全課 課長	
臨時委員	居石 淳子	青森労働局 雇用均等室 室長	
臨時委員	館山 尚	青森市医師会 理事	
臨時委員	鳴海 陽介	青森警察署生活安全課 課長	委嘱期間 R6.3.25まで
臨時委員	八木橋 晃	青森労働局 雇用均等室 室長	委嘱期間 R6.3.31まで

注：所属団体・役職名は、委嘱期間における最終分科会開催時点

7 青森市民憲章



青森市民憲章

わたくしたちは、青い空、青い海、青い森にいだかれ、悠久の歴史と香り高い文化と伝統に満ちた青森市の市民です。

わたくしたちは、郷土あおもりを心から愛し、夢と希望にあふれしあわせなまちとするためこの憲章を定めます。

1 自然をたいせつにし
美しいまちにしましょう

1 元気に働き
活気のある豊かなまちにしましょう

1 たがいに助け合い
あたたかいまちにしましょう

1 笑顔でふれあい
明るく平和なまちにしましょう

1 楽しく学び
いきがいを感じるまちにしましょう

平成17年4月27日制定



青森市こども計画

子どもの権利を保障し、

未来を担うこども・若者と子育て世代を応援するまち

～子育て先進都市 青森市の実現～

発行年月／令和6年11月

発 行／青森市

〒030-0801 青森市新町一丁目3番7号

TEL 017-734-5320（直通）

URL <https://www.city.aomori.aomori.jp/>

編 集／青森市福祉部子育て支援課

